

木曾岬町地域防災計画

地震・津波対策編

令和 8 年 3 月
木 曾 岬 町

目 次

第1章 総則	1
第1節 地震・津波対策の考え方	1
第2節 計画の方針	2
第3節 町及び防災関係機関の責務と業務の大綱	3
第4節 木曽岬町の特質と既往の地震災害	13
第5節 被害想定	15
第6節 震災に関する調査研究の推進	24
第7節 今後検討すべき重要課題と対策	25
第2章 災害予防・減災対策計画	27
第1節 防災意識啓発・防災知識の普及計画	27
第2節 防災訓練実施計画	30
第3節 自主防災組織の育成・強化計画	32
第4節 ボランティア活動受入支援計画	37
第5節 企業・事業所の防災活動の促進	39
第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画	40
第7節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	41
第8節 地域内資源動員計画	43
第9節 災害対策本部整備計画	44
第10節 情報収集・連絡計画	46
第11節 通信及び放送施設災害予防計画	47
第12節 津波災害予防計画	51
第13節 避難対策計画	53
第14節 医療・救護計画	62
第15節 緊急輸送計画	64
第16節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画	66
第17節 建築物災害予防計画	71
第18節 火災予防計画	73
第19節 危険物施設等災害予防計画	74
第20節 地盤災害防止計画	75
第21節 公害対策計画	76
第22節 災害廃棄物処理体制の整備	77
第3章 発災後対策計画	78
第1節 活動体制計画	78
第2節 災害対策要員の確保	90
第3節 自衛隊災害派遣要請要求計画	91
第4節 ボランティア活動支援	95
第5節 地震・津波情報等の伝達活動	97

第6節	被害情報収集・連絡活動・広報体制の確保と運用	102
第7節	広域的な応援・受援体制の整備	111
第8節	通信運用計画・通信機能の確保	113
第9節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	116
第10節	要配慮者対策	124
第11節	学校・園における幼児児童生徒の安全確保	126
第12節	消防救急活動	127
第13節	救助活動	133
第14節	医療・救護活動	135
第15節	災害警備活動	140
第16節	交通応急対策	142
第17節	障害物除去活動	145
第18節	緊急輸送活動	147
第19節	県防災ヘリコプター活用計画	151
第20節	危険物施設等災害応急対策	153
第21節	公共施設・ライフライン施設応急対策	156
第22節	農業施設等災害応急対策	165
第23節	住民への広聴・広報活動	166
第24節	給水活動	170
第25節	食料供給活動	175
第26節	生活必需品等供給活動	178
第27節	防疫・保健衛生活動	182
第28節	廃棄物対策活動	185
第29節	遺体の取扱い	188
第30節	文教対策	192
第31節	住宅応急対策	196
第32節	災害救助法の適用	200
第33節	災害義援金・義援物資の受入・配分	203
第4章	復旧対策	204
第1節	公共施設災害復旧事業計画	204
第2節	財政金融計画	206
第3節	中小企業振興対策	209
第4節	農漁業経営安定対策	210
第5節	被災者の生活確保	211
第6節	被災者生活再建支援制度	214
第7節	激甚災害の指定	216
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	218
第1節	総則	218
第2節	関係者との連携協力の確保	218

第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	219
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	224
第5節	防災訓練計画	224
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	225
第7節	地震防災上緊急に実施すべき事業の整備計画	226
第6章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	227
第1節	南海トラフ地震臨時情報について	227
第2節	配備体制	229
第3節	対応の方針	230
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の準備事項	231
第5節	避難対策等	231
第6節	市民のとりべき行動	231
第7章	地震防災強化計画	232
第1節	総則	232
第2節	地震災害警戒本部の設置等	233
第3節	情報伝達計画	235
第4節	住民等への広報計画	237
第5節	避難対策計画	238
第6節	緊急輸送計画	241
第7節	自衛隊との連携計画	243
第8節	消防活動に関する計画	244
第9節	社会秩序維持計画	245
第10節	ライフライン施設応急対策計画	246
第11節	交通対策計画	249
第12節	食料、生活必需品確保計画	251
第13節	医療・救護計画	252
第14節	公共施設等対策計画	253
第15節	住民等のとりべき措置	255
第16節	大規模な地震に係る防災訓練計画	256
第17節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	257
第18節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	259

第1章 総則

第1節 地震・津波対策の考え方

第1 木曽岬町及び三重県のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から13年が経過し今もなお、復興に向けた取組が継続されており、多くの方が避難生活を余儀なくされている。

また、令和6年1月1日には能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害をもたらされた。

東日本大震災や能登半島地震以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実であり、国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度とされている。

これらのことを踏まえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の三重県の被害想定は、死者は最大で約53,000人、全壊・焼失建物棟数は最大で約248,000棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されている。

この事実を踏まえ、行政・地域・住民・事業所等が一体となって、全員が危機感をもって事前の地震・津波対策に万全を期すことで、被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくこと、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することを目指していく必要がある。

第2 地震・津波対策の基本的な考え方

町・県・防災関係機関・事業者・地域・住民の総合力で地震・津波対策に取り組むものとする。「自助」「共助」「公助」の有機的な連携なしに住民の生命は救えないことが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方とする。

各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要がある。

“防災の日常化”という概念のもと、町や県、防災関係機関が防災対策の中心となってあらためて災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいくとともに、これらをもう一歩前に進め、事業者、地域、住民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共助」「公助」が一体となった防災対策体制の構築を目指していくものとする。

第2節 計画の方針

第1 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、木曾岬町防災会議が作成する「木曾岬町地域防災計画」の「地震・津波対策編」である。

なお、この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画等を含むものであり、この計画中、第5章は、南海トラフ特措法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」とし、第7章は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づく「地震防災強化計画」とする。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第3 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 町 災 対 本 部 ……木曾岬町災害対策本部をいう。
- 判 定 会 ……気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 4 防 災 関 係 機 関 ……県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 6 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 7 大 震 法 ……大規模地震対策特別措置法をいう。
- 8 南海トラフ特措法 ……南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 9 復 興 法 ……大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 10 南海トラフ地震 ……三重県の地震被害想定調査における(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震の総称
- 11 要 配 慮 者 ……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 12 避難行動要支援者 ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 13 その他の用語については、基本法及び大震法の例による。

第3節 町及び防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任及び役割

1 木曽岬町

木曽岬町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、木曽岬町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関等の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、その総合調整を行う。

また、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、日頃から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに町及び県その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

6 住民・自主防災組織・事業者

(1) 住民

ア 住民は、常に地震・災害に対する危機意識をもって、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。

イ 住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

(2) 自主防災組織

ア 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

イ 自主防災組織は、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

(3) 事業者

ア 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識をもって、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

イ 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入に関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入に関する措置

- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 桑名警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

4 指定地方行政機関

- (1) 東海農政局
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
 - ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (2) 第四管区海上保安本部
 - ア 情報の収集及び伝達に関すること。

イ 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。

ウ 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。

エ 船舶交通の障害の除去に関すること。

オ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。

カ 法令の海上における励行に関すること。

(3) 津地方気象台

ア 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ 気象、地象（地震にあては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(4) 中部地方整備局

ア 災害予防

(ア) 所管施設の耐震性の確保

(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実

(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

(オ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施

(カ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施

(キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(ク) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保

(ケ) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有

イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。

ウ 応急・復旧

(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

(イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力

(ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施

(エ) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施

- (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (キ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (ク) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (ケ) 所管施設の緊急点検の実施
- (コ) 情報の収集及び連絡
- (サ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (シ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- (ス) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
- (5) 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (6) 東海財務局
 - ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
 - オ 金融上の諸措置
- (7) 東海北陸厚生局
 - ア 災害状況の情報収集、連絡調整
 - イ 関係職員の派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (8) 中部経済産業局
 - ア 所掌事務にかかる災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力、ガスの供給の確保に関すること
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整
 - エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
 - オ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
- (9) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌にかかる施設の保安の確保に必要な監督指導
 - イ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)の円滑な実施
- (10) 中部運輸局
 - ア 所掌事務にかかる災害情報の収集及び伝達
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保

オ 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督

ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導

ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

コ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

(11) 東海総合通信局

ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

オ 非常通信協議会の運営に関すること

カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(12) 三重労働局

ア 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施

イ 事業場における労働災害発生状況の把握

ウ 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

(13) 国土地理院中部 地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施

エ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

- ア 南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
- イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

- ア 南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
- イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
- エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDDI株式会社中部総支社

- ア 南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) ソフトバンク株式会社

- ア 南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(5) 楽天モバイル株式会社

- ア 南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(6) 独立行政法人 国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸部ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

(7) 日本赤十字社三重県支部

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う医療救護の派遣準備
- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 救援物資の配分
- エ 災害時の血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他災害救護に必要な業務

(8) 日本放送協会津放送局

- ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
- イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための住民への周知
- エ 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- オ 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(9) 中日本高速道路株式会社

伊勢湾岸自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

(10) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ウ 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携
- エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況、復旧見込、二次災害防止など広報活動の実施

(11) 日本郵便株式会社

- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
- イ 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
- (12) 東邦ガス株式会社
- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策にかかる措置の実施
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置
 - ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保
- 6 指定地方公共機関
- (1) 公益社団法人三重県医師会
- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
- (2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）
- 日本放送協会津放送局に準ずる
- (3) 一般社団法人三重県トラック協会
- 災害応急活動のための県災対本部からの車両借上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
- (4) ガス事業者（一般社団法人三重県LPGガス協会）
- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
- (5) 三重交通株式会社
- ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (6) 公益社団法人三重県歯科医師会
- ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
- (7) 一般社団法人三重県建設業協会
- ア 応急仮設住宅の建設への協力
 - イ 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力
- 7 自衛隊
- (1) 要請に基づく災害派遣
 - (2) 関係機関との防災訓練に協力参加
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 産業経済団体（三重北農業協同組合、木曽岬町水産業振興組合、木曽岬町商工会等）
- 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対す

る協力

- (2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、社会福祉協議会、他団体等）

被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力

- (3) 危険物施設等の管理者

町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施

- (4) 鍋田川樋門管理者（愛知県・三重県）

災害警報時の鍋田川上・和富・下樋門の適切な管理

資料編・防災関係機関の連絡先

第4節 木曾岬町の特質と既往の地震災害

第1 本町周辺の地質

本町周辺に分布する地層は、古い方から年代順に美濃帯に属する中生代三畳—ジュラ系（今から約2億3000万年～1億9000万年前）、白亜紀（約1億年前）と推定される貫入岩類、新生代第三紀中新世（約1600万年前）の第一瀬戸内累層群、鮮新一更新統東海層群、そして第四系（約80万年前以降）である。これらの地層や岩体のうち、中生界は養老山地を形成している。中新統は地表には露出していない。東海層群（奄芸層群とも呼ばれる。）は丘陵部を構成し、さらに濃尾平野地下にも厚く分布している。第四系は力尾累層（下部更新統）・段丘堆積物（中—上部更新統）・沖積層として分布するが、濃尾平野地下においても東海層群の上位に堆積している。

第2 本町周辺の地震発生状況

本町周辺の活断層（一志断層系、養老断層系、桑名・四日市断層）を震源とするようなマグニチュード5規模の中地震は、木曾川河口付近で数回、菰野町で明治36年（1903年）7月6日に発生している。

一方、1586年1月18日に発生した天正地震は、近畿・東海・北陸の広い範囲にわたって大きな被害を与えたが、この地域でも木曾川輪中地帯から臨海部で地盤が大きく沈下し、当時あった長島城は地盤の液状化によって倒壊し、その直後に高さ3mの津波の襲来を受け、また桑名城も倒壊したことが記録に残されている。

当地域における震央が伊勢湾最北部であったことや、その震源断層が養老断層・桑名断層・伊勢湾断層などであった可能性が指摘されている。

明治24年（1891年）10月28日に発生した濃尾地震では、木曾川河口部から輪中地帯で20～30cm、桑名市で5～8cmの地盤沈下をみた。＊推定M7.9

昭和19年（1944年）12月7日に発生した東南海地震では、濃尾平野南部で家屋の損壊があり、弥富市や桑名市長島町では100cmも沈下した場所があった。＊推定M8.0

また、伊勢湾に面した臨海部や木曾川をはじめとする河川周辺地域には、液状化が発生する可能性のある地点が広く分布しており、特に、庄内川・木曾川に挟まれた湾岸地域や木曾川・長良川河口の輪中地帯では、液状化の可能性のある地点が集中している。

昭和21年（1946年）12月21日に発生した南海地震は、地震の規模では東南海地震を上回る大きいものであったが、被害はそれほど大きいものではなかった。

昭和23年（1948年）6月28日に発生した福井地震は、地盤の軟弱な沖積平野のうえに広がる福井市の直下を震源とする地震で直後には火災が発生し、各地で液状化が見られた。

平成7年（1995年）1月17日に発生した兵庫県南部地震は、神戸市を中心に淡路島・芦屋市・西宮市・尼崎市など死者6000人以上に達する甚大な被害をもたらした。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）では、津波による被害など1都9県が災害救助法の適用を受ける戦後最大の被害となり、死者・行方不明者は18,000人以上に及んだ。また、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災者の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。

これらの地震は、地震・津波対策の緊急性と重要性を国民全体にあらためて認識させるとともに、数々の教訓を残した。

第3 本町周辺の既往津波の状況

本町周辺で記録された既往津波は、伊勢湾北部沿岸地域で南海トラフを震源とする海溝型地震に伴う津波が90～150年程度の周期で記録されているほか、被害は出ていないもののチリ地震で1.3m、東北地方太平洋沖地震で1.05mの波高の津波を名古屋で観測している。

第5節 被害想定

第1 プレート境界型地震にかかる被害想定

1 想定する地震モデル

平成24～25年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測が行われている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することをいう。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することをいう。

今回の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査を実施している。

(ハザード予測結果)

- ① 強震動予測結果（震度分布）
- ② 強震動予測結果（液状化危険度）
- ③ 津波予測結果

(リスク予測結果)

- ① 人的被害（死者）
- ② 建物被害
- ③ 交通施設障害（道路施設）
- ④ 生活支障等（避難者）
- ⑤ 災害廃棄物等

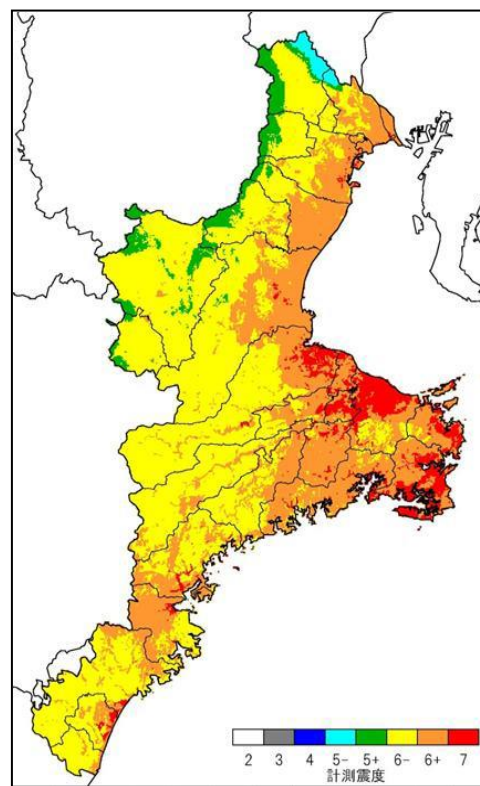
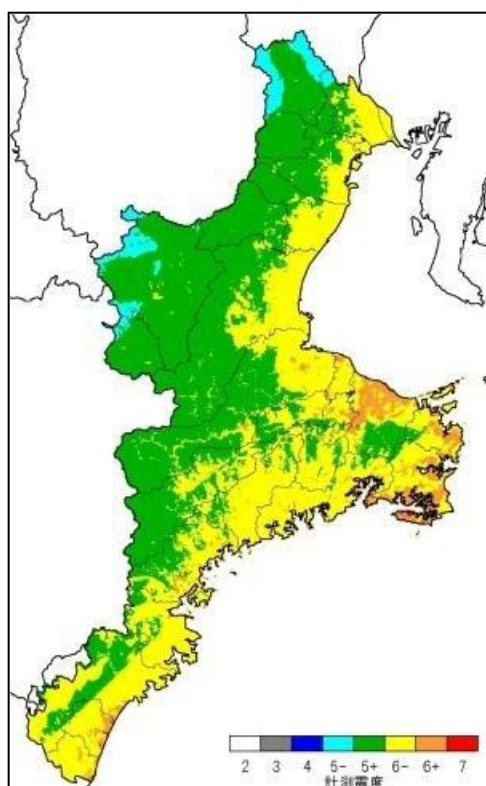
2 ハザード予測結果

(1) 強震動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震



想定地震における震度面積及び割合

		4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
過去最大クラスの南海トラフ地震	面積(km ²)	0	191.5	2,843.9	2,449.2	287.2	5.6
	面積割合(%)	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%
理論上最大クラスの南海トラフ地震	面積(km ²)	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
	面積割合(%)	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

木曽岬町最大震度一覧表

最大震度	
南海トラフ(過去最大)	南海トラフ(理論上最大)
6 弱	7

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。）では、本町において、震度6弱が想定されている。

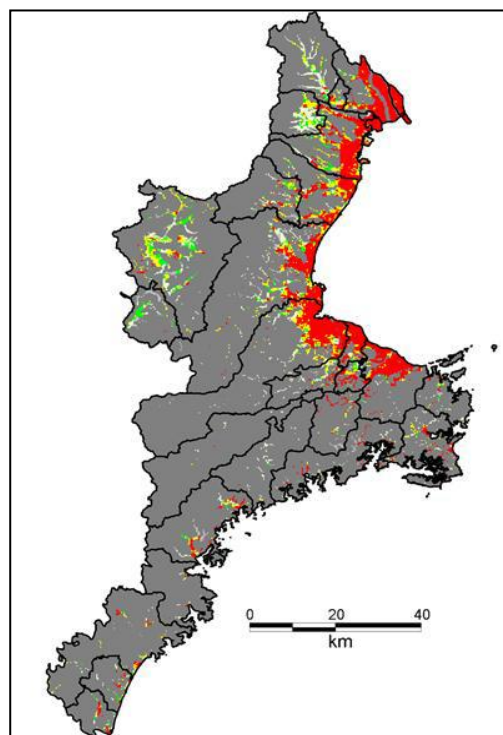
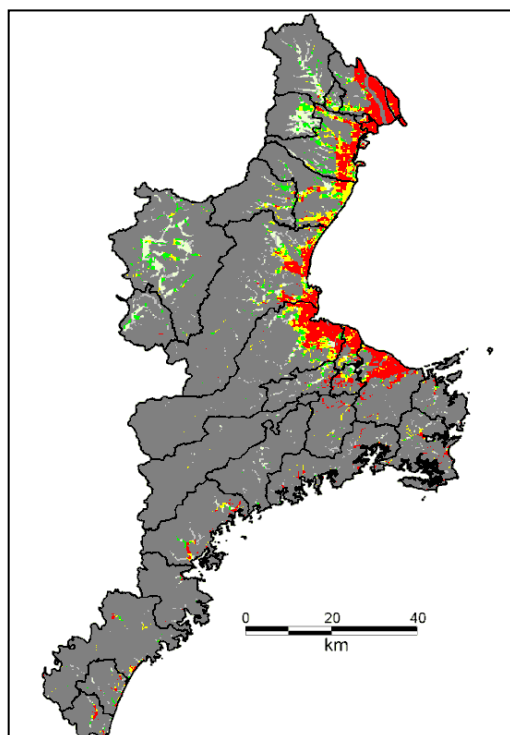
理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。）では、本町において、震度7が想定されている。

(2) 強震動予測結果（液状化危険度）

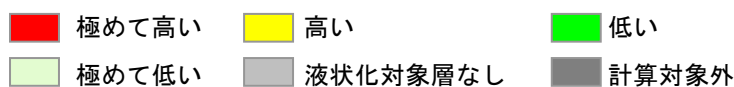
想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震



液状化危険度



液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、町内のほぼ全域において、危険度が極めて高い範囲となっている。

(3) 津波予測結果

今回の地震被害想定調査では、県内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約230km²、理論上最大クラスの地震で約280km²と予測している。

南海トラフ地震による津波浸水面積

地域区分	浸水面積 (km ²)	
	過去最大	理論上最大
北勢	66.40	82.11
中勢	75.57	88.73
伊勢志摩	75.09	87.69
東紀州	16.76	25.15
計	233.82	283.68
伊勢湾沿岸（伊勢市以北）	179.03	208.57
熊野灘沿岸（鳥羽市以南）	54.79	75.11

ア 本町の、過去最大クラスの地震による 20cm 津波到達時間及び最大津波高

地点名	過去最大クラス計算結果	
	20cm 津波到達時間（分）（※）	最大津波高（m）（T. P. 上）
木曽岬町	86	2.7

※「20cm津波到達時間（分）」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が20cm上昇するまでに要する時間を示している。

3 リスク予測結果

（１） 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示している。

過去最大クラスの地震では、町全体で津波により約400人が死亡すると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、町全体で約500人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約500人、建物倒壊等による死者は約30人となっている。

木曽岬町における死者数

単位：人

	過去最大クラスの地震	理論上最大クラスの地震
建物倒壊等	—	約30
うち家具転倒等	—	—
津波	約400	約500
うち逃げ遅れ	約300	—
うち自力脱出困難	—	—
急傾斜地等	—	—
火災	—	—
計	約400	約500

※冬深夜発災ケース

※理論上最大クラスの地震は、地震ケースが陸側ケース、津波ケースが津波ケース⑨（中央防災会議の「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月29日）」において、「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を2箇所設定したケース）とする。

※端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※理論上最大クラスの地震は、それぞれ津波3ケース（①⑥⑦⑨⑩）の組合せのうちの最大値を抽出した数値を記載している。従って、計は本表の建物倒壊等、津波、急傾斜地等、火災の合計と一致するものではない。

（２） 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示している。

過去最大クラスの地震では、町全体で約2,100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにより約50棟が全壊、液状化により約50棟が全壊、津波により約2,000棟が流出すると予測している。

理論上最大クラスの地震では、町全体で約2,400棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにより約700棟が全壊、液状化により約50棟が全壊、津波により約1,700棟が流出すると予測している。

木曽岬町における全壊・焼失棟数

単位：棟

	過去最大クラスの地震	理論上最大クラスの地震
揺れ	約50	約700
液状化	約50	約50
津波	約2,000	約1,700
急傾斜地等	—	—
火災	—	—
計	約2,100	約2,400

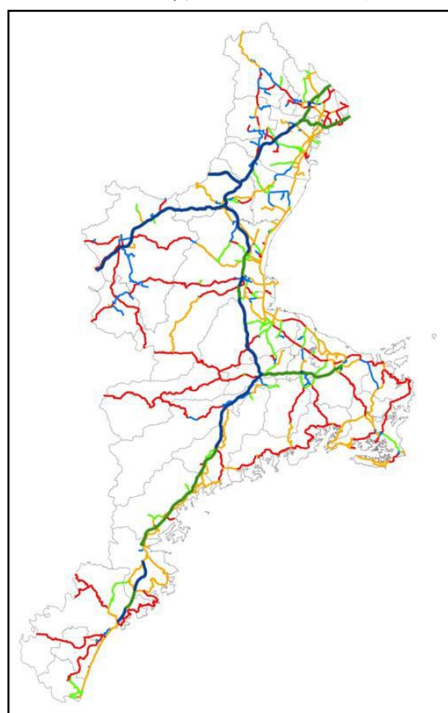
※理論上最大クラスの地震は、地震ケースが陸側ケース、津波ケースが津波ケース⑦（中央防災会議の「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月29日）」において、「紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定したケース）とする。

（3）交通施設障害（道路施設）

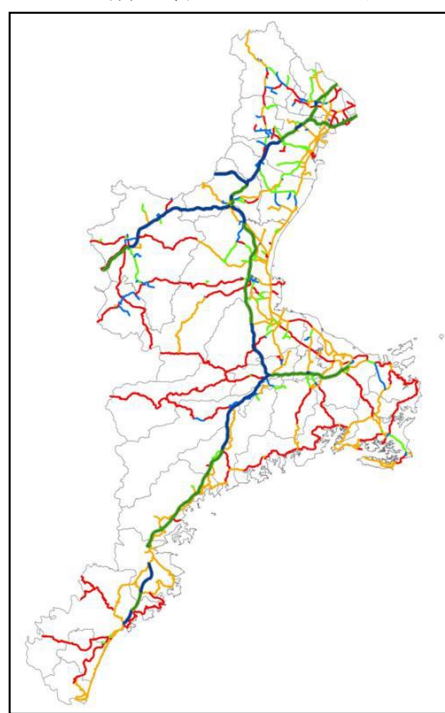
緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震、理論上最大クラスの地震ともに、緊急輸送が可能なレベルの復旧に1週間以上かかると予測している。

緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



[影響度ランクと復旧日数目安]

※緊急輸送が可能なレベルの復旧

— A A : 1週間以上 — A : 3日～1週間 — B : 当日～3日 — C : なし

(4) 生活支障等（避難者）

避難者数の予測は、「(2) 建物被害」と同様に、「冬・夕18時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。

木曽岬町における避難者数

単位：人

	過去最大クラスの地震	理論上最大クラスの地震
1 日後	約6,600	約6,700
避難所	約4,400	約4,400
避難所外	約2,200	約2,300
1 週間後	約5,100	約5,600
避難所	約4,400	約4,900
避難所外	約700	約800
1 ヶ月後	約6,400	約6,600
避難所	約1,900	約2,000
避難所外	約4,500	約4,600

※冬夕発災。

※理論上最大クラスの地震は、地震ケースが陸側ケース、津波ケースが津波ケース⑦とする。

(5) 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、約500千トンから約900千トンと予測している。

理論上最大クラスの地震も同様に、約500千トンから約900千トンと予測している。

災害廃棄物発生量

	災害廃棄物等発生量（千トン）		
	災害廃棄物	津波堆積物	計
過去最大クラス	約200	約300～約700	約500～約900
理論上最大クラス	約200	約300～約700	約500～約900

第2 内陸直下型地震にかかる被害想定

1 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が懸念される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分な備えが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、揺れに伴うハザード予測と

リスク予測を行っている。

なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示している。

(ハザード予測結果)

- ① 強震動予測結果（震度分布）
- ② 強震動予測結果（液状化危険度）

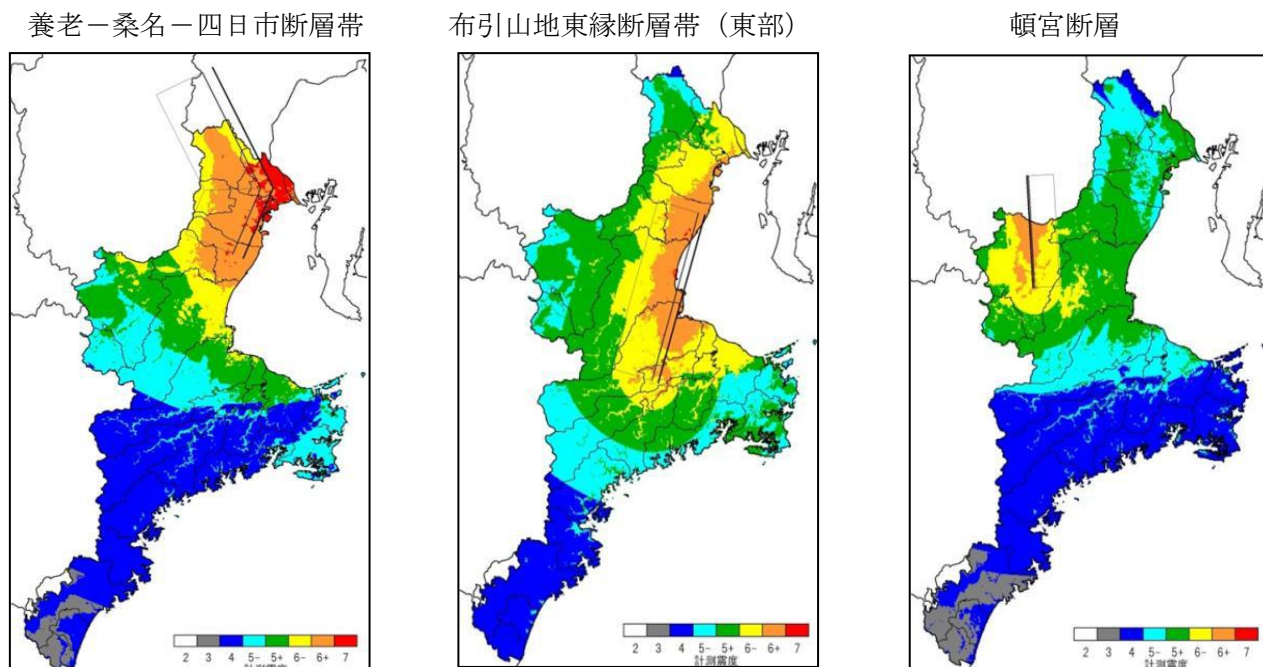
(リスク予測結果)

- ① 人的被害（死者）
- ② 建物被害

2 ハザード予測結果

(1) 強震動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図



		3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
養老-桑名- 四日市断層帯	面積(km ²)	204.92	2,119.87	1,143.56	975.84	534.11	669.66	129.35
	面積割合(%)	3.6%	36.7%	19.8%	16.9%	9.2%	11.6%	2.2%
布引山地東縁 断層帯 (中部)	面積(km ²)	0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
	面積割合(%)	—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%
頓宮断層	面積(km ²)	340.49	2,221.54	1,115.89	1,543.25	436.18	119.95	0.00
	面積割合(%)	5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

木曽岬町最大震度一覧表

最大震度		
養老－桑名－四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（東部）	頓宮断層
7	6 強	5 強

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震（以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）では、本町において、震度7の想定となっている。

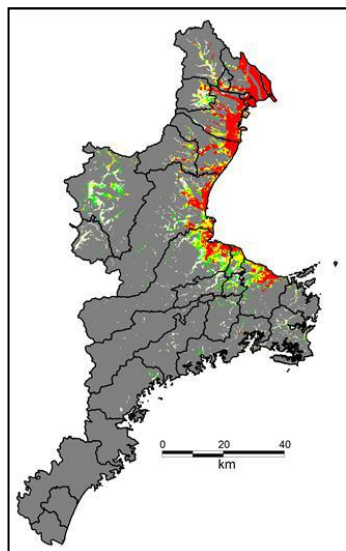
布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。）では、本町において、震度6強以上が想定されている。

頓宮断層を震源とする地震（以下、本項では「頓宮断層地震」という。）では、本町において、震度5強以上が想定されている。

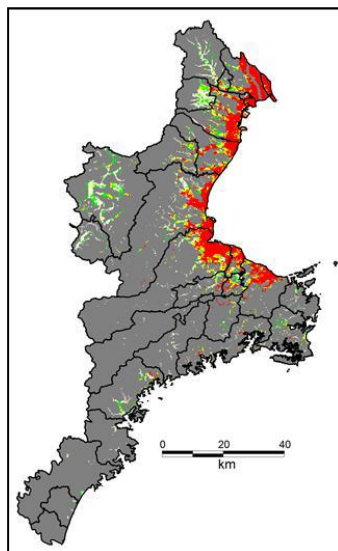
（2） 強震動予測結果（液状化危険度）

想定地震における液状化危険度

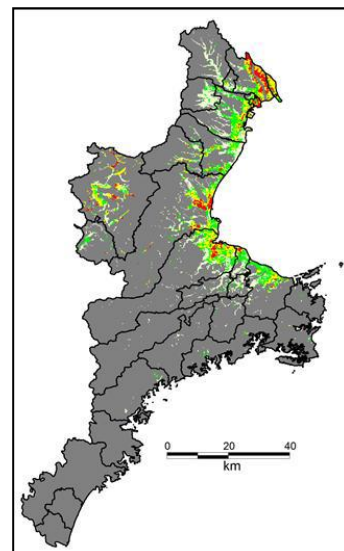
養老－桑名－四日市断層帯



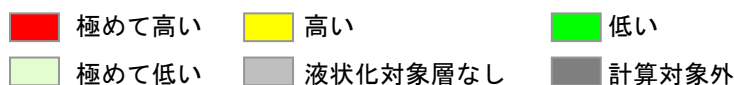
布引山地東縁断層帯（東部）



頓宮断層



液状化危険度



内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震、布引山地東縁断層帯（東部）地震において、町内全域に液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

また、頓宮断層地震においても、町内全域に液状化危険度が高い範囲が広がっている。

3 リスク予測結果

(1) 人的被害（死者）

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震において、町全体で約60人が死亡すると予測されている。

木曽岬町における死者数

単位：人

	養老－桑名－四日市 断層帯	布引山地東縁断層帯 (東部)	頓宮断層
建物倒壊	約60	—	—
うち家具転倒等	—	—	—
急傾斜地崩壊等	—	—	—
火災	—	—	—
計	約60	—	—

※冬深夜発災ケース

(2) 建物被害

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、町全体で約1,100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約1,000棟が全壊し、液状化により約50棟が全壊、火災により約40棟が焼失すると予測している。

布引山地東縁断層帯地震では、町全体で約100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約70棟が全壊し、液状化により約50棟が全壊すると予測している。

頓宮断層地震では、町全体で約40棟の建物被害が予測され、全て液状化に伴い全壊すると予測している。

木曽岬町における全壊・焼失棟数

単位：棟

	養老－桑名－四日市 断層帯	布引山地東縁断層帯 (東部)	頓宮断層
揺れ	約1,000	約70	—
液状化	約50	約50	約40
急傾斜地等	—	—	—
火災	約40	—	—
計	約1,100	約100	約40

※冬夕18時発災。

第6節 震災に関する調査研究の推進

地震発生メカニズムは、複雑多様であり、かつ、同時に広域にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となることから、防災関係機関は相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震・津波対策に取り込み、充実に図っていく必要がある。

- 1 地震時の地盤性状に関する調査研究
- 2 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究
- 3 地震時の出火、延焼に関する研究
- 4 地震時のライフラインの影響に関する調査研究
- 5 公共施設の耐震性に関する調査研究
- 6 津波災害に関する調査研究
- 7 地震に伴う社会心理に関する研究
- 8 人的被害及び避難に関する研究
- 9 その他地震防災に関する研究

第7節 今後検討すべき重要課題と対策

第1 基本方針

木曽岬町防災会議等の意見を踏まえ、本町の地震・津波対策の充実を考えるうえで、優先的に実施すべき重要課題について整理する。

第2 検討課題と防災対策の推進

1 津波対策の充実

本県は複雑に入り組んだ海岸線を有しており、本町も伊勢湾の最奥、木曽三川の河口・木曽川の左岸部に位置し、町域全体が海拔ゼロメートル以下の三角洲となっているため、東南海地震や南海地震等の南海トラフを震源とするプレート境界地震が発生した場合には、津波による被害も十分想定した対策を講じておく必要がある。

そのため、ハード・ソフトの両面から、津波対策について、桑名地域防災総合事務所、関係機関と総合的に検討するものとする。

(1) 避難行動要支援者に最大限配慮した津波避難対策

津波から町民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題となる。一人暮らし高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者のうち、特に避難行動要支援者については、避難支援を円滑に行うため、個々の状況等を登載した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

(2) 県内市町間、県外府県等との連携による広域的な受援体制の整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定され、沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受け入れるための体制の整備が求められる。これらを本町のみで対応することは不可能であるため、県内内陸部市町、他府県(市町)、ボランティア等と連携した広域的な受援体制の整備を推進する。

(3) 防災教育の充実

甚大な災害が発生した場合には、町や県等における災害対策活動には限界があり、住民による災害対策活動が重要となるため、住民は、常に風水害等に対する危機意識をもって、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努めるとともに、災害に強い地域づくりを目指し、平常時から、小学生から社会人に至るライフステージに応じた防災教育の充実を図る。

2 軟弱地盤に対する施策の検討

軟弱地盤地帯にある当町では、地震動が長時間続いた場合、液状化現象が発生し堤防すらも破堤することが想定される。また、公共施設建設時においては、基礎杭を地中深く打ち込む必要があり、次のことについて検討するものとする。

(1) 軟弱な地盤に起因する公共施設の強化

(2) 公共施設建設にかかる地震防災緊急事業の認定要望

3 避難路の整備

災害時における避難路の指定を検討するとともに、避難路の整備及び避難施設に対する案内表示板の整備の充実を図る。

4 「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携した災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大規模災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進する。

5 復旧・復興計画の充実

甚大な被害を被った場合は、災害応急対策と同様に、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す「復旧対策」に加え、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策を検討する必要がある。

具体的には、次のことが検討事項として考えられる。

- (1) 復旧・復興計画の構成
- (2) 復興の基本方針
- (3) 整理すべき事項 等

6 防災長期年計画の策定

南海トラフ地震等の発生に備えて、あらためて人、建築物、都市基盤等の防災力の向上を目指した防災戦略を検討していく必要がある。

具体的には、次のことが検討事項として考えられる。

- (1) 防災面から見た 30 年後の木曽岬町のあるべき姿
- (2) 超長期的な対応が必要な防災対策の洗い出し
- (3) 具体的な施策等

第2章 災害予防・減災対策計画

第1節 防災意識啓発・防災知識の普及計画

関係機関
危機管理課 総務政策課 福祉課 子ども・健康課 教育委員会 消防団

町職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともにあらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の向上に努め、南海トラフ地震等が発生しても被害を最小限に抑えるなど災害に強い町土を支える人（住民、町職員）をつくる。また、防災知識の普及にあたっては、特に、要配慮者に十分配慮するものとする。

第1 住民に対する普及計画

災害を防止するためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに住民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が被害を少なくする原点である。

住民が地震防災の正しい知識と判断をもって行動できるよう、適切な避難や防災活動に役立つハザードマップ、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事や地震体験車による巡回時等に配布するとともに、報道機関と協力して災害予防、応急措置等知識の普及等に努めるものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 2 地震・津波に関する一般的な知識
 - 3 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - 4 正確な情報入手の方法
 - 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - 6 各地域における津波危険予想地域等に関する知識
 - 7 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - 8 避難生活に関する知識
 - 9 日頃住民が実施しうる応急手当、飲料（水）、食料（非常食）及び生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - 10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 本町における防災知識の普及計画は、次のとおりである。

予定時期	種別	内容	方法	摘要
8月～ 9月	台風災害	台風に備えて	町広報紙 防災行政無線	
9 月	防災の日	地震に備えて	町広報紙 広報車	
洪水予想時期	洪水、出水災害	洪水に備えて	町広報紙 防災行政無線	
12月～ 3月	火災	火災予防について	町広報紙 広報車 防災行政無線	随時パンフレット配布

第2 要配慮者に対する普及計画

要配慮者については、障がいの程度に応じた対応が必要なため、主に次の事項について普及に努めるものとする。

- 1 家具等の転倒防止や、たんすの引き出しは飛び出さないように工夫する。
- 2 災害時に継続的に連絡を受けられるよう日頃より地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法、聴覚障がい者の連絡のとり方等は、あらかじめ決めておくようにする。
- 3 暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

第3 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を幼児児童生徒に理解させるため、各学校（園）における地域の実情に即した必要な防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

第4 職員に対する防災教育

1 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

- (1) 各災害に対する防災知識
- (2) 過去の主な災害事例
- (3) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 地震・津波に関する一般的な知識
- (5) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (9) 家庭内での地震防災対策の内容

3 マニュアルの作成

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時に活用する各種マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

第5 個人備蓄の推進

地震発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を3日間分以上（できれば7日間程度）、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

第6 自動車運転者に対する普及計画

広報紙等を通じ、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項等について教育、広報を行う。

また、日頃から災害時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

第2節 防災訓練実施計画

関係機関
各課共通

地震が発生し、又は地震発生に伴う災害が発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は、他の防災関係機関と相互に連携し防災活動を行うことが重要である。

そのためには、南海トラフ地震等の大規模地震を想定して年1回以上の防災訓練を実施し、防災機能の向上を図るとともに、要配慮者にも配慮し、広く住民等の参加を求め、広範な防災意識の高揚に努めるものとする。

第1 通信連絡訓練の強化検討

大規模地震が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第2 総合防災訓練

防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）中の防災とボランティアの日（1月17日）並びに津波防災の日（11月5日）を中心に県及び防災関係機関と連携し、地域住民等の協力により大規模地震を想定した、円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とした総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

第3 自主防災組織訓練

自主防災組織や事業所等が計画に従い防災訓練を行う。訓練にあたっては、防災関係に従事する町職員及び防災関係者を派遣して、避難訓練や救護、炊出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

町は、自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

	非常時に有効な訓練例
1	消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練
2	倒壊家屋等からの救出訓練
3	負傷者の手当及び救命訓練
4	飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
5	炊出し訓練
6	要配慮者の参加する避難訓練

第4 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、次回の訓練に反映させるように努めるものとする。

第5 住民が実施する防災訓練への支援

町は、自治会や防災ボランティア・グループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

第6 県の防災訓練への協力・参画

町は、県が実施する防災訓練への協力と参画に努める。

第3節 自主防災組織の育成・強化計画

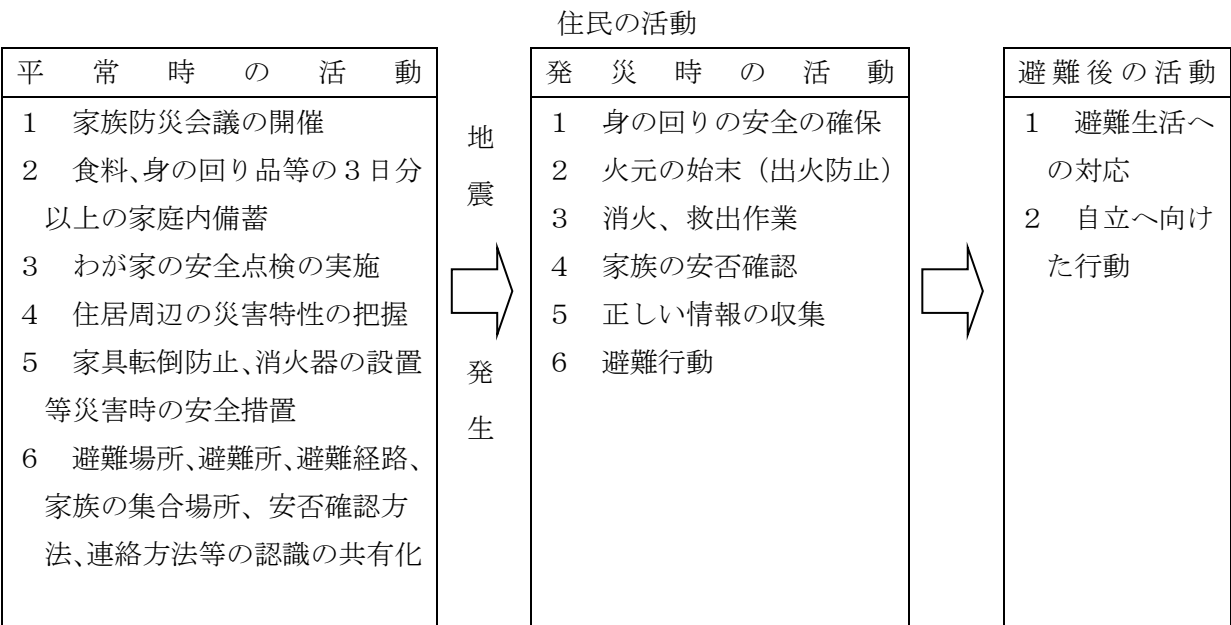
関係機関
危機管理課
消防団

南海トラフ地震等の大規模地震による災害は、広い地域で同時に発生するため、道路交通や通信手段の混乱等により防災関係機関の活動が著しく妨げられることが予想される。

このような事態に対処するためには「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図る必要があることから、地域及び事業所単位での自主防災組織の活動の強化を図る。

第1 住民の自主防災活動の促進

平常時からの備えや地震発生後に必要な行動について、パンフレット等の作成、講習会の実施などにより、住民へ周知を図る。



第2 本町における自主防災組織の結成状況

本町においては、概ね100世帯を単位として自主防災組織が結成されており、町内の全ての18地区に配置されている。

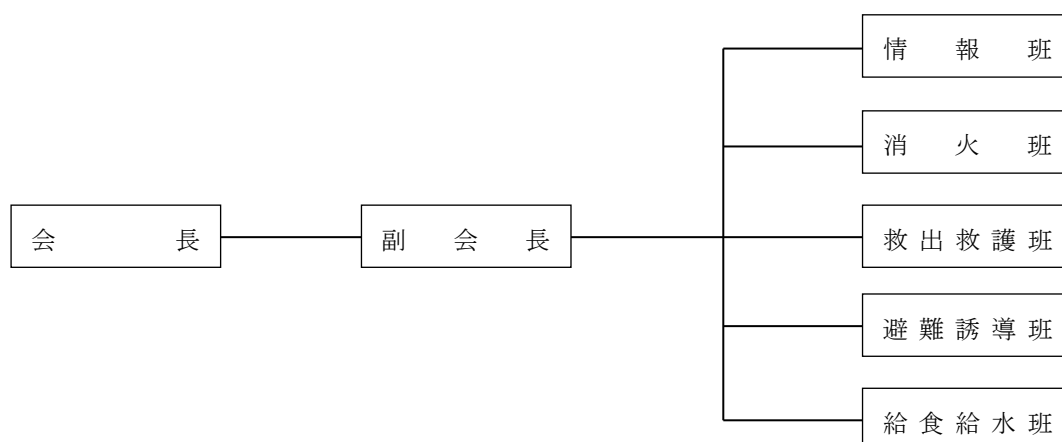
【地区名】

見入地区、加路戸・外平喜地区、西対海地・小林地区、富田子地区、田代・近江島地区、栄地区、西白鷺川地区、新富田子地区、三崎地区、東富田子地区、藤里台地区、なぎさ台地区、南栄地区、中栄地区、上和泉・下和泉地区、中和泉・小和泉・第2栄地区、雁ヶ地・脇付地区、源緑輪中地区

1 自主防災組織の編成例

自治会を単位として、防災担当役員を設けて防災活動を効果的に実施できる組織とする。

組織編制例



2 平常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 火災予防の啓発	消火班
	2 延焼危険地区、消防水利等の把握	〃
救出対策	1 救出用資機材の整備計画の立案	救出救護班
	2 建設業者などへの重機の事前協力要請	〃
救出救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導	救出救護班
	2 応急手当講習会の実施	〃
	3 負傷者収容についての医療機関との協議	〃
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案	情報班
	2 町防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	〃
避難対策	1 避難対象地区の把握	避難誘導班
	2 避難路を決定し周知	〃
	3 自力で避難困難な者のリストアップ	〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底	給食給水班
	2 飲料水が確保できる場所の把握	〃
	3 炊出し、配分計画の立案	〃
防災訓練	1 個別訓練の随時実施	各班
	2 町が行う防災訓練への参加	〃
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

3 非常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 各自家庭における火の始末	全 員
	2 初期消火の実施	〃
	3 延焼の場合は消火班出動	消 火 班
救出対策	1 初期救出の実施	救出救護班
	2 建設業者への応接要請	〃
救出救護 対策	1 軽傷者は各世帯で処置	各 世 帯
	2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置	救出救護班
	3 重傷者などの医療機関への搬送	〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告	各世帯
	2 情報の集約と町等への報告	情報班
	3 隣接自主防災組織との情報交換	〃
	4 重要情報の各世帯への広報	〃
	5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	〃
	6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	〃
避難対策	1 避難路の安全確認	避難誘導班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水 対策	1 飲料水の確保	給食給水班
	2 炊出しの実施	〃
	3 飲料水、食糧などの公平配分	〃

4 資機材の備蓄

本町においては、各自主防災組織は、資料編に掲載のとおり資機材を備蓄している。

町は、災害時にその機能を十分発揮できるよう定期点検の実施等を指導していくものとする。

資料編・自主防災組織備蓄資機材一覧

5 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

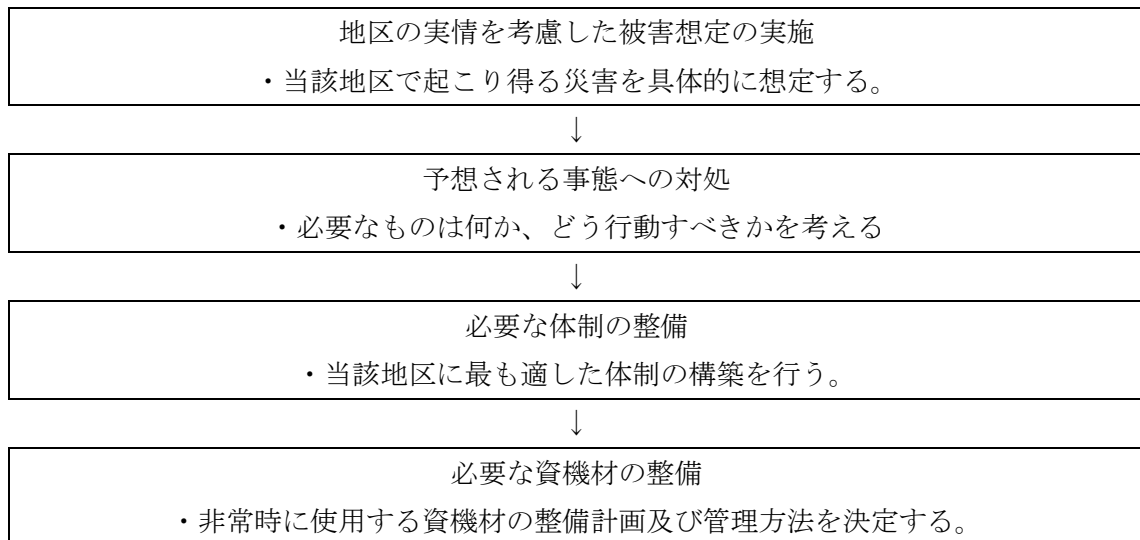
6 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第3 防災マニュアル等の作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期等により、その態様が全く異なるため、第2で定めた役割については各地区毎に協議を行い、必要により改正を行うものとする。

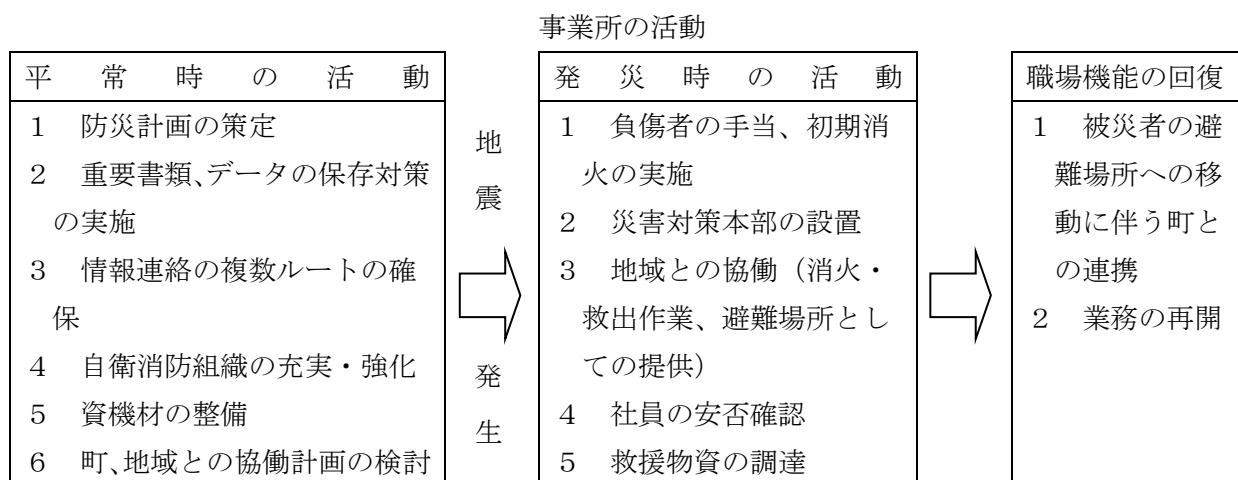
また、各地区毎に地区の実情に合った地区防災計画や防災マニュアルを作成するものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認のうえ、概ね次のような段階を重ね、協議を行う。



第4 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整えるものとする。



第5 自主防災組織協議会

町は、同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導するものとする。

第4節 ボランティア活動受入支援計画

関係機関
福祉課 社会福祉協議会

災害時は各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

行政としてボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力のシステムを構築する。

第1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、町は、災害時において関係機関との相互協力により、ふれあいの里駐車場に「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ県民交流センターに設置される「みえ災害ボランティア支援センター」の支援を受けながらボランティアを円滑に受け入れることとしているので、平常時からボランティア活動の円滑化のための設備の整備に努めるものとする。

1 現地災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

町の大きさに応じた適切な区域で实际的な災害対応にあたる現地災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 ボランティアの受入にかかる協力関係・連携体制の構築

町等の現地災害ボランティアセンター等の町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

第2 人材等の育成

- 1 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- 2 災害救援ボランティア活動を支援するボランティアセンター運営に関わる人材の育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- 3 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

第3 NPOボランティア等を対象とした対策

1 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等団体をはじめとした多様な支援主体への支援を行う。

第4 住民・企業を対象とした対策

1 災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

第5 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間の大規模災害ネットワーク化を支援する。

第5節 企業・事業所の防災活動の促進

関係機関
危機管理課

企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が進んでいないことや、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている、といった状況となっている。

企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び企業・事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。さらに、地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えを整える。

第1 企業・事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。

また、大規模災害においても県内の経済活動が停滞することのないよう、企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会等事業所が所属する団体との連携による支援
- ・従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備する。また、地域の一員として、平常時から地域住民や地域における様々な団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となるよう地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

第3 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画

関係機関
危機管理課 住民課

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検するものとする。

第1 備蓄資機材の点検

町は、消防センター及び各水防倉庫に各種の防災資機材を計画的に備蓄している。

災害の予防及び応急対策に必要な資機材の点検を定期的実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努める。

1 点検計画表

備 蓄 資 機 材	点 検 責 任 者	点 検 時 期
水 防 資 材、機 材	危機管理課長	5月、9月の各月上旬
無 線 通 信 機	〃	毎月1回各月上旬
備 蓄 食 料	〃	4月、9月の各月上旬
防 疫 用 薬 剤	住民課長	5月、1月の各月上旬

2 点検方法

(1) 水防資材

点検責任者は、点検時には町消防（水防）正副団長と共に当該水防倉庫を所轄の消防（水防）分団長立会いのうえ備蓄数量の有無を調査し、万一不足資材発見の場合は直ちに補充整備を図るものとする。

(2) 備蓄食料

点検責任者は、点検時において数量、品質を点検し不良品のある場合は、これを破棄し直ちに補充整備を図るものとする。

第2 消防施設、設備等

町は、構造変化に対処できる消防力等を増強するため年次計画により整備を行う。

消防ポンプ自動車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査等は、適宜点検を行い、災害発生への即応体制の確立を期する。

第7節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

関係機関
子ども・健康課 教育委員会

学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策等の取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。

また、こども園における防災対策についても同様の状況にある。

学校や園等において必要な耐震対策や津波避難対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災意識の啓発を図る。

第1 町立小中学校の防災対策の推進

1 町立小中学校の体制や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定並びに防災訓練の実施

各学校では、日頃から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の役割の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、東日本大震災や能登半島地震の教訓を踏まえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について、随時必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノートの活用等による防災教育を継続して行う。

(6) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(7) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 町立小中学校所在地域及び住民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、事前に検討しておく。

第2 こども園の防災対策の推進

1 こども園の防災対策の推進

町立小中学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、幼児の発達に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

第3 児童福祉施設等の防災対策の推進

児童福祉施設については、町立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。

第8節 地域内資源動員計画

関係機関
各課共通

南海トラフ地震等大規模地震発生時における町の対応には限界があり、外部からの救援が遅れる可能性があることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておくものとする。

第1 隣接市町との協定

町は、災害時に備え、隣接市町と協定を結ぶなど協力体制を構築しておく。本町は、県境に接しているため、生活圏としてのつながりを踏まえ、県境を越えた協定の締結に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図るとともに、資機材の整備についても助成を行うものとする。

第3 災害救援ボランティアとの連携

災害救援ボランティア活動を支援していくため、平時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、ボランティアの登録の受入窓口、連絡体制の構築等を行っていく。

第4 救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

第5 観光客対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じておく。

第9節 災害対策本部整備計画

関係機関
危機管理課

災害対策活動を円滑に実施するためには、町災害対策本部の施設・設備が災害に対応できるものであることが重要である。特に、大規模な地震に対応するためには、耐震性の高い施設・設備や災害対策活動に必要な各種の設備の整備が必要となる。

第1 災害対策本部機能の整備・充実

- 1 災害対策本部施設及び設備の整備
発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。
- 2 第2指令機能整備にかかる検討
津波での浸水による庁舎の災害対策機能の喪失を想定し、町災害対策本部施設においては、災害対策機能を代替できる施設等の指定及び整備を検討する。

第2 職員参集体制の整備・充実

- 1 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について
勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

第3 職員への防災教育・防災訓練の実施

- 職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。
- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 2 地震・津波に関する一般的な知識
 - 3 南海トラフ地震に関する知識、臨時情報等の内容によりとられる措置の内容
 - 4 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - 5 緊急地震速報や緊急地震速報の活用内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
 - 6 職員等が果たすべき役割
 - 7 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - 8 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
 - 9 図上訓練等を通じた災害応急対応マニュアルの内容検証
- また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、災害応急対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

第4 職員の防災対策の推進

職員は、住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

第5 災害対策活動用物資等の備蓄

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。

第6 災害対策本部の設置

町災対本部は、町役場に置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため町災対本部の代替設置場所を選定し、整備を検討する。

町災害対策本部代替設置場所 ― 木曽岬小学校

第7 通信設備の整備

災害時における的確な情報の収集、伝達を確保するため、通信設備の整備を行うものとする。本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 木曽岬町防災行政無線（戸別受信機含む）
- 2 三重県防災行政無線
- 3 NTT西日本の災害時優先電話
- 4 固定電話、携帯電話
- 5 インターネットメール、消防無線

第8 迅速な参集体制の整備

震災時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、自主参集基準の明確化を図るとともに職員への連絡体制を整備するなど、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

第9 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、町災対本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討するものとする。

第10 飛行場外離着陸場の確保

災害時のヘリコプターによる緊急輸送等の拠点となる飛行場外離着陸場の確保を推進する。

本町におけるヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

第10節 情報収集・連絡計画

関係機関
危機管理課 総務政策課 福祉課

災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第 1 情報収集・連絡手段の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

町災害対策本部各部、防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

2 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

3 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第 2 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・備蓄に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

第 3 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に要配慮者、災害により孤立している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

第11節 通信及び放送施設災害予防計画

関係機関
危機管理課
消防団

大地震発生時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の点検、整備を行う。

第 1 通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図るものとする。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

1 利用可能な通信施設

- (1) 木曽岬町防災行政無線
- (2) 三重県防災行政無線
- (3) N T T 西日本の災害時優先電話
- (4) 固定電話、携帯電話、衛星携帯電話
- (5) インターネットメール、消防無線

2 関係機関との連絡方法

町 ↔ 県	県防災行政無線、電話、インターネットメール、衛星携帯電話
町 ↔ 桑名市消防本部 長島木曽岬分署	県防災行政無線、電話、インターネットメール、消防無線
町 ↔ 桑 名 警 察 署	県防災行政無線、電話、インターネットメール
町 ↔ 消 防 団	町防災行政無線、電話、消防団ワークス、消防無線
町 ↔ 自主防災組織 (住 民)	町防災行政無線（同報系）、電話

第 2 木曽岬町防災行政無線

町は、木曽岬町防災行政無線（同報系、移動系）を整備しており、情報収集及び住民等への情報伝達を町防災行政無線により迅速に行うものとする。

また、老朽既設施設の更新及び機能強化に努めるとともに、東日本大震災を受けて、防災行政無線等の総点検を実施し、今後の対策のもととする。

町防災行政無線の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・町防災行政無線の現況

第 3 三重県防災行政無線

町と県及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

県防災行政無線が大規模な地震にも耐えうるようにするため、県により自家発電装置の空冷化及び中継施設の耐震化が実施されるとともに、防災行政無線（衛星系）の各地方部及び防災関

係機関への配備が図られている。

第4 災害時優先電話

災害時において、通話が規制された場合でも、あらかじめ登録された災害時優先電話については優先的にNTT西日本の取扱いが受けられる。

本町において登録済の番号は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・災害時優先電話一覧

第5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、地震災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

1 電気通信設備等の予防対策

震災による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- (1) 大雨、洪水・高潮、津波等による浸水のおそれがある地域の電気通信設備等については、水害対策を行う。
- (2) 暴風及び暴風雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、風雪害対策を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び火災対策を行う。
- (4) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は移動電源車等により電力の供給を確保する。

2 伝送路の整備

局地的な震災による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- (1) 回線の切替措置方法の整備
- (2) 可搬無線機、ポータブル衛星等による非常用回線の確保
- (3) 孤立防止用対策衛星電話による孤立地域（村落）の通信途絶解消

第6 その他の通信手段

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話等の移動通信の活用及び中継施設の整備を推進する。

第7 緊急速報メール等

町は災害の発生のおそれがあり、避難指示等を伝達する手段として緊急速報メール等を活用する。

第8 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

第9 通信設備の優先利用

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店等とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくものとする。

第12節 津波災害予防計画

関係機関
危機管理課 産業課

津波が襲来するおそれがある場合、沿岸地域住民の早急な避難が必要である。

従って、津波警報等の情報伝達体制の整備及び沿岸地域住民に対する津波防災警戒意識の普及を図るものとする。

第1 情報伝達体制の確立

町は、住民等に対し津波危険地域の周知を行い、津波警報等の伝達手段として町防災行政無線を活用するとともに、サイレン等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておく。

また、河川等の施設管理者に対し、レジャー客、水産事業者等への情報伝達体制を確立させるとともに、地理不案内な者に対しても避難誘導標識を整備する等の対応を図るものとする。

第2 河川の防災・減災対策

1 河川管理施設の地震・津波対策

津波の河川遡上による被害を軽減させるため、津波浸水予測区域内の堤防について、脆弱箇所を補強を進めるとともに、水門等の耐震対策を進める。

また、河川改修にあわせた堤防の耐震対策を実施するとともに、津波対策の検討を進める。

2 水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

第3 河川事業の推進及び防潮扉等の開閉

河川の管理者は、津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な保全施設の整備事業を行う。

また、防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期するほか、工事中のものも含め施設の被災を最小限に食い止める措置を講じる。

第4 海面監視体制の確立

町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台から津波がない旨等の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立しておくものとする。

第5 津波防災意識の普及

町は、津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、県と協力して津波浸水予想図の作成及び避難誘導標識等の整備の推進を図り、地域住民に対して津波危険予想地域の周知を行う。

1 住民に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに河川の付近から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに河川の付近から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、小型船を直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※ 小型船の引き上げは、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の襲来が予想される地域にあっては、直ちに安全な場所に避難する。

第13節 避難対策計画

関係機関
危機管理課 総務政策課 教育委員会 住民課 福祉課 子ども・健康課 消防団

南海トラフ地震等大規模地震が発生したときに住民を安全に避難させるための避難場所、避難所等を整備するものとする。また、住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民に周知する。

第 1 指定緊急避難場所の整備及び指定と住民等への周知

津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、津波や洪水等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置を検討するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

令和 7 年 3 月現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定避難所との重複	想定収容 人数
1	石田鉄工(株) (事務所 3 階)	大字和富7-3	0567-68-6810		320人
2	浅井工業(株) (事務所 2 階)	大字富田子444	0567-68-5441		300人
3	はごろもフーズ(株)木曽岬プラント (倉庫 3 階)	大字栄288	0567-68-3181		400人
4	福德商事(株) (工場 3 階)	大字加路戸556	0567-65-0907		390人
5	中部量材(株) (倉庫 2、3 階)	大字和富1-5	0567-68-6211		150人
6	木曽岬小学校 (校舎 3 階、屋上)	大字田代160	0567-68-1617	1	1,476人
7	木曽岬中学校 (校舎 3 階、屋上)	大字中和泉361	0567-68-1617	1	1,759人
8	鍋田川下流排水機場 (屋上)	大字源緑輪中地先	0567-68-6105		335人
9	町民ホール (ホール・屋上)	大字西対海地251	0567-68-6100	1	650人
10	鍋田川上流排水機場 (屋上)	大字加路戸12	0567-68-6105		287人

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定避難所と の重複	想定収容 人数
11	木曽岬町防災センター	大字源緑輪中441	0567-68-6105		256人
12	北部地区津波避難タワー	大字和泉421-1	0567-68-6101		450人
13	南部地区津波避難タワー	大字源緑輪中1069-3	0567-68-6101		100人
14	ESR弥富木曽岬DC	大字新輪1-3-4	0567-68-2330		50人

町内には、高台等の避難する場所がなく、津波避難ビル等の指定や津波避難タワーの整備等、多様な手段を用いた指定緊急避難場所の確保に努めている。

また、津波に対する指定緊急避難場所及び避難路を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を推進させる。

第2 指定避難所の整備及び指定・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

令和6年3月現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複 ※1	福祉避難 所要件	想定収容 人数
1	加路戸集会所	大字加路戸39-2	0567-68-6100			101人 (1.6㎡あたり1人)
2	北部公民館	大字加路戸846-2	0567-68-1617			179人 (1.6㎡あたり1人)
3	木曽岬町農村集落多 目的共同利用施設	大字見入145-2	0567-68-6105			213人 (1.6㎡あたり1人)
4	木曽岬こども園	大字和泉431-1	0567-68-6104			388人 (1.6㎡あたり1人)
5	木曽岬町ふるさと 創生ホール	大字西対海地47-4	0567-68-6100			154人 (1.6㎡あたり1人)
6	木曽岬小学校	大字田代160	0567-68-1617	1		1071人 (1.6㎡あたり1人)
7	木曽岬町体育館	大字田代168	0567-68-1617			786人 (1.6㎡あたり1人)
8	木曽岬中学校	大字中和泉361	0567-68-1617	1		1293人 (1.6㎡あたり1人)
9	東部公民館	大字富田子303-4	0567-68-1617			172人 (1.6㎡あたり1人)
10	ふれあいの里	大字三崎666	0567-68-2760			310人 (1.6㎡あたり1人)

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複 ※1	福祉避難 所要件	想定収容 人数
11	町民ホール	大字西対海地251	0567-68-6100	1		256人 (1.6㎡あたり1人)
12	福祉・教育センタ ー	大字西対海地251	0567-68-6100			309人 (1.6㎡あたり1人)
13	木曽岬町保健セン ター※1	大字西対海地251	0567-68-6119		1	70人 (3.3㎡あたり1人)
14	養護老人ホームす いせんの里※2	大字和富10-8	0567-68-6565		1	50人 (3.3㎡あたり1人)
15	三重県立いなべ総 合学園高等学校	三重県いなべ市員弁 町御薊632番地	0594-74-2006			648人 (4.0㎡あたり1人)

※1 指定緊急避難場所と重複している施設以外の避難所は津波で浸水した場合、避難所として利用できない。

※2 「町立保健センター」「すいせんの里」は福祉避難所として活用する。

第3 避難場所・避難所の留意事項

本町においては、上記第1及び第2のとおり避難場所等を定めているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、次の事項に留意して選定するものとする。

1 避難場所等の留意事項

- (1) 公園、広場等のような相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- (2) 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいはがけ等がないこと。
- (3) 周囲に防火帯、放火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- (4) 地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物であること。
- (5) 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所への避難移動ができること。
- (6) 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- (7) 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- (8) 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

2 避難場所等（指定避難所、指定緊急避難場所等）の指定、周知

地震発生時に住民を安全な場所に避難させ、人的被害を未然に防止するとともに、住居を失った住民を一時的に保護するため、資料編に定めるとおり、次の避難場所等（指定避難所、指定緊急避難場所等）を指定し、地域住民に対し、広報紙等により周知を図る。また、その際、地区ごとに津波避難計画を策定し、津波からの避難の円滑化を図る。

避難場所等	内 容
指定緊急避難場所	ア 災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
指定避難所	ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。 ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 エ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
避難路	ア 各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

3 避難所の留意事項

- (1) 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校（園）施設、公民館等を選定すること。
また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- (2) 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食糧、毛布等を確保していくこと。
- (3) 高齢者や障がい者等要配慮者に配慮した二次避難所（福祉避難所）の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討していくこと。
- (4) 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- (5) テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- (6) 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレ等を確保しておくこと。

第4 避難指示の発令基準の策定等

1 避難指示等伝達体制の整備

基本法に定める「避難指示」は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、避難情報の伝達体制の整備を図るものとする。

2 町長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類

区分	判断基準
避難指示 【警戒レベル4】	① 伊勢・三河湾に「大津波警報」「津波警報」が発表された場合 ② 非常に強い地震を体感した（震度5弱以上）又は揺れは弱くとも1分以上の長い揺れを体感した場合で、情報伝達システムの異常等により「大津波警報」、「津波警報」が伝達されない場合（津波による甚大な被害が発生するおそれがあると認められる場合）
避難指示の解除	① 大津波警報（津波警報、津波注意報）が解除されたとき（浸水被害が発生している場合は、浸水が解消された段階）

3 避難情報等と警戒レベルの関係

避難情報等	発令等の状況	居住者等がとるべき行動
避難指示 【警戒レベル4】	・災害のおそれが高い状況時に、町長が発令する。	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

4 避難指示等発令基準等の策定及び見直し

避難指示等の避難情報について、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、町長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

第5 要配慮者の避難誘導体制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び個別避難計画の策定等、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

避難にあたっては、高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施し、福祉避難所及び民間の協定締結先施設に誘導するものとするが、町長はあらかじめ警察、消防団、自主防災組織等に協力を要請しておくものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

町は、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。

なお、要配慮者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- 1 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- 2 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示等が行われたときは、1に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 3 地震が発生した場合、町は1に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

第6 避難所運営対策

町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

第7 要配慮者対策

1 福祉避難所の指定

町は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、危機管理課と福祉健康課等が連携のうえ、介護職員や民生委員等の協力を得ながら、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難計画の作成を推進する。作成した名簿は、プライバシーに配慮しながら、自主防災組織や民生委員等と情報の共有を図る。

なお、作成した名簿は、年1回以上点検・更新を行い、常に最新の情報とする。

(1) 避難行動要支援者の対象

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 第1種身体障害者手帳を所持する者
- ウ 療育手帳（A判定）を所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- オ 75歳以上のひとり暮らし高齢者の者
- カ その他上記ア～オに準ずる状態にある者

(2) 避難支援等関係者

- ア 自治会長等
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員児童委員
- エ 町消防団

- オ 町社会福祉協議会などの関係機関団体
- カ 桑名市消防本部
- (3) 名簿作成に必要な情報の入手方法
 - ア 住民基本台帳
 - イ 福祉課より提供
 - ウ 町社会福祉協議会に提供依頼
 - エ 手上げ方式（避難行動要支援者の範囲外の者）
- (4) 名簿の記載事項
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他連絡先
 - カ 避難支援を必要とする理由（要介護、障害、療育、難病、ひとり暮らし、その他の種別及び障害等級、要介護度、療育判定の区分）
 - キ その他
- (5) 名簿の情報の提供に際し情報の漏えいを防止するための措置

町は、消防機関、警察機関、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿の提供先に対して、情報の漏えいの防止等留意事項を提示し、順守するよう同意書を取り交わすものとする。

なお、以下の点についても留意するものとする。

 - ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
 - オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6) 名簿の更新に関する事項

ア 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）

イ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する）

ウ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(7) 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「木曽岬町避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

イ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- ・高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

ウ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(8) 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供にかかる同意を得る段階で得ておくものとする。

ア 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

イ 町は、あらかじめ自治会、民生委員、自主防災組織等の活動を通じて、要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

ウ 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。

エ 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

オ 難病患者への対応のため、県は、町との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

第8 観光客、帰宅困難者等対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

第9 ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

第10 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

第11 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進する。

第14節 医療・救護計画

関係機関
危機管理課
住民課
福祉課
子ども・健康課
消防団

南海トラフ地震等大規模地震発生時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

第 1 初期医療体制の整備

1 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、次の点を考慮に入れ、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

- ・災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

2 自主救護体制の確立

救護班の編成、出動について桑名医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

3 救護班の編成

町は、町内医療機関及び桑名医師会の協力を得て救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。

4 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

5 医療・救護機能の確保

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

また、医療施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

町長は、あらかじめ医療施設の利用について桑名医師会等と十分協議しておくほか、医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組むものとする。

救護班の編成基準

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

第2 後方医療体制等の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等、県及び医療機関との連絡体制を強化する。

本町周辺の救急告示医療機関は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・医療機関一覧

第3 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品・衛生材料等は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、必要に応じて桑名保健所への協力を要請するものとする。

第4 住民を対象とした対策

1 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

第15節 緊急輸送計画

関係機関
危機管理課

大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設や輸送拠点の耐災害性の強化を図る。災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送網の整備

町は、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

第 2 臨時ヘリポートの確保

町は、臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

第 3 緊急輸送道路の一覧

1 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路

本町における三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

(1) 国道（直轄管理）

路線名	区間	備考	路線 区分	連絡経路
伊勢湾岸自動車道	湾岸弥富・木曽岬～湾岸桑名	愛知県弥富市～桑名市	第1次	湾岸弥富木曽岬～国道23号
国道23号	愛知県弥富市～桑名市	愛知県弥富市～桑名市	第1次	国道23号～川先

(2) 一般県道

路線名	区間	備考	路線 区分	連絡経路
木曽岬弥富停車場線	川先～西対海地	木曽岬町	第2次	国道23号～木曽岬町役場

第 4 緊急輸送道路の機能や体制の確保

町及び道路管理者は、災害時に速やかな復旧が可能となるよう、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等の体制を構築するとともに道路管理者相互の連携に努める等体制を強化するように努めるものとする。

第5 物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

第6 住民への周知

町は、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点をはじめ、臨時ヘリポート候補地、緊急輸送道路について住民への周知に努めるものとする。

第16節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

関係機関
危機管理課 建設課

道路、河川、電気、上下水道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであり、また地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。

従って、これらの公共施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが必要かつ重要である。

このため、各公共施設管理者は耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、施設の耐震性の確保、代替性の確保、多重化等を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

第1 道路施設

- 1 災害時における道路機能を確保するために、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、危険箇所の点検及びパトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。さらに、近隣市町との道路網の整備についても、順次実施を図っていくものとする。

2 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急輸送道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 河川

治水上改修効果の大きい箇所及び災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、緊急度の高い箇所から改修事業を推進し治水対策を図るものとする。

第3 上水道

町は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、送水ルートルのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

1 施設の耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震・安全設計及び耐震・安全施工を行うものとする。

2 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

3 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

町は、水道施設の点検整備を行うとともに、緊急遮断弁や応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。また、応急対策の充実強化を図るため、応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

4 非常時の協力体制

三重県水道災害広域応援協定を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

5 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

第4 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるものとする。

1 耐震・安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震・安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

2 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保存（保管）・整備する。

3 下水排除の制限

下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、町は住民に対し下水排除の制限を行う。

4 下水の仮排水及びし尿の応急処理

町は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部局と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

5 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。また必要な場合は、国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

6 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

7 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

第5 廃棄物処理施設

1 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、日頃から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

2 応援体制の整備

町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

町は災害により発生した廃棄物を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

第6 不特定多数のものが出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、資料館、公民館等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- 1 地震・津波等各種情報等の入場者等への伝達(強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じたときは、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達)
- 2 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 3 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 4 出火防止措置
- 5 水、食料等の備蓄
- 6 消防用設備の点検、整備
- 7 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備
- 8 学校にあっては、保護を必要とする生徒等がいる場合、避難の安全に関する措置及びこれらの者に対する保護措置
- 9 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

第7 災害応急対策の実施上重要な施設

- 1 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、第6に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するほか、県有施設の活用も考慮する。

第8 バス

地震災害に対処し得るよう、町営の自主運行バスについて、次の体制の整備を図るものとする。

1 復旧体制の整備

- (1) 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
- (2) 震災に対する訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

2 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車両搭載への計画的取組

第9 電気（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の保護対策等、日常の防災に努める。

1 設備面の対策

- (1) 発・変電設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を実施する。
- (2) 送・配電設備については、不等沈下、地すべり等のおそれがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の耐震対策を考慮する。

2 体制面の対策

- (1) 防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。
また、社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練への参加を行う。
- (2) 電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- (3) 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。
- (4) 関係会社、他支店、各電力会社との連携・協調による応援体制を整備する。
- (5) 地方自治体、県警察との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。
- (6) 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

第10 LPガス（LPガス事業者）

地震発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

1 LPガス供給設備の耐震性の強化

- (1) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
- (2) 耐震性機器の設置を促進する。

2 緊急措置体制の整備

- (1) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (2) 青年部による緊急動員体制を整備する。

3 LPガス需要家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第 11 都市ガス（東邦ガス株式会社）

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する。

1 設備の安全性の強化、充実

- （１） 使用材料の選択による強化
- （２） 工事施工方法、接合方法の強化
- （３） 工作物の維持のための巡視点検の強化充実

2 緊急措置体制の整備

- （１） 緊急動員・出動体制の整備
- （２） 災害対策本部の設置基準の整備
- （３） 緊急措置ブロック、復旧措置ブロックの形成
- （４） 情報通信設備の整備
- （５） 復旧用資機材の備蓄
- （６） 緊急巡回点検マニュアルの作成
- （７） 広報の時期・手段並びに担当者の整備
- （８） 供給停止の手順、図面等整備

第17節 建築物災害予防計画

関係機関
各課共通

建築物は建築基準法に基づき、耐震性を確保されているが、軟弱な地盤では液状化現象により、耐震性を十分確保したはずの建築物が崩壊した例もみられることから、防災上重要な公共施設は、一層耐震性を強化する必要がある。

本町において一般建築物は、建築基準法施行以前の建物も相当数あることから、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を広報するとともに、防災上必要な助言、勧告等を行う。

第 1 公共施設対策

1 対象建築物

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

- (1) 防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる役場庁舎及び木曽岬小学校（役場被災の場合の代替場所）
- (2) 救護所や避難場所となる学校、公民館、体育館

2 老朽建築物の改築促進

老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震性耐火建物への改築を促進する。

3 消防施設等の整備

消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態としておく。

第 2 一般建築物対策

診療所、社会福祉施設等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

第 3 ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての普及を図るために施工関係者に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう指導する。

第4 応急危険度判定体制

1 応急危険度判定士の養成

町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会に積極的に参加する等により、判定士を確保する。また、迅速な判定活動実施のために、常に判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる「判定調整員」として従事できる職員を確保するよう努める。

2 応急危険度判定制度の活用

町は、その区域において地震により多くの建築物が被災し、判定業務が必要であると判断した場合は、応急危険度判定を実施する。

第5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第18節 火災予防計画

関係機関
危機管理課 消防団

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第 1 火災予防対策の指導

消防法の規制を受ける危険物の取扱作業従事者の資質向上を図るため、県が行う保安講習を受講するよう広報するとともに、桑名市消防本部を通じ、施設の管理者に対し自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するため津波等による流出油被害が発生しないよう対策を講じるよう指導する。

第 2 初期救出への対処

地震の揺れそのものによる建築物の倒壊から、いち早く負傷者を救出するために、次の事項の実施を推進する。

- 1 住民の手による初期救出の実施
- 2 消防活動や救出者の医療機関への搬送等を迅速に行えるよう緊急啓開道路の設定検討と建設業者との協力体制の整備

第 3 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- 3 危険物等の爆発、漏えい等により延焼が拡大すること。
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大きな問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第 4 自主防災組織の育成強化

震災時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

第19節 危険物施設等災害予防計画

関係機関
危機管理課 消防団

危険物及び毒劇物等は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第1 危険物施設の予防対策

1 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

2 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

3 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

4 施設の耐震化・耐浪化の促進

施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

5 防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第20節 地盤災害防止計画

関係機関
危機管理課 産業課 建設課

地震による地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、地震防災上必要な施設等を整備するものとする。

第 1 宅地災害の防止

梅雨期及び台風期に備え、町及び県は、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して住民へのPRに努める。

第 2 液状化対策

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、県は地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」にまとめ、公表している。

町は、この調査結果に基づき、建築物の耐震強化を推進するとともに、液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。

第 3 危険地域のパトロールの実施

町は、関係機関と合同で定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況等当該危険箇所の現況を常時把握しておくものとする。

第 4 被災宅地危険度判定体制

被災宅地危険度判定士については、町が被災した場合、町長の要請に基づき派遣され、宅地の被災状況を調査し、危険度の分類をするものである。

災害時にこれらの活動を的確に行えるような体制を整えること、十分な人数の判定士を養成していくことについては県と連携を図り施策を推進していくものとする。

第21節 公害対策計画

関係機関
住民課

自然現象又は人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合には、被害の拡大防止に努めるものとする。

第 1 ばい煙発生施設又は指定施設

- 1 災害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
- 2 災害の発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

第 2 排水施設又は特定施設

- 1 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- 2 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

第22節 災害廃棄物処理体制の整備

関係機関
住民課

南海トラフ地震の被害想定に基づき、町は県の協力のもと町災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系を構築する。

第 1 災害廃棄物処理計画策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、「木曽岬町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

第 2 広域的な協力体制の整備

1 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について町と県が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行い、町は、広域的な協力体制に努める。

2 応援体制の整備

町は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

第 3 廃棄物処理施設の耐震対策等

1 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、日頃から地震津波対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第3章 発災後対策計画

第1節 活動体制計画

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震は、突然に発生し、交通、通信の途絶が予想されるので、町は迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、その体制について定める。

第2 町災対本部

町の地域に地震等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、町長は、木曽岬町災害対策本部条例に基づき、町災対本部を設置するものとする。

1 町災対本部の設置基準

- (1) 町内に震度4以上の地震があったとき。
- (2) 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (4) その他地震又は津波に関する災害で、町長が必要と認めたとき。

2 廃止の基準

- (1) 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したとき。
- (2) 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

3 町災対本部の設置及び廃止の公表

町災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、広報車その他の確かつ迅速な方法で周知するものとする。

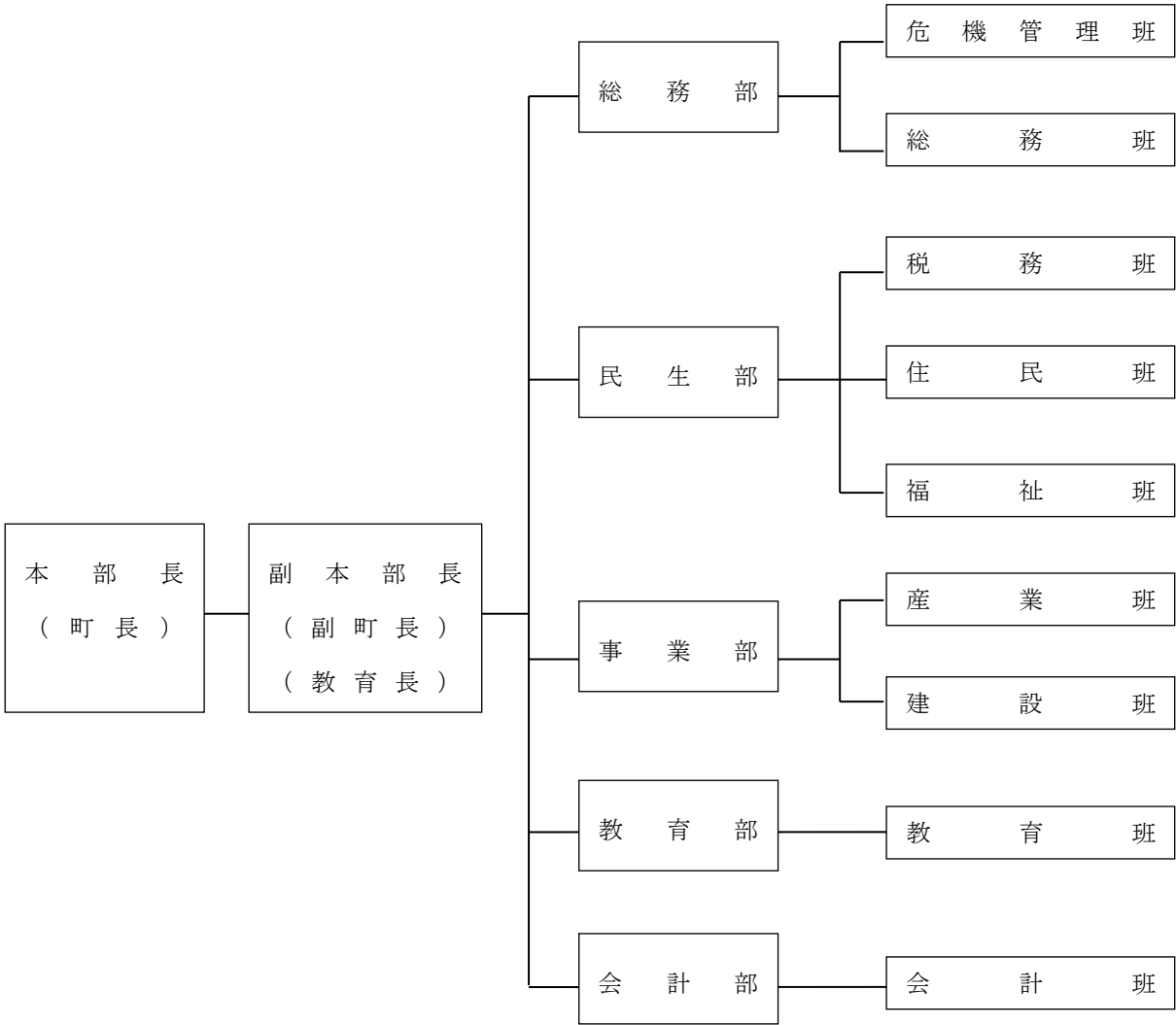
4 町災対本部の設置場所

- (1) 町災対本部は、町役場4Fに置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊した場合は、木曽岬小学校に設置するものとする。
- (2) 町災対本部には、町災対本部の所在を明確にするため「木曽岬町災害対策本部」を掲示する。

5 組織の概要

- (1) 町災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、班長及び班員を置く。
- (2) 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長・教育長をもって充てる。
- (3) 町災対本部の組織及び分掌事務は、概ね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各班の相互応援体制をとるものとする。

ア 町災対本部の組織



イ 分掌事務

部 (部長)	班 (班 長)	担 当	分 掌 事 務
各部・班共通事項			1 所管する施設及び分野の災害対策に関する こと。 2 所管する施設及び分野の応急対策に関する こと。 3 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取 りまとめに関すること。 4 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 本部長の指示による事務及び他部・班の応援 に関すること。 6 部内及び班内の職員の動員、配備等に関する こと。 7 部内及び班内の連絡調整に関すること。
総 務 部 (総務政策課長)	危機管理班 (危機管理課長)	危機管理課 議 会 事 務 局	1 災对本部の運営に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 県、県内外他市町村及びその他防災関係機関 との連絡調整に関すること。 4 部・班の連絡に関すること。 5 地震・津波情報、気象予警報等の収集及び伝 達に関すること。 6 避難指示等の決定及び伝達に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 災害情報及び被害報告の整理、記録の取りま とめに関すること。 9 防災行政無線に関すること。 10 災害関係費予算に関すること。 11 災害救助法の適用に関すること。 12 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 13 職員の動員、配備に関すること。 14 自主防災組織の対応等に関すること。 15 消防団の対応等に関すること。 16 応援要請及び受入体制の整備に関すること。 17 情報システムの管理に関すること。 18 ヘリコプター離着陸場の開設等に関するこ と。
	総 務 班 (総務政策課長)	総 務 政 策 課	1 広報・広聴活動に関すること。 2 各班の増員派遣要請に応じ人員を派遣するこ と。 3 報道機関への対応、情報提供に関すること。 4 危機管理班の応援に関すること。 5 庁舎機能の確保に関すること。 6 職員の安否確認、飲料水・食料の確保、健康 管理に関すること。
民 生 部 (福祉健康課長)	税 務 班 (税 務 課 長)	税 務 課	1 住民の被害調査に関すること。 2 災害による町税の減免に関すること。 3 救助物資の配分（仕分け）に関すること。 4 被災者台帳の作成に関すること。

部 (部長)	班 (班 長)	担 当	分 掌 事 務
			5 被災証明、り災証明に関すること。 6 物資運搬車両等の調達及び燃料の確保に関すること。 7 災害相談の窓口開設・運営に関すること。 8 被災者生活再建支援、被災住宅再建支援の運用に関すること。
	住 民 班 (住 民 課 長)	住 民 課	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 災害廃棄物処理に関すること。 4 ごみの収集・処理及び清掃に関すること。 5 し尿処理及び仮設トイレの確保及び設置に関すること。 6 迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 7 公害発生防止対策に関すること。
	福 祉 班 (福 祉 課 長)	福 祉 課 子ども・健康課 木曾岬こども園	1 ボランティアの受入に関すること。 2 食料及び生活必需品の配付に関すること。 3 炊出しに関すること。 4 こども園児の安全確認及び避難、こども園の管理運営に関すること。 5 医療救護及び助産に関すること。 6 要配慮者対策に関すること。 7 福祉避難所に関すること。 8 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 9 遺体の処理に関すること。 10 消毒その他防疫に関すること。 11 災害救助法の運用に関すること。 12 被災者のこころと身体の健康管理に関すること。
事 業 部 (産 業 課 長)	産 業 班 (産 業 課 長)	産 業 課	1 食料、生活必需品の調達に関すること。 2 農作物、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 商工観光関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 病虫害、家畜伝染病予防に関すること。 5 被災農作物の種苗対策に関すること。 6 耕地、農業用施設等応急復旧並びに湛水排除に関すること。 7 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること。
	建 設 班 (建 設 課 長)	建 設 課	1 公共土木施設の警戒及び災害予防指導並びに防御に関すること。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。 3 河川、道路及び橋梁、宅地等の被害状況把握及び応急復旧に関すること。

部 (部長)	班 (班 長)	担 当	分 掌 事 務
			4 上下水道施設の被害調査及び応急補修に関する こと。 5 飲料水の供給に関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の 危険度判定に関すること。 7 災害救助法に基づく障害物の除去に関する こと。 8 ライフラインの被害調査及び応急補修に関 すること。 9 緊急輸送路の確保に関すること。 10 危険箇所等の確認巡視及び応急対策、応急復 旧に関すること。 11 交通状況の把握及び交通規制に関すること。
教 育 部 (教 育 長)	教 育 班 (教 育 課 長)	教 育 課	1 教育施設の被害調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営の協力に関する こと。 3 被災教職員の調整に関すること。 4 災害に伴う応急的な教育に関すること。 5 被災児童・生徒に対する教科書等の給付に 関すること。 6 災害時における学校(園)給食に関すること。 7 被災児童・生徒の保健管理に関すること。 8 児童・生徒の安全確保及び避難に関すること。
会 計 部 (会 計 管 理 者)	会 計 班 (会 計 課 長)	会 計 課	1 災害経理(災害義援金の保管を含む。)に 関すること。 2 町有車両の配車に関すること。 3 町有財産構造物の被害調査及び対策に関 すること。 4 総務部の応援に関すること。

6 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、部長及び班長で構成し、主として次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の災害対応方針に関すること。
- (2) 各対策部の総合統制に関すること。
- (3) 動員配備体制に関すること。
- (4) 自衛隊等の派遣要請に関すること。
- (5) 国、県及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 災害救助法適用申請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費に関すること。
- (8) 避難指示等の発令に関すること。
- (9) 他の市町村等への応援要請及び相互協力に関すること。
- (10) その他重要な災害対策に関すること。

※自衛隊等派遣要請・・・自衛隊、緊急消防援助隊等、県及び国への広域派遣要請をいう。

7 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副町長 第2順位 教育長 第3順位 総務政策課長

8 標識

町災対本部の標識は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・木曽岬町防災会議条例

- ・木曽岬町災害対策本部条例
- ・町災対本部の標識

第3 配備基準

町災対本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。なお、南海トラフ臨時情報については、「第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で記載する。

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期	配 備 要 員
初動体制	配備体制に規定された職員が情報収集、伝達活動を実施する。	1 町内に震度4未満の地震が発生したとき。 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	日直又は当直 （※「3」については危機管理課職員対応）
第1配備 （準備体制）	引き続き情報収集、伝達活動を実施する。 状況により速やかに警戒体制に移行できる体制に整える。 小規模な被害が発生又は予想される場合に、応急対策を実施する。	1 町内に震度4の地震が発生したときで町長が必要と認めたとき。 2 「伊勢・三河湾」に津波警報が発表されたとき。 3 隣接府県で震度5強以上の地震が発生し町長が必要と認めたとき。 4 その他地震に関する災害が発生したとき。 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	町長 副町長 教育長 総務政策課長 危機管理課長 産業課長 建設課長 危機管理課職員 その他命令を受けた者

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期	配 備 要 員
第2配備 (警戒体制)	相当な被害が発生又は 予想される場合に、所掌 する応急対策を迅速的 確に実施する。	1 町内に震度5弱以上の地震 が発生したとき。 2 「伊勢・三河湾」に大津波警報 が発表されたとき。 3 地震又は津波により災害が 発生した場合で町長が必要と 認めたとき。	町長 副町長 教育長 総務政策課長 危機管理課長 各課長、課長補佐 男子職員全員、教育委員会 男子職員、消防団正副団長、 分団長、班長その他命令を 受けた者
第3配備 (非常体制)	甚大な被害が発生又は 予想される場合に、町の 総力をあげて応急対策 を実施する。	1 町内に震度5強以上の地震 が発生したとき。 2 津波による甚大な被害が発 生又は予想されるときで町長 が必要と認めたとき 3 地震又は津波に関する甚大 な災害が発生した場合で、町長 が必要と認めたとき。	全職員

第4 動員の方法

- 1 危機管理課長は、職員の動員が必要であるときは、本部長の命令に従い直ちに電話、配信メール、防災行政無線、メール、SNSなどのうち最も速やかに連絡できる方法により関係職員を招集する。
- 2 招集を受けた職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。
- 3 各部内及び班内における動員計画は、それぞれの部及び班において実情に即した方法を定めておかなければならない。
- 4 町災対本部設置前における職員の動員は、本計画の定め、又は本計画に準じて実施するものとする。
- 5 災害に関係のある班は、常に自己の所在を明らかにしておき、招集の通知を受けた場合は、直ちにその任務に応じられるよう心得ておかなければならない。

第5 動員要員数

1 町職員

配 備 体 制 所 属 別	初 動 体 制	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
		準 備 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
本 部 長 (町長)	日直又は当直	1	1	1
副 本 部 長 (副町長)		1	1	1
副 本 部 長 (教育長)		1	1	1
総務政策課		2	4	6
危機管理課		4	4	4
産業課		1	5	5
建設課		1	5	5
住 民 課		0	5	7
福祉課		0	2	5
子ども・健康課 (木曽岬こども園)		0	5	10
税 務 課		0	5	5
会 計 課		0	1	2
議会事務局		0	1	2
教育委員会		0	5	6
合 計		11	44	67

2 消（水）防団

分団名	担当地域	配備人員	責任者
第1分団	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・上見入・東見入・下見入・辰高	15	分団長 (副分団長)
第2分団	近江島・西対海地・田代・小林	15	分団長 (副分団長)
第3分団	上和泉・下和泉・富田子・中和泉・小和泉・栄・新富田子・南栄・東富田子・第二栄・中栄・かおるヶ丘・和富・和泉	20	分団長 (副分団長)
第4分団	白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・藤里台・なぎさ台・新輪	15	分団長 (副分団長)
第5分団	脇付・雁ヶ地・西白鷺川・福崎・豊崎・川先・三崎	15	分団長 (副分団長)

第6 動員、配備の伝達

本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

1 連絡責任者の任命及び責務

- (1) 各課において、業務連絡の責任者を定める。

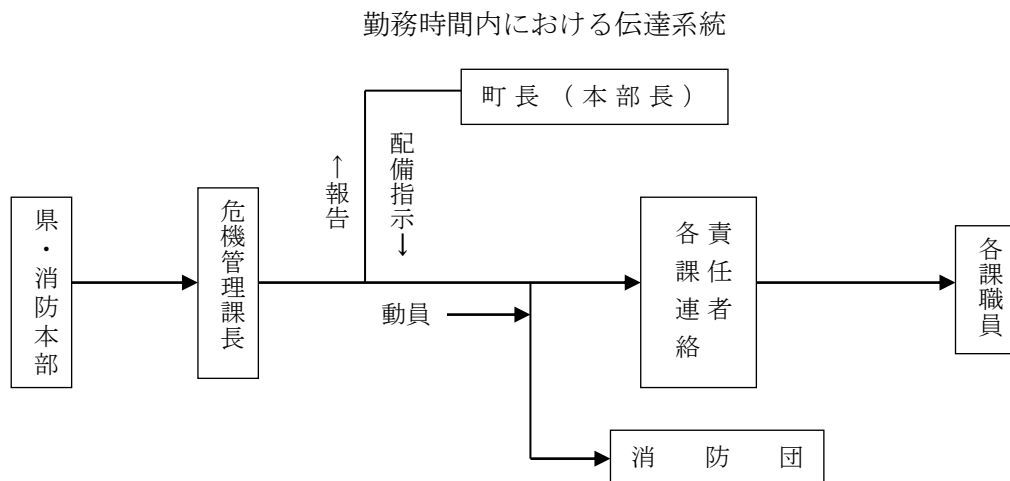
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を危機管理課長まで届け出るものとする。

2 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

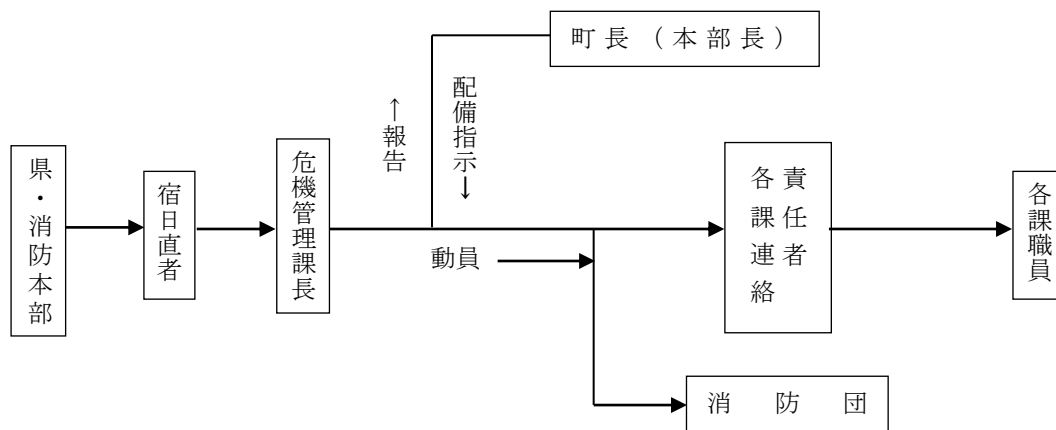
- ア 気象情報の通知（信）を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、危機管理課長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各課連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
- イ 各課連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- ウ 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ア 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知（信）され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長に連絡するものとする。危機管理課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）に報告をし、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。
- イ 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- エ 職員の待機
- 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

勤務時間外、休日における伝達系統



3 三重県防災情報システムによる県への報告

町災対本部の設置及び配備状況を三重県防災情報システムに直接入力することにより、県へ報告する。システムへの入力による報告事項は、そのほかに被害報告等必要最低限の項目だけ求められている。

ここで報告されたものが、県災対本部で「災害配備要員数、災害対策本部設置状況の確認」、「各市町の報告状況の確認」、「被害情報の集計」及び「被害情報の集計（詳細情報）」としてまとめられ、その情報が市町・桑名地域防災総合事務所・県庁内各課等でも閲覧できるようになっている。

第7 勤務時間外の体制

1 震度4の地震が発生した場合の体制

地震が発生した場合の動員は、原則として前述の「第3 配備基準」に基づいて行う。

震度4のときの初動体制は主に被害調査を行うものとする。

2 震度5弱以上の大規模地震が発生した場合の体制

震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集するものとする。

1 ↓	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 ↓	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後町災対本部に参集する。
3 ↓	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町災対本部に参集する。 (2) 災害その他により、町災対本部に参集出来ない職員は、最寄りの本町機関に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 ↓	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6 ↓	緊急対策班の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員から緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務（注）にあたる。
7 ↓	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急対策班体制）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注 緊急対策班の編成は、次のとおりとする。

- (1) 職員の参集率が低く各部で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から確保できないと予想されるときは、各部の事務分掌に関わらず、順次参集した職員から班を編成する。
- (2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

ア 被害状況収集、広報関係

- (ア) 広報車等による住民への呼びかけ
- (イ) 県、消防本部、警察等関係機関との連絡
- (ウ) 消防団、住民組織との連絡
- (エ) 被害調査班の編成
- (オ) 問い合わせ電話への対応

イ 災害対策本部の設置

- (ア) 本部室の設置と関係機関への周知
- (イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備
- (ウ) 本部会議に関する準備、連絡

- (エ) 広域応援要請の検討、決定
- ウ 避難所及び救護所の設置
 - (ア) 住民の避難状況の確認
 - (イ) 避難所の開設
 - (ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請
- エ 食料、物資の放出及び調達
 - (ア) 備蓄物資の放出
 - (イ) 関係団体、業者への調達手配
 - (ウ) 他市町、県への応援要請
- オ 水道、トイレ対策
 - (ア) 上水道の被害状況調査
 - (イ) 上水道の応急復旧
 - (ウ) 被災者への給水
 - (エ) 仮設トイレの確保、設置

第8 応援要請

「本章 第7節 広域的な応援・受援体制の整備」を参照。

第2節 災害対策要員の確保

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、「木曽岬町広域受援計画」に基づき、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請並びに受入の体制を整備し、災害対策要員を確保する。

第2 町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとする。

第3 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

- 1 労務者及び車両、作業機械等の確保にかかる協力要請
町内の土木業者並びに県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼する。
- 2 三重県内消防相互応援隊の要請等
消防活動に要する人員が不足する場合には、町は桑名市消防本部を通じて、県及び近隣市町に応援を求めるものとする。
町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。
- 3 日本赤十字社奉仕団の要請
町災対本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、桑名保健所に応援を要請するものとする。
ただし、緊急を要する場合には、町災対本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。
- 4 市町間の相互応援協力
 - (1) 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。
 - (2) 町長は、災害時の応援協力について、あらかじめ、相互応援協定を締結するよう努めるものとする。
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求
町長は、災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、桑名地域防災総合事務所を経由して知事に派遣要請を求めるものとする。また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町の地域にかかる災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

第3節 自衛隊災害派遣要請要求計画

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

震災時に住民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請の基準

- 1 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 災害派遣要請の手続

1 町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、桑名地域防災総合事務所長を経由して知事（防災対策部）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域にかかる災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

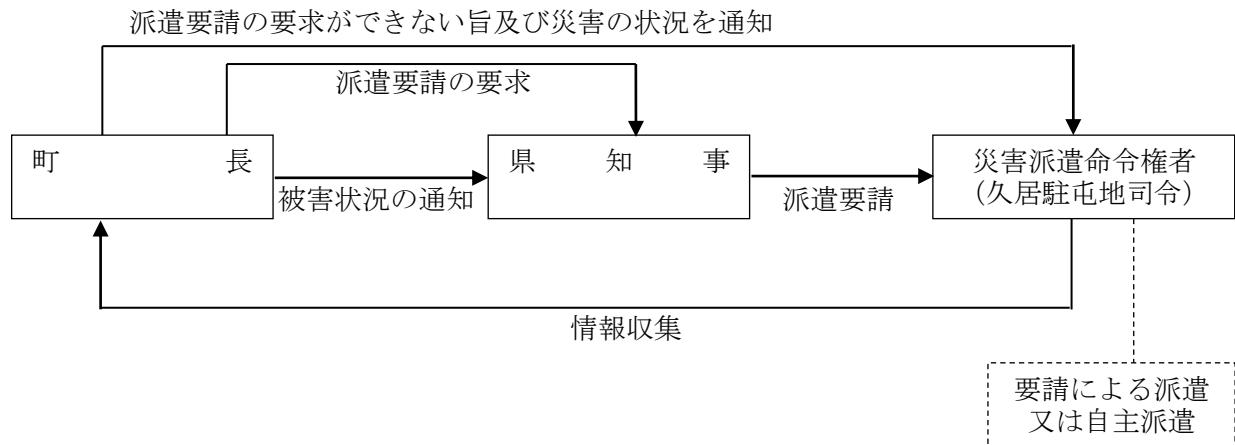
- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行うものとする。

緊急時派遣要請要求先電話番号

名称	電話番号
防災対策部	059-224-2189
陸上自衛隊久居駐屯地	059-255-3133

災害派遣の要請手続



資料編・陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図

・自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第4 災害時の緊急派遣

- 1 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は明野駐屯地司令等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、町長は、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は明野駐屯地司令等に直接災害の状況等を通知することができる。

- 2 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛上の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無に関わらず部隊等が派遣されることがある。

第5 派遣部隊の活動内容

- 1 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- 2 避難の援助（誘導、輸送）
- 3 遭難者等の搜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水の支援
- 10 救助物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去等

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- 2 避難の措置・立入
- 3 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- 4 民間の土地等の一時使用等
- 5 現場の被災工作物等の除去等
- 6 住民等を応急措置の業務に従事させること。

第7 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- 1 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- 2 作業計画及び資機材の準備
- 3 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- 4 住民の協力
- 5 派遣部隊の誘導

第8 連絡員の派遣

自衛隊は、災害時及び南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、県又は町災対本部に連絡幹部を派遣し、県又は町災対本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

第9 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び陸上自衛隊久居駐屯地司令等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

資料編・自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第10 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- 1 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- 3 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- 4 県・市・町が管理する有料道路の通行料
- 5 その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

第 11 航空機による災害派遣とヘリポート（飛行場外離着陸場）の選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入のためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請及び受入準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、第 3 「災害派遣要請の手続」によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県に連絡を行うこと。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの㊸印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

2 ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、日頃から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県にその概要（略図添付）を報告すること。

- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合、設定にあたっては次の事項に注意すること。

ア ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

イ 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。

ウ 四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。また、離着に要する地積は資料編に示すとおりである。

エ 風の方向がわかるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹出しの標準寸法は資料編のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。

オ 着陸地点には石灰等を用いて、㊸の記号を標示して着陸中心を示すこと。

カ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

キ 大型車両等が進入できること。

ク 林野火災対策に使用する場合は、面積（100 メートル×100 メートル以上）、水利（100 トン以上）を考慮すること。

ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

資料編・ヘリポートの設定基準

・臨時ヘリポート一覧

第4節 ボランティア活動支援

関係対策部等

民生部

第1 計画の方針

発災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、「木曽岬町広域受援計画」に基づき、町、県、災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPOボランティア団体、企業等と連携して受入体制の整備を図るものとする。

第2 みえ災害ボランティア支援センター

大規模災害発生時に地域内外からボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れるため、みえ県民交流センターに「現地災害ボランティアセンター」を後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」が設置される。

1 構成機関

特定非営利法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、県及び地域内外のボランティア等が相互協力のうねりとなって行う。

第3 ボランティア受入体制の整備

1 町は、関係機関との相互協力により、ふれあいの里駐車場に「現地災害ボランティアセンター」を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。

2 現地災害ボランティアセンターの機能は、次のとおりである。

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) 「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
- (3) ボランティア受入、被災地での活動の支援
- (4) その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

3 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第4 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

第5 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

第6 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

第5節 地震・津波情報等の伝達活動

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合、短時間に町沿岸部に津波が来襲することが想定される。

従って、町は、津波警報等、地震及び津波に関する情報並びに南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、防災関係機関と連絡を図り、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめる。

第2 情報等の種類と内容

1 津波警報等

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

津地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。

なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、本町の予報区名称は「伊勢・三河湾」となっている。

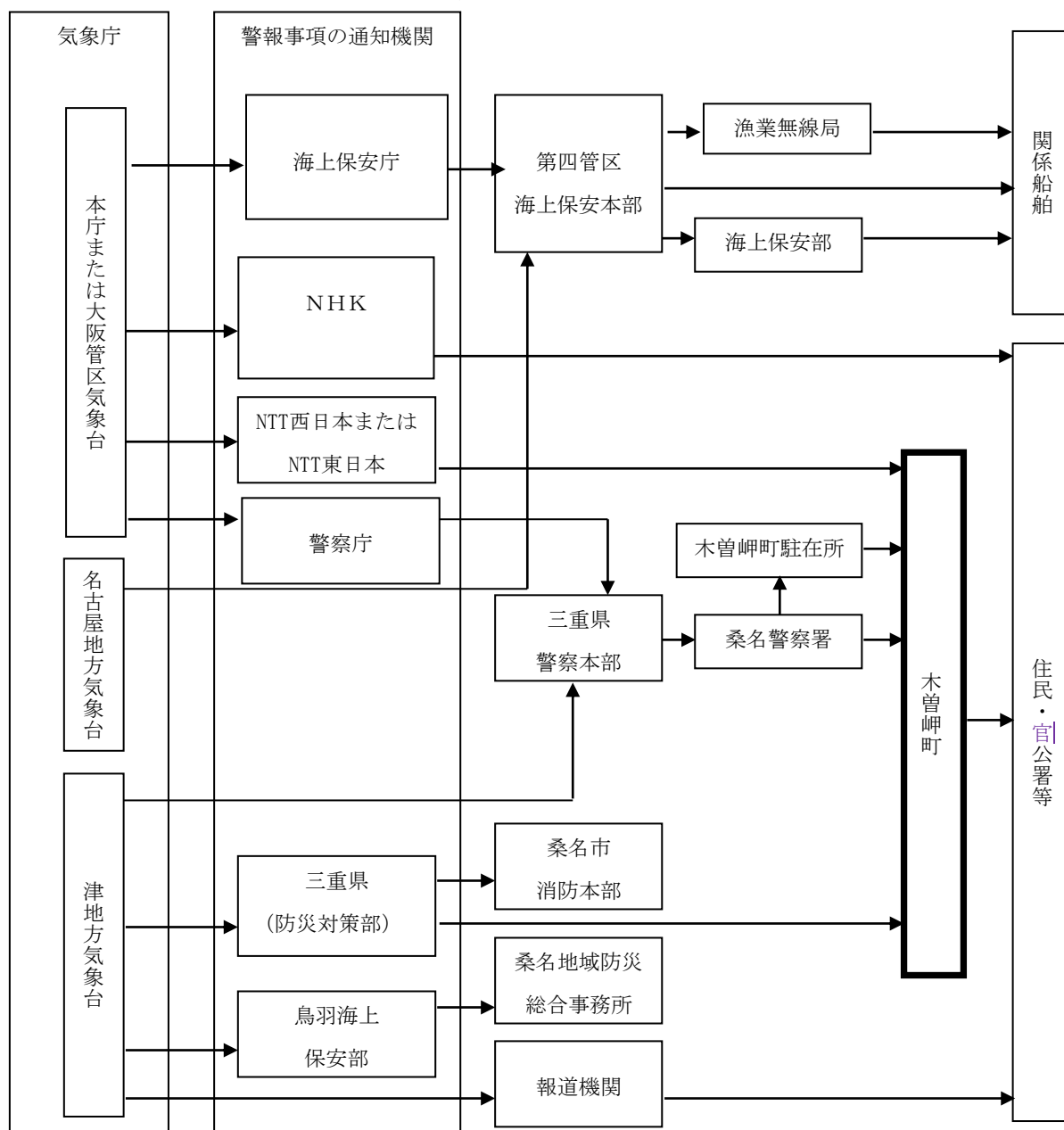
津波警報等とともに予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さが定性的表現で発表される。その場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報が発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5 m<高さ≤10m	10m		
		3 m<高さ≤5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m<高さ≤3 m	3 m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1 m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等伝達系統図



(主な伝達系統)

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線	住民 官公署等
警察庁	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→ 警察署	・一般電話 ・FAX	町
海上保安庁	・専用電話 ・専用FAX	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 関係船舶
NHK各報道機関	・テレビ、ラジオ 等放送	住民 官公署等		
NTT西日本 (NTTコムウェア警 報伝達システム担当)	・一般電話 ・FAX	町 (津波警報 のみ)		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- ① 警報等の連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- ② 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。
- ③ 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

2 地震及び津波に関する情報

津地方気象台は、担当する予報区の区域に対し、必要に応じて次の情報を発表する。伝達経路は、津波予報の伝達系統図に準じるものとする。

(1) 地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く。）の観測成果及び状況の内容とするもの

(2) 津波情報

津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況の内容とするもの

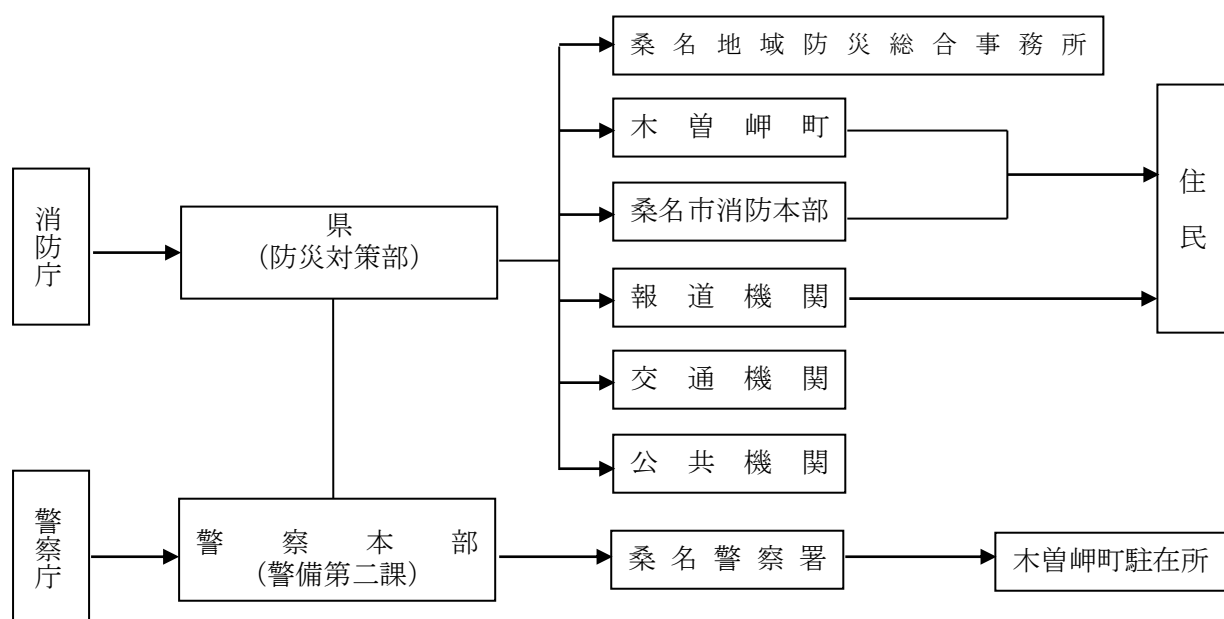
3 南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進にかかる特別措置法に基づく臨時又は定例会議等

県は、次の情報を収集し町に連絡する。

(1) 南海トラフ地震に関連する情報（定例）

(2) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

大規模地震対策特別措置法に基づく伝達系統図（南海トラフ地震についても準用する。）



※ただし、津地方気象台は、気象庁から東海地震に関する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の通報があったときは、直ちに県（災害対策課）に連絡する。

第3 津波に関する自衛措置

- 1 気象庁の行う津波予報は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、若しくは津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるときに遅滞なく発表されることになっているが、町においては、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報等の情報が入手できなくても、直ちに避難指示を行い、次の措置をとるものとする。
 - (1) 町長は、自らの判断で、河川の付近の住民等に直ちに河川の付近から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
 - (2) 町は津波予報中枢からなんらかの通報が届くまで、少なくとも 30 分間は、安全な地点で海面の状態を監視する組織を確立するものとする。
 - (3) 町は NHK 等放送機関の放送を聴取するよう努めるものとする。
- 2 町においては、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、次の措置をとるものとする。
 - (1) 河川の付近の住民等に直ちに河川の付近から退避し、急いで安全な場所に避難するよう命令するものとする。
 - (2) 放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報が連絡された場合にも、同様の措置をとるものとする。
- 3 河川の付近の住民等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには直ちに河川の付近から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

また、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、同様の措置をとるものとする。

なお、異常現象を発見した者は、速やかに防災関係機関に通報するものとする。

第6節 被害情報収集・連絡活動・広報体制の確保と運用

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

従って、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県災対本部に報告するものとする。

第2 関係機関からの情報収集

町災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法

町 ↔ 県	県防災行政無線、電話、インターネットネール
町 ↔ 桑名市消防本部 長島木曽岬分署	県防災行政無線、電話、インターネットネール、消防無線
町 ↔ 桑 名 警 察 署	県防災行政無線、電話、インターネットネール
町 ↔ 消 防 団	町防災行政無線、電話、消防団ワークス、消防無線

第3 被害情報等の収集と報告

1 災害発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害情報等の調査は、あらかじめ定められた各地区ごとの担当被害調査員が行う。ただし、震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、参集する全職員が役場への参集途上において行うものとする。

2 被害情報等の報告

1により収集された情報は、各調査項目ごとに担当課が取りまとめ、防災情報システム、防災行政無線により桑名地域防災総合事務所を通じ、県災対本部に報告を行う。

通信手段の途絶により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ報告するものとする。

被害状況等の報告にかかる消防庁への連絡先は第6に掲げるとおりである。

3 安否不明者及び行方不明者の安否情報の収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、情報収集を行う。

4 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第4 報告責任者

被害情報等は、災害対策業務上極めて重要なものであるから、調査にあたる各課はあらかじめ

め報告責任者を定めておき、数字等の調整については責任をもって処理しなければならない。

なお、被害状況等の報告及び取りまとめ担当部・班は、次のとおりとする。

調査項目	担当部・班
人的被害（安否不明等含む）	民生部税務班
住家被害	民生部税務班
公共建物被害	会計部
教育施設被害	教育部
農水産及び農水産業施設被害	事業部産業班
公共土木施設被害	事業部建設班
水道被害	事業部建設班
商工関係被害	事業部産業班
医療施設被害	民生部住民班
福祉施設被害	民生部福祉班
火災被害	総務部危機管理班

第5 収集すべき被害情報

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握するものとする。

○災害発生時情報

災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報（災害応急対策活動を実施するうえで必要とする情報）である。

- ① 住宅被害の状況
- ② 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ③ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ④ 避難の必要の有無及び避難の状況
- ⑤ 住民の動向
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ 庁舎等所管施設・設備の損壊状況
- ⑧ 余震等に関する情報、二次災害防止のための気象情報・注意報等
- ⑨ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○被害情報

災害発生後、できる限り早い段階から被害状況等の把握に努める。

被害状況等は応急対策活動を実施するうえで重要な判断材料となるものであるため、速やかに収集・伝達する必要がある。

- ① 被害状況
- ② 避難指示又は警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 救護所の設置及び活動状況
- ⑥ 傷病者及び災害弱者の収容状況
- ⑦ 観光客等の状況
- ⑧ 応急給水の状況
- ⑨ その他応急対策活動を実施するうえで必要な事項

第6 報告の要領

報告の種類は次のとおりとする。

1 概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式第1号に基づく内容とし、町から桑名地域防災総合事務所を経て、県災対本部災害対策統括部（災害即応・連携課）に報告する。なお、様式第1号の代替として被害即報送受信票も可とする。

町内に震度4以上の地震があったとき又は津波注意報が発表されたものについては、速やかにその第1報を報告するものとする。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地域防災総合事務所及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町はその状況を桑名地域防災総合事務所のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度5強以上の地震発生等）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を桑名地域防災総合事務所のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

消防庁への連絡先は次のとおりである。

[消防庁への連絡先]

区分 回線別		平日（9:30～17:45） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-7-048-500-90-49013	8-7-048-500-90-49102
	FAX	8-7-048-500-90-49033	8-7-048-500-90-49036

2 災害即報

被害状況の判明次第逐次報告するもので、被害即報送受信票及び様式第2号に基づく内容とし、町から桑名地域防災総合事務所を経て、県災対本部災害対策統括部（災害即応・連携課）に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地域防災総合事務所及び県災対本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に様式第3号による住家等被害状況即報を、桑名地域防災総合事務所を経由して県災対本部に報告するものとする。

なお、報告にあたっては、桑名警察署及び木曽岬町警察官駐在所と密接に連絡をとるものとする。

3 被害報告

(1) 中間報告

1、2の即報の段階において、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により桑名地域防災総合事務所に報告するものとする。

(2) 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告するものとする。

4 被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・被害報告の内容基準

第7 県知事への報告

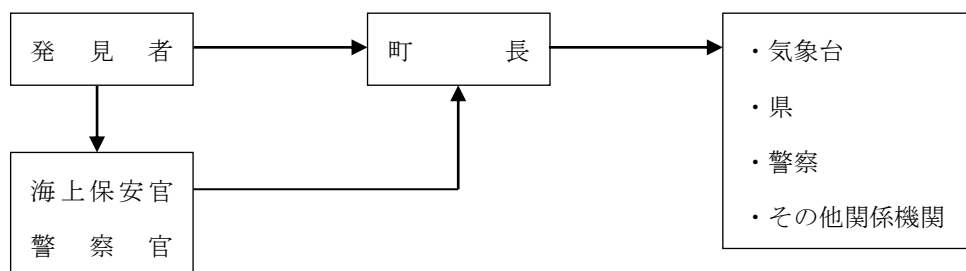
町災対本部で把握した被害情報等については、三重県地域防災計画に定めるところにより桑名地域防災総合事務所を経て県知事あてに報告するものとする。

第8 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- (1) 気象台
- (2) 県
- (3) 警察
- (4) その他関係機関

異常現象の通報系統



第9 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、町内のアマチュア無線クラブ、インターネットやパソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

様式第 1 号

〔災害概況即報〕

報告日時	
市町村名	
報告者	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第2号

〔被害状況即報〕

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報告番号	災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			そ	田	流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名				の	畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
区 分				被 害	文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
人 的 被 害				死 者	人			
					行 方 不 明 者	人		
負傷者				重 傷	人			
					軽 傷	人		
住 家 被 害	全 壊		棟		他	道 路	箇所	
			世帯			橋 り よ う	箇所	
			人			河 川	箇所	
	半 壊		棟			砂 防	箇所	
			世帯			清 掃 施 設	箇所	
			人			崖 く ず れ	箇所	
	一 部 破 損		棟			鉄 道 不 通	箇所	
			世帯			被 害 船 舶	隻	
			人			水 道	戸	
	床 上 浸 水		棟			電 話	回線	
			世帯			電 気	戸	
			人			ガ ス	戸	
	床 下 浸 水		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
			世帯					
			人					
	非 住 家		棟			り 災 世 帯 数	世帯	
人				り 災 者 数	人			
火災発生			建 物	件				
公 共 建 物		棟		危 険 物	件			
		そ の 他	棟		そ の 他	件		

区 分		被 害	等 災 の 害 設 対 置 策 状 本 況 部	都 道 府 県			
公 立 教 育 施 設	千 円						
農 林 水 産 業 施 設	千 円						
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数		団体	市 町 村				
そ の 他	農 業 被 害	千 円					
	林 業 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
			適 災 用 害 市 救 村 助 名 法				
計		団体					
そ の 他		千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

様式第3号

被害状況調書

(年 月 日 時 分現在)

市町村名

人的被害	死		者	ア	人	
	行		方	不明	イ	人
	負傷	重		傷	ウ	人
		軽		傷	エ	人
		小		計	オ	人
	計				カ	人
住家被害	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟	
		半壊及び半焼		ク	棟	
		一部破損		ケ	棟	
		床上浸水		コ	棟	
		床下浸水		サ	棟	
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯	
			人員	ス	人	
		半壊及び半焼	世帯	セ	世帯	
			人員	ソ	人	
		一部破損	世帯	タ	世帯	
			人員	チ	人	
		床上浸水	世帯	ツ	世帯	
			人員	テ	人	
		床下浸水	世帯	ト	世帯	
			人員	ナ	人	
		報告	発信	月 日 時 分		
受信	月 日 時 分			受信者		

(注) 救助法によるもの

第7節 広域的な応援・受援体制の整備

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

町は、県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。県は、三重県市町災害時応援協定及び三重県広域受援計画、木曽岬町広域受援計画等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。

また、県内市町、消防組合との「三重県内消防相互応援協定」や「木曽岬町広域受援計画」に基づき対応を図るものとする。

第2 応援体制

1 各協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

町は、各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する場合、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、町と緊密に連絡をとりながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

町は、応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保する。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

第3 受援体制

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第8節 通信運用計画・通信機能の確保

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。

大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、町と他の市町や防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。

大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

第3 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

第4 通信手段の利用方法等

1 電話による通話

(1) 災害時優先電話

災害時において、通話が規制された場合でも、あらかじめ登録された災害時優先電話については、優先的にNTT西日本の取扱いが受けられる。

本町において、登録済の番号は資料編に掲載のとおりである。

(2) 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要事項を内容とする通話は、全ての手動接続通話に優先して接続される。

(3) 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

資料編・災害時優先電話一覧

2 電報による通信

災害のための緊急を要する電報については、発信紙の余白に「非常」と朱書して、NTT西日本に差し出すものとする。

(1) 非常電報

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常電話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、全ての電報に優先して取り扱われる。

電報発信にあたって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

(※22時以降－翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(2) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信にあたって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

(※22時以降－翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

3 防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、防災行政無線により迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

4 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

5 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

なお、本町には次の無線局が設置されている。

免許人	無線局設置機関	局種	局名	出力 (W)
木 曾 岬 町	木 曾 岬 町 役 場	移	きそさき 1～9	2

6 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためN T Tが町に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

7 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県災害対策本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

第5 通信設備の応急復旧

1 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に県、町、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、中でも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

(3) 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

(4) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努める。

第9節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

関係対策部等
総務部
教育部
民生部
消防団

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、町長は、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとり、人的被害の軽減に努めるものとする。

なお、津波災害に関わる指定避難所、指定緊急避難場所等については、住民に対する周知徹底を図るものとする。

また、「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」に基づき対応を図るものとする。

第2 避難指示

地震災害時において、津波警報等が発表されるなど、津波が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、町は、その旨を知事に報告する。（基本法第60条）
また、町は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立入を制限する。

1 実施責任者

避難指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法	報告先
町長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	基本法第60条	知事
知事 (指示)	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	基本法第60条	
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	基本法第61条	町長
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条	公安委員会
知事、その命を	洪水	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険	水防法第29条	警察署長(町)

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法	報告先
受けた職員若しくは町長 (指示)		が切迫していると認められるとき。		長が指示したとき)
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防 止法第25条	警察署長
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94 条	

2 町長不在時の避難指示

町長不在時においては、「本章 第1節 活動体制計画 第2 7」に定めるとおりの職務代理者順位に従い実施する。

3 避難指示

避難指示は、次の場合に行うものとする。

(1) 避難指示

当該地域又は土地建物等に災害発生のおそれがあり、避難すべき時期が切迫した場合

4 避難指示の伝達内容

避難指示の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

(1) 要避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難理由

(4) 避難経路

(5) 避難時の注意事項等

5 避難指示の伝達方法

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

(1) サイレンによる避難信号の発信

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分	1分
	5秒	5秒	5秒

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

(2) 防災行政無線（同報系）による放送の実施

(3) 緊急速報メール等による広報

(4) 消防車・広報車による町内巡回放送

(5) 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

(6) 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

(7) 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

(8) 消防団員による個別訪問

(9) 自主防災会長、自治会長による各戸伝達

6 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等に当たっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

7 県に対する報告

町長等が避難指示を発令したときは、次の事項を記録するとともに、その旨を桑名地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

8 防災関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難指示の内容を伝え協力を求める。

(3) 隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

9 避難指示等の解除

町長等は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第3 避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域においては、避難場所へ速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。ただし、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

第4 警戒区域の設定

地震による二次災害等により、危険が切迫している地域の住民の生命・身体に対する危険を防止する必要があるときは、基本法第63条に基づき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

警戒区域の設定方法等について定めておくこと。

1 要件

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき（同条第1項）。

2 内容

設定した区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずること。

警戒区域の設定とは、その目的上必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することをいう。

この設定は事実行為であり、かつ、不特定多数の者に対して一定の時間、客観的に明示しなければならないので、口頭だけによることは適当でない。

第5 避難方法

1 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、避難行動要支援者の情報把握については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

2 移送の方法

避難は徒歩を原則とするが、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

3 避難者の大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は桑名地域防災総合事務所に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

4 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

5 広域避難の実施

災害の発生に伴い、避難者の避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入について避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入を他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

第6 避難所の開設及び運営・管理

震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

1 発災直後における緊急点検・巡視

発災直後においては、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視を実施する。当該建物に、二次災害の危険性のないことを確認した後、避難所を開設し、避難者を収容する。

2 避難所開設時の資機材の配備

避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

3 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者で、一時的に避難所に収容する必要のある者に対して行う。

4 設置の方法

- (1) あらかじめ指定されている避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。本町における避難所は、資料編に掲載のとおりである。
- (2) 震災の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
- (3) 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- (4) 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

資料編・指定避難所一覧

5 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

6 運営管理

避難所の運営にあたっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- (2) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などに配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。
- (4) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また感染予防に配慮した避難所運営に努める。
- (5) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- (6) 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等をあつせんする等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- (7) 避難所外避難者対策

町は、ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。また車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営において、避難所外避難者の把握、情報提供、救援物資の提供等の生活支援等、避難所外避難者対策を推進する。

- (8) 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- (9) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とする同行避難に配慮した対応に努める。
- (10) 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。

7 県有施設の使用

被災者を一時収容するため、県有施設の使用が必要と認めるときは、県に対し一時使用の要請を行う。この場合、他人の介護を必要とする者を収容するときは収容者の救護に必要な措置もあわせ要請する。

8 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

9 開設の期間

- (1) 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣との協議により期間延長を行うことができる。
- (2) 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間の収容にとどめること。

10 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

11 避難所の応急危険度判定

町長は、避難所を開設する場合、避難所の倒壊による二次災害を防止するため、県災対本部に対し被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を行うものとする。

12 要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

- (1) 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- (2) 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

第7 避難所運営マニュアルの活用

避難所運営については、次の事項等を内容としたマニュアルを策定し、活用のうえ対策にあたる。

1 避難所設置マニュアル

- (1) 避難所の開設・管理責任者、管理・運営体制
- (2) 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法
- (3) 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) その他開設責任者の業務

2 避難所運営マニュアル

- (1) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）にかかる事項
- (2) 避難所生活上の基本的ルールにかかる事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- (3) 避難状況の確認方法にかかる事項
- (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等にかかる事項
- (5) その他避難所生活に必要な事項

(6) 平常体制復帰のための対策

- 事前周知、自治組織との連携
- 避難者の生活と通常授業体制の確保のための対策
- 避難所の統合・廃止の基準・手続等

3 避難所避難者への情報伝達マニュアル

- (1) 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- (6) その他必要事項

第8 学校等における避難計画

こども園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、こども園は園長とする。

2 避難誘導の要領、措置

- (1) 実施責任者は、状況判断のうえ、こども園及び小・中学校の避難計画を基に実施する。
- (2) 実施責任者は、避難誘導の状況をこども園にあっては町長に、小・中学校にあっては教育長に報告する。
- (3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

3 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

- 4 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練を実施するとともに、必要があるときは避難計画を修正する。

第9 要配慮者に対応する避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町は保健センター及び民間の協定締結先施設を要配慮者専用の福祉避難所として開設し、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て保護するものとする。

第10節 要配慮者対策

関係対策部等
総務部
民生部

第 1 計画の方針

地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。

町及び県は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。

被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

また、「福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第 2 町が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第3 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取組

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、個別避難計画等を活用して、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」を整備・活用して、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第11節 学校・園における幼児児童生徒の安全確保

関係対策部等
民生部 教育部

第 1 計画の方針

地震発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、幼児児童生徒の安全確保に万全を期する。

第 2 学校・園における幼児児童生徒の安全確保

小中学校・園の教職員等は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断したときは、あらかじめ定める避難場所へ幼児児童生徒を誘導する。

幼児児童生徒の安全が確保された後は、直ちに点呼等により幼児児童生徒及び教職員の安否確認を行い、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

第 3 登下校時の幼児児童生徒の安全確保

小中学校・園の教職員は、幼児児童生徒の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校（園）内の幼児児童生徒を把握し、学校（園）からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

小中学校・園の教職員は、幼児児童生徒の安否の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

第 4 夜間・休日における対応

小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により幼児児童生徒に被害が見込まれる場合は、幼児児童生徒又はその保護者等に連絡をとり、安否及び所在の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告する。

第 5 学校・園の被害状況の把握、情報提供

町災対本部は、小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、幼児児童生徒の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、こども園の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

第12節 消防救急活動

関係対策部等
総務部
消防本部
消防団

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合には、津波の来襲、建物等の倒壊、火災の同時多発、住宅密集地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、津波からの避難、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町においては、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急・救助活動など、住民の生命・身体の保護を優先した活動を展開できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

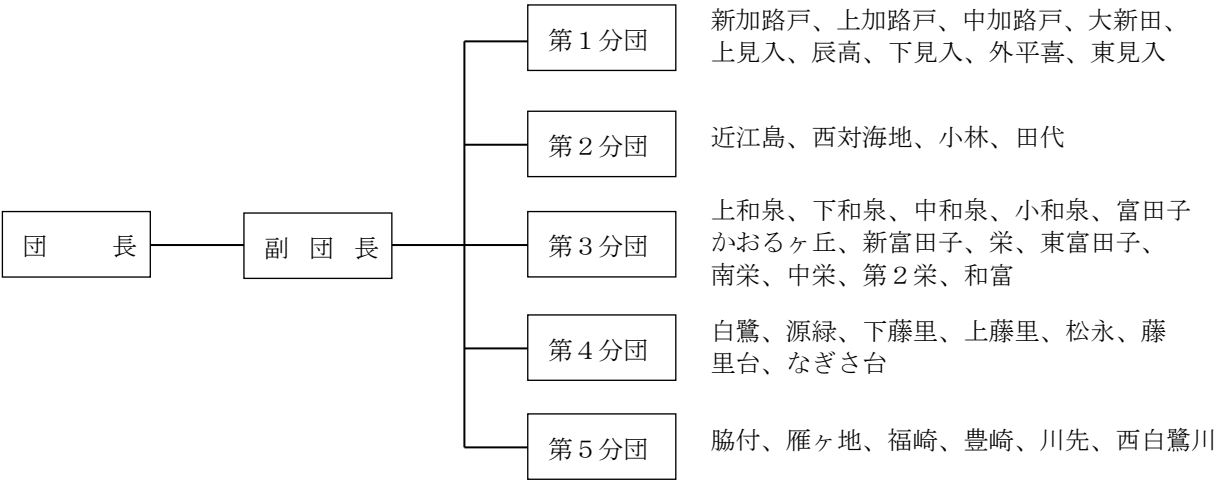
第2 組織

1 桑名市消防本部

本町の消防体制は、救急業務を含めて桑名市へ消防事務委託を行っており、長島町に設置されている長島木曽岬分署が本町を管轄している。

2 木曽岬町消防団

木曽岬町消防団の組織及び担当区域は、次のとおりである。



第3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加のもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

1 消防団の強化等

地域防災力の強化は、町民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識に立ち、地域に密着し災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、町は、以下の取組を進め消防団の強化推進を図る。

(1) 消防団への加入促進

消防団員を確保するにあたって、町民、行政も協力、援助するとともに、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

また、少子高齢化やサービス事業者の増大等の社会環境の変化を踏まえ、初期消火限定、予防活動限定、活動地域の限定等、その役割を特化した機能別消防団員制度の導入や、予防消防に力を発揮する女性団員の加入、を積極的に検討し、組織の拡充を図るものとする。

(2) 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図るうえで地域住民から理解を得られやすくなるとともに、職員にとっても消防防災行政への一層の理解と公務員としての自覚促進につながるため、町は、新規採用職員を中心とした若手職員への積極的な入団促進に努めるものとする。

(3) 事業者への協力要請

円滑な消防団活動を行うためには事業者の消防団活動に対する理解と協力が必要不可欠となっていることから、町は、事業者への積極的な働きかけを行うものとする。

(4) 消防団協力事業所表示制度の運用

事業者の理解なしでは消防団活動が成り立たない現状において、事業者の消防団活動への理解と協力を得ることが重要であることから、町は、消防団活動に協力的な事業所を顕彰するため、消防団協力事業所表示制度の運用を図るものとする。

(5) 消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上報酬を支払うこととされており、その報酬及び出動手当については消防組織法に基づき、町の条例で規定している。町は、近隣市町の状況を考慮のうえ、消防団員の処遇改善を図るものとする。

2 地域における防災体制の強化

(1) 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されており、これらの活動を行うため、町においては、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取組を推進する。

(2) 自主防災組織等に対する資機材等の援助

町は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

3 消防機器の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防ポンプ自動車、四輪駆動普通積載車、四輪駆動軽積載車、小型動力ポンプ、その他消防機器の整備・更新を検討する。なお、整備にあたっては整備年次表等に基づき、より強靱な設備体制の確立を目指すこととする。各機器の更新年限は原則として次のとおりとする。

(1) 消防ポンプ自動車 …概ね20年

(2) 四輪駆動普通積載車…概ね20年

(3) 四輪駆動軽積載車 …概ね20年

(4) 小型動力ポンプ …概ね20年

4 消防施設の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防施設の改築及び増築、無線施設の拡充等を行うものとする。なお、整備にあたっては原則として整備年次表等に基づき行うこととするが、その運用にあたっては、年次的に整備検討を加えるものとする。

5 消防水利の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防水利の基準に基づき、消火栓（地上式・地下式）、防火水槽（原則として40t級）等の機能維持及び新設を重点的に行い、有事の際に有効利用が図られるよう日頃の点検にも配慮する。なお、整備にあたっては、地域の要望等を考慮し、年次的に整備検討を加えるものとする。

6 団員の教育

消防活動に必要な知識及び技術を備えた消防団員を養成するため、県等の行う教育訓練を受講させるほか、団においても随時訓練を行う。

(1) 消防学校入校（幹部・訓練指導員等）

(2) 校外教育訓練（班長クラス）

(3) 幹部・新入団員訓練

(4) ポンプ操法訓練等

(5) 中継放水訓練

(6) 出初式の実施

第4 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

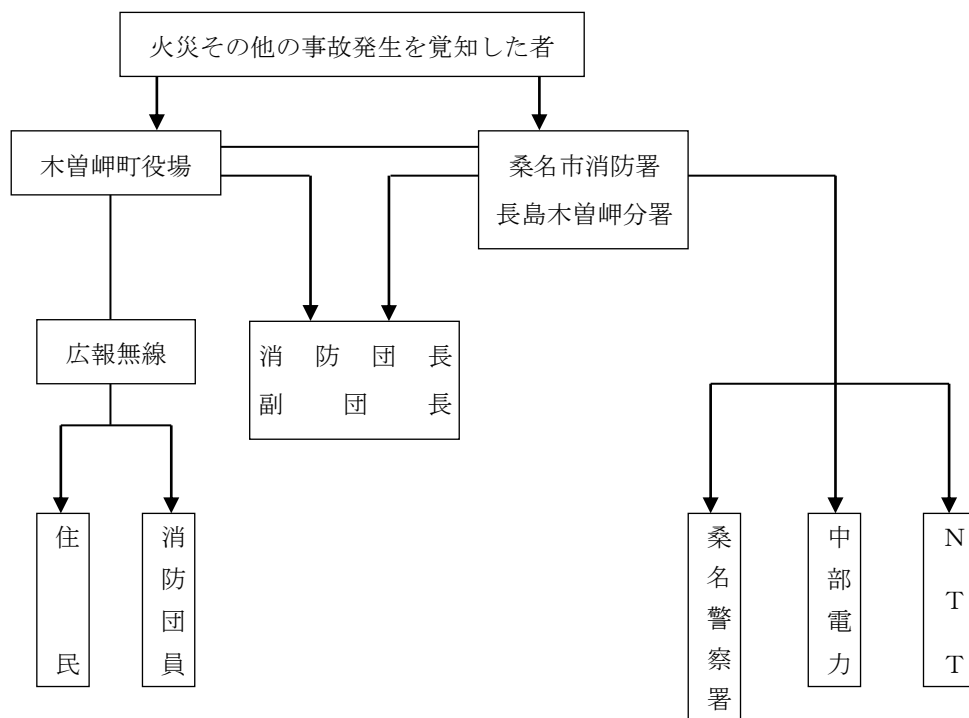
消防団長及び副団長は町災対本部に、団員は各分団消防格納庫に集結するものとする。

3 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、メール、防災行政無線（同報系）の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。



第5 消防活動の実施及び応援・受援

町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、町が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

1 消火活動の実施

町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

2 町は、津波による避難対策を次のとおり定める。

- (1) 津波警報等情報の収集伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 応援部隊の進出・活動拠点の確保

- 3 火災出動は、第 1 出動、第2出動、第3出動とし、その出動は、木曽岬町火災出動規定によるものとし、次のとおりとする。

出動	火災の状態	出動分団	消防署
第 1 出動	・三重北消防指令センター又は長島木曽岬分署並びに住民から直接通報があったとき。	・地元分団及び隣接分団 (他分団は自宅で待機)	・消防車 4 台 ・指揮車 1 台 ・救急車 1 台
第 2 出動	・火災が拡大するおそれのあるとき、又はその旨三重北消防指令センター又は分署から通報があったとき。	・全分団	・消防車 6 台 ・指揮車 2 台 ・救急車 1 台 (追加出動)
第 3 出動	・大火災又は特殊災害と予想される状況を呈しているとき、又はその旨三重北消防指令センター又は分署から通報があったとき。	・全分団	・全車 ・特命出動では梯子車、化学車
(注) 上記の規定は、車両火災、枯草火災、その他の火災（電柱や屋外の工作物等）についても適用する。			

- 4 町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

(1) 町は、桑名地域 2 市 2 町において「危機発生時の相互応援に関する協定」を締結しており、火災発生時には協定に基づき応援を要請する。

(2) 町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

- 5 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

- 6 町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

7 火災警報の発表

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

第6 初期消火体制の確立

- 1 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、自主防災組織と連携した初期消火体制の確立を図る。
- 2 自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

第7 消防水利の整備

- 1 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- 2 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水利はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

資料編・消防水利の現況

第8 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

第9 資機材の調達・配備

大規模地震が発生した場合においては、消火活動に必要な資機材の緊急点検を実施する。なお、不足する場合は、応援協定により関係機関へ緊急要請し、緊急配備に備えるものとする。

第13節 救助活動

関係対策部等
各対策部共通

第 1 計画の方針

被災者の救出は、原則として町災対本部において実施するものとするが、南海トラフ地震等大規模な地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、さらに、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ、特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察及び隣接市町等と緊密な連絡をとり、万全を期するものとする。

第 2 救助活動

町は、消防機関及び消防団等町の保有する全ての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

1 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- (1) 火災時に火中にとり残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合等

2 応援要請

町は、町の救助力が不足すると判断した場合は、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

また、近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

3 資機材の調達等

上記大規模地震が発生した場合においては、救急救助に必要な資機材の緊急点検を実施し、緊急配備に備えるものとする。

また、町のみでは不足する場合等、必要に応じて民間からの協力により調達する等、効率的に資機材を調達配備し、救助活動を実施する。

第 3 活動拠点の確保

町は、県と連携して警察、消防、自衛隊等の応援部隊やその他の救助活動に必要な施設、空地等を確保する。

第4 救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注) 「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。

行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体搜索」として行う。

2 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第14節 医療・救護活動

関係対策部等
民生部

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震により、傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいては、医療、救護活動を迅速かつ的確に行い、あわせて事故処理方策を強化して、被災者の救護に万全を期するものとする。

第 2 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行うものとする。

第 3 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

第 4 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、町内医療機関及び桑名医師会の協力の下に、(1)救護班を編成し、(2)避難所等からの派遣要請に基づいて、(3)救護所を設置（町内医療機関の利用を含む。）し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達も行う。

1 救護班の編成

○町内医療機関	⇒資料編参照
○町内医療機関のみでは不足する場合	⇒桑名医師会に応援要請
○救護班の構成	⇒医師、保健師、看護師、事務職員

2 救護班の派遣

被災地の現地において、医療の必要があるときは、町長は、それぞれ必要な救護班を派遣して行う。

なお、この場合救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施するものとし、あらかじめ施設所有者（管理者）と協議を行っておく。

3 医療機関による実施

実施責任者は、救護所の設置若しくは救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて実施する。

また、救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとするが、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

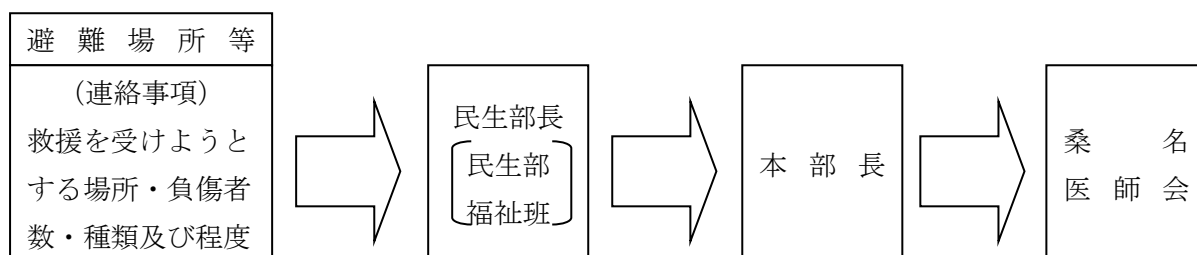
4 応援の要請

町長は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、桑名地域防災総合事務所を通じて桑名保健所に医療救護班、三重DMA Tの派遣要請を行い実施する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

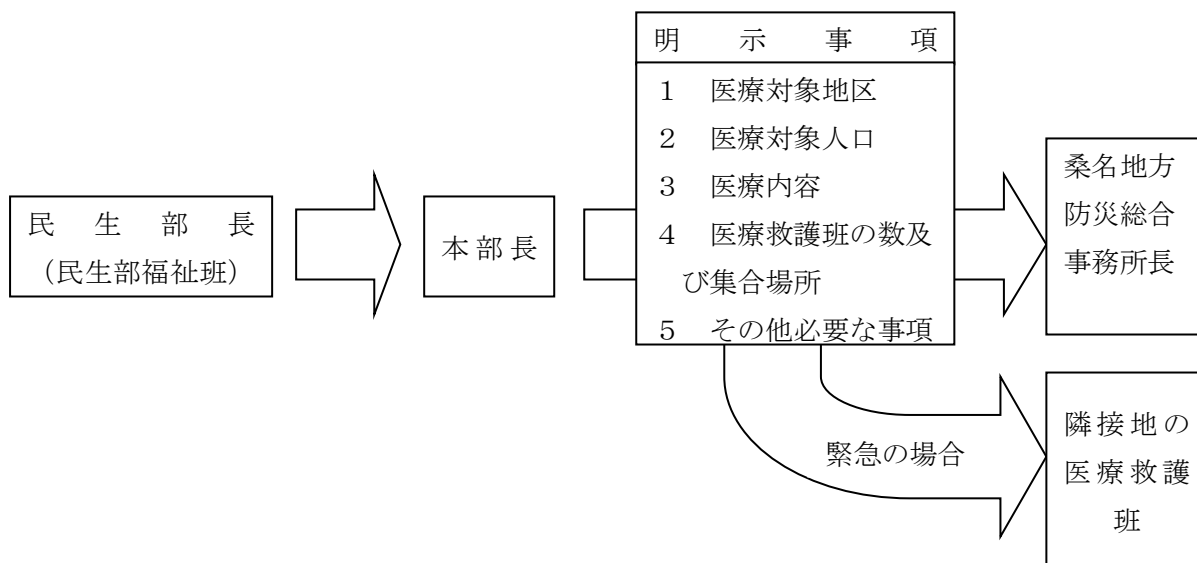
- (1) 要請を受けた桑名保健所長は、関係の各医療救護班等の派遣を行い応急措置をするものとする。
- (2) (1)による救護活動が困難なときは、桑名保健所長は、医療救護班等の派遣要請を行う。

5 救護班の派遣要請

(1) 医師会への医療救護班派遣要請系統



(2) 県及び隣接市町への医療救護班派遣要請系統



6 救護所の設置



7 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現場に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

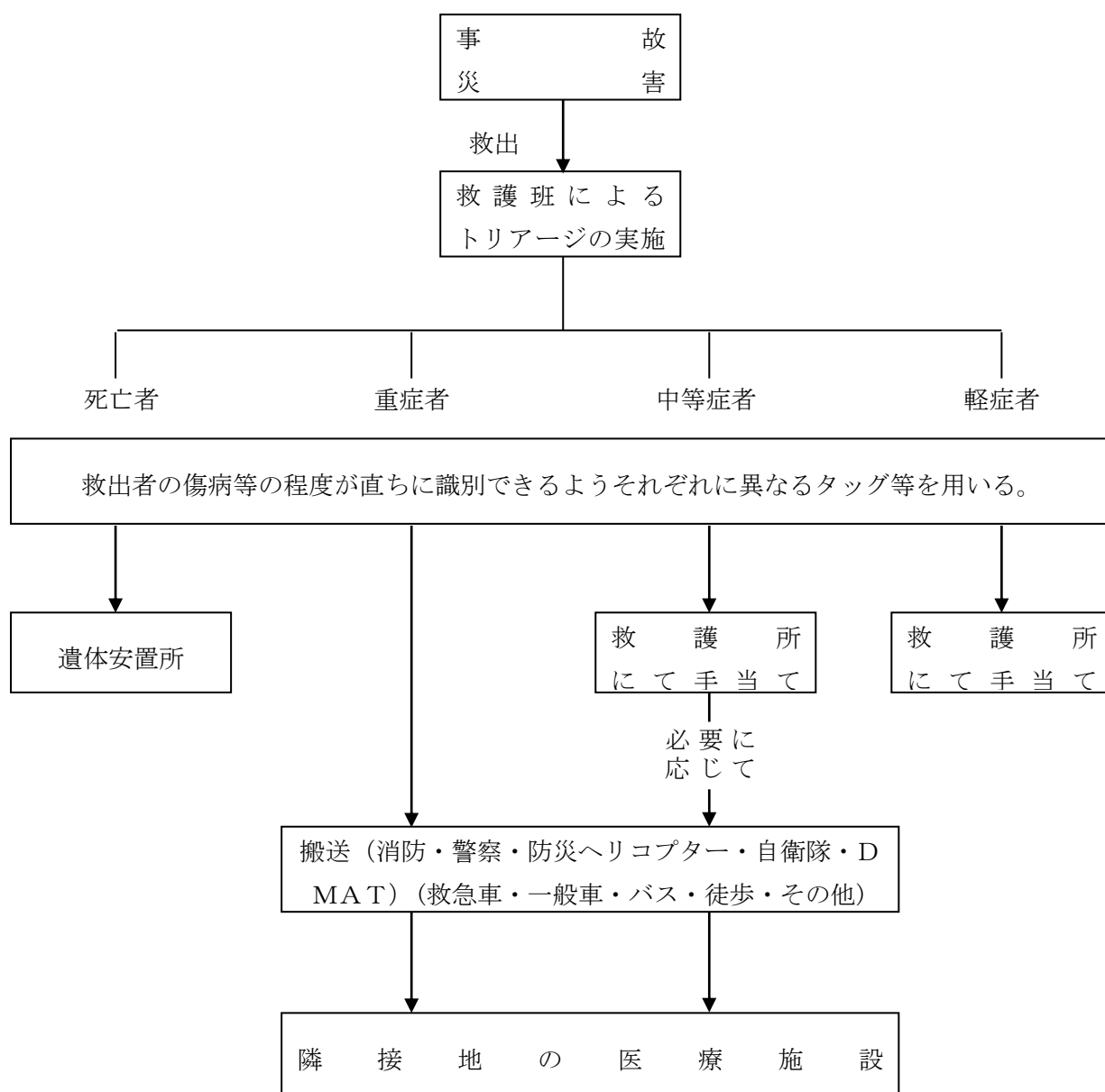
なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第3章 第18節 緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

また、町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

第5 医療活動の実施

町は町内医療機関や桑名医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系例



第6 ころのケア

- 1 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう務めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- 2 高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等の福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。
- 3 県は、被災者のころのケアについて、ころの健康センターを中核とし、保健所と町が連携し、必要な箇所では被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣し、被災者の救護活動を行うので、町もこれに協力する。

第7 医薬品等資材の確保

大規模地震が発生した場合においては、医療、助産の実施に必要な医薬品・衛生材料等の緊急点検を実施し、緊急配備に備えるものとする。

なお、これらの医薬品・衛生材料等は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、必要に応じて桑名保健所への協力を要請するものとする。

第8 医療施設の応急復旧

- 1 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

第9 救助法が適用になった場合

- 1 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

- (1) 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにも関わらず災害のため医療の途を失った者

- (2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

- 2 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、概ね次のとおりとする。

- (1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内とする。
- イ 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対して分べんした日から 7 日以内とする。

3 費用の支弁

(1) 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(2) 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。

(3) 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

(4) 費用の支弁区分

ア 町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

イ 県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

ウ 会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

4 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また障がい者となったときは、基本法第 84 条第 2 項等又は救助法第 29 条の規定に基づき、3(4)「費用の支弁区分」に定めるところにより、町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって損害を補償するものとする。

資料編・医療機関一覧

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第15節 災害警備活動

関係対策部等
桑名警察署
海上保安部

第 1 計画の方針

地震災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災地域の治安の維持を図るため、公安機関は関係各機関と協力し、概ね次の対策を実施するものとする。

第 2 三重県警察の行う対策

1 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び桑名警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて他府県警察の応援を必要とする場合は、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

2 実施事項

(1) 災害情報の収集・連絡等

(2) 救出救助活動

(3) 避難誘導及び交通規制

(4) 緊急交通路の確保

(5) 身元確認等

(6) 二次災害の防止

(7) 危険箇所等における避難誘導等の措置

(8) 社会秩序の維持

(9) 被災者等への情報伝達活動

(10) 相談活動

(11) ボランティア活動の支援

第 3 海上保安部の行う対策

1 災害警備活動

(1) 巡視船艇の災害地派遣

(2) 海上交通の安全確保（航行規制、港内整理等）

(3) 災害地海域の警戒等の治安活動

(4) 入港又は航海中の船舶への気象警報の伝達

(5) 危険物、障害物の移動、除去及び固縛等に関する勧告

(6) 避難者及び救助物資の緊急輸送

(7) 県及び市町の行う災害応急対策に対する協力

2 海保ヘリコプターの運用

- (1) 災害情報の収集及び広報活動
- (2) 被害調査活動
- (3) 人員・物資の緊急輸送

第16節 交通応急対策

関係対策部等
総務部 事業部

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震発生時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

第2 実施責任者

1 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、桑名警察署と協力して交通規制を実施する。

2 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車 以外の車両	基本法第76条第1項
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので適用期間の短いものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

第3 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、事業部建設班を中心に道路交通調査班を編成し、調査するものとする。
- (3) 道路交通調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

3 交通規制

- (1) 桑名警察署は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや（一社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の損壊状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路交通障害状況の情報を収集する。

また、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集する。

さらに、道路管理者に対して、道路交通障害状況等を通報する等、相互の情報交換を実施する。

- (2) 道路管理者、公安委員会、桑名警察署は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (3) 道路管理者又は桑名警察署は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

(4) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等（基本法第 76 条に基づく交通規制を行う場合）

- (ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれがある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。
- (イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 災害派遣部隊の自衛官の措置

自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、上記アの措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに桑名警察署長に通知しなければならない。

ウ 消防吏員の措置

消防用緊急通行車両の通行の障害の除去については、上記イに同じ。

(5) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第4 緊急通行車両の申請

1 事前届出制度

- (1) 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。
- (2) 事前届出についての事務は、桑名警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 確認の申し出
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
- (2) 標章及び証明書の交付
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章及び証明書が交付される。
- (3) 緊急通行車両の確認事務については、警察本部交通規制課、桑名警察署及び災害時に設置される交通検問所において行う。

資料編・緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両の標章

第5 海上交通規制及び海上交通の確保

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

- 1 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止又は制限する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第17節 障害物除去活動

関係対策部等
事業部

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、多数の建物が全壊又は半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動に支障が生じないようこれらの障害物を除去する。

また、「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第 3 障害物除去の対象

緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

- 災害時における障害物の対象は、概ね次のとおりとする。
- 1 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - 2 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - 3 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 4 実施方法

障害物の除去は、事業部建設班が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第 5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積又は保管するものとする。また、町災害廃棄物処理計画と調整のうえ実施するものとする。

- 1 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- 2 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

第6 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次によるものとする。

1 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- (1) 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- (2) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (3) 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

2 方法

当面の生活が可能となるように応急的に行う。（現状回復を目的とするものではない。）

3 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおり

4 期間

災害発生の日から10日以内

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第18節 緊急輸送活動

関係対策部等

会計部

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広範な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町及び防災関係機関は、震災等における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、発災直後においては、車両、燃料等を緊急点検し、緊急配備に備えるものとし、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

また、「災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定」に基づき対応を図るものとする。

第2 実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は会計部が行う。

また、町で対処できないときは、桑名地域防災総合事務所に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

第3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- 2 ヘリコプター等による輸送
- 3 賃金職員等による輸送

第4 輸送の対象

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

2 第2段階

- (1) 第1段階の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- (4) 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

3 第3段階

- (1) 第2段階の続行
- (2) 災害復旧に要する人員及び物資
- (3) 生活必需品

第5 輸送車両等の確保

1 車両確保の順序

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共的団体の車両等
- (3) 自動車運送事業用車両等
- (4) その他の自家用車両等

2 輸送力の確保

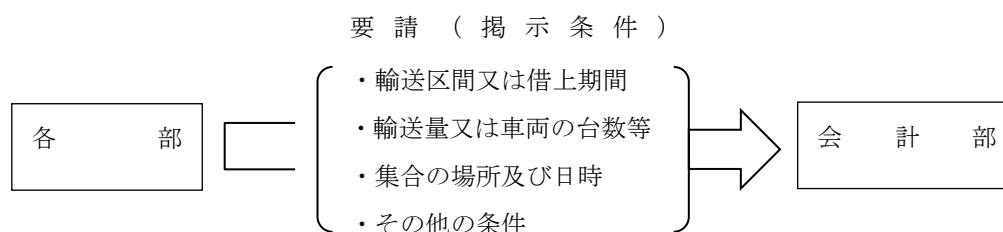
輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 町有車両

各部は、必要な車両を会計部に要請する。

会計部は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。



イ その他の車両

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、会計部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

(2) 船舶による輸送

町は、水産業振興組合との連絡をとり、必要な船舶を借り上げるものとする。

また、必要に応じて自衛隊、海上保安庁に対する海上輸送の出動要請を県に依頼する。

(3) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、総務部は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、自衛隊の応援を要請するものとする。

(4) 賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送を図るものとする。

第6 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

第7 緊急輸送道路の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急復旧対策物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、緊急輸送道路の確保を図る。

1 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、道路管理者と連携し、優先的に道路啓開を実施する。

2 災害時における車両の移動

緊急輸送道路において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

3 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、道路管理者と連携し、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

第8 燃料の確保

町災対本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の把握を行い、必要により協定等の締結を図る。

第9 桑名警察署との連携

町災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようにするため、桑名警察署と連携を密にするとともに、必要により防災行政無線等を携帯した専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

第10 応援の要請等

町は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県災害対策本部へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第11 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

1 範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出

- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第19節 県防災ヘリコプター活用計画

関係対策部等

総務部

第1 計画の方針

町域内において、南海トラフ地震等大規模地震による災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

また、県内29市町、3消防組合及び県との「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき対応を図るものとする。

第2 対策

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無に関わらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長及び桑名市消防本部消防長は応援を要請するものとする。

ア 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町及び桑名市消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請要求連絡先

県防災対策部 消防・保安課 防災航空班（県防災航空隊）

TEL059-235-2555

FAX059-235-2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

資料編・県防災ヘリコプター緊急運航要請書

4 受入体制の構築

町はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

第20節 危険物施設等災害応急対策

関係対策部等
総務部 消防本部 消防団

第1 計画の方針

ガス業者、石油等販売業者及び火薬類販売業者等は、南海トラフ地震等大規模地震発生により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

第2 危険物製造所等の応急措置計画

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県、町の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

関係機関は連携して地震災害時に次の措置をとる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要請の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 町が実施する対策

町は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

- (1) 危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は、直ちにその旨を桑名市消防本部長島木曾岬分署、桑名警察署及び県等の防災関係機関に報告する。
- (2) 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は危険物施設の使用を一時停止並びに危険物の除去等を命ずることができる。
- (3) 被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
- (4) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡をとり、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示する。この場合避難先を指示する。
- (5) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、桑名市消防本部に出動を要請し、災害を防御し、又は災害の拡大を防止する。また、火災の状況、規模により消火用薬剤の収集、化学消防自動車の派遣の要請等を速やかに行う。

第3 ガス施設等応急措置計画

1 ガス事業者が実施する対策

災害発生及び拡大防止を図るため、ガス事業者は次の措置をとるものとする。

(1) 緊急点検の実施

ガス事業者は、地震発生後、直ちにガス施設等の緊急点検を行い、漏えい等の異常の有無について確認を行う。

(2) 異常時の応急措置

ガス事業者は、漏えい等の異常を発見したときは、漏えいを防止するため直ちにガスの供給遮断、緊急移送等の措置を講じる。

(3) 防災関係機関への通報

ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等のガス事業者は、ガス施設等で地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、経済産業大臣（中部経済産業局長）、知事、町長又は警察官、消防吏員若しくは消防団員に通報するものとする。

なお、事故発生時に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

(4) 関係者の識別

ガス事業者等は、ガス施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

2 町が実施する対策

(1) 災害発生防止の緊急措置として町長は次の措置をとるものとする。

- ア 消防団への出動命令及び桑名市消防本部、警察官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

ア 住民の安全の確保

消防吏員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

イ 火気等の制限

消防吏員は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域での火気の手配の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

町長は、危険のおそれがある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保するものとする。

第4 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

1 災害応急対策

町は、警察本部、県、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、町等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

- (1) 住民に対する広報
 - (2) 汚染区域の拡大防止措置
 - (3) 警戒区域の設定
 - (4) 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
 - (5) 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- 2 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、桑名保健所、桑名警察署又は消防機関に届出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- 3 町は、県（桑名保健所）と密接な連絡をとり、住民に対する広報汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとる等万全を期するものとする。
- 4 施設の責任者及び町、桑名警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。
- (1) 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
 - (2) 交通の遮断、避難、広報の実施
 - (3) 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

第5 放射性物質災害応急対策

- 1 放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。
- 2 事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた桑名保健所及び桑名警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。
 - (1) 住民に対する広報
 - (2) 汚染区域の拡大防止措置
 - (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
 - (4) 避難指示
 - (5) 被ばく者の救出及び救護
 - (6) 飲料水汚染区域の取水区機関への連絡
 - (7) 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第21節 公共施設・ライフライン施設応急対策

関係対策部等
総務部
事業部
消防団

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、交通施設・道路・河川等の公共土木施設、電気・電話、上下水道等のライフライン施設等は、強い地震動により被害を受け、これが大きな混乱の原因となり、また、応急対策上の障害を招くこととなる。

このため、地震発生直後においては、これら防災活動の拠点となる公共施設、ライフライン施設の関係機関は、施設の機能を維持するために必要な応急復旧体制を緊急に整備する。また、相互に連絡を深め、緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握することで、二次災害を防止するものとする。

また、北勢水道事務所との「緊急用応急給水施設に関する協定書」及び県内市町との「三重県水道災害広域応援協定」、桑員市町との「桑員地区水道災害応援協定」、三重県桑名LPガス協議会との「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」のほか「災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定」に基づき対応を図るものとする。

第 2 対策

1 公共土木施設等

(1) 道路、橋梁

ア 緊急輸送道路の確保に引き続き、住民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、桑名警察署、桑名市消防本部及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。また、地震が発生した場合は津波情報に基づき、必要に応じて水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

(3) 下水道施設

発災後、町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町は住民に対し、下水排除の制限を行う。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

なお、町独自では対応できない下水道被害が発生した場合は、「三重県市町災害時応援協定」に基づく「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」により、県及び関係市町に応援を要請するものとする。

2 水道

(1) 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

ア 被害状況の把握等

発災後、町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

イ 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2) 施設の応急対策活動

ア 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

イ 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

ウ 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

(4) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

(5) 町の水道事業

ア 町の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画を策定し、速やかに実施するものとする。

自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック、県等に応援要請を行うものとする。

イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

エ 給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動により、その場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況及び復旧見込等についても知らせるとともに、需要家の水道に関する不安解消に努める。

(6) 応援協定に基づく応急復旧活動

ア 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

(ア) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

(イ) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

(ウ) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(エ) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

(オ) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

イ 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

3 バス

地震災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

(1) 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現場への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

(2) 運転基準

ア 乗務員は、地震を感知したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

イ 前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

(3) 旅客への広報・避難誘導

ア 乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

4 電気（中部電力株式会社）

（１） 中部電力設備の被害想定

ア 発電設備

主要設備及び主要機器は、十分な基礎工事を実施しているので大きな被害は生じないが、硝子類を使用した電気機器の被害は予想される。

イ 送・配電設備

架空送電線は地盤沈下による鉄塔・電柱の傾斜及び家屋の倒壊、地震火災等による被害が予想される。

（２） 応急対策

ア 三重支店管内に震度５弱以上の地震が発生した場合、全事業場に非常体制を発令し、必要な対策要員を動員する。

イ 非常災害対策本部を設置して、電力復旧のための的確な措置を行う。

ウ 復旧活動並びに支援活動に必要な要員、資機材の確保を行う。

要員、資機材が不足する場合は、関係会社、他支店、各電力会社等に支援を要請する。

エ 復旧・支援要員及び物資の輸送手段、ルートの確保を行う。

（３） 復旧方針

ア 災害規模によってはヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。

イ 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して方針を立てる。

ウ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、また発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る方針を立てる。

（４） 復旧活動

ア 需要家の安全を第一に、安全確認を徹底しながら復旧活動を行う。

イ 高圧線への被害等による危険の防止については、速やかに対処するが、緊急かつ機動力を要する場合は県警察、自衛隊の出動を要請するものとする。

（５） 広報サービス体制

ア 被害状況、復旧状況、二次災害防止等の電気事故防止を主体としたPRを、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて行う。

イ 上記PRの他、需要家の要望に応えるため、必要に応じて移動営業所を設置する。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は県災対本部に連絡要員を派遣する。

5 ガス

（１） 都市ガス

ア 東邦ガス

本町の町域の一部に、東邦ガス株式会社により都市ガスが供給されている。その概要は次のとおりである。

(ア) 営業所及び工場

名称	所在地	電話
西部支社員弁サービスセンター	員弁郡東員町笹尾東4-1-4	0594 (76) 0434
四日市工場	四日市市霞1-22の5	059 (364) 4566

(イ) ガス施設の状況

工場名	ガス発生設備		原料処理能力	ガス製造能力	ガスホルダー		原料ガス貯蔵能力	
	種類	基数			種類	基数	貯蔵量	基数
四日市工場	液化天然ガス発生設備	3基	480t/日×2基 960t/日×1基	2,296,000m ³ /N日 (46.04655MJ/m ³ N)	-	なし	LNG80,000kl	1基
	液化石油ガス発生設備	3基	72t/日×3基	231,000m ³ /N日 (46.04655MJ/m ³ N)			LPG 100t	2基
							150t	1基
計		6基						4基

イ 応急対策

県内の他のガス事業者の地震対策計画を参考に掲げるので、これにより防災体制の確立を図るものとする。

(ア) 非常体制

平常時は、需要家からの通報受付は宿日直による24時間体制で対応している。また、製造設備の運転管理は4組3交替制をとっているが、非常時には災害対策計画に基づき速やかに非常体制を確立する。

a 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第1次警戒体制・第2次警戒体制・第3次警戒体制をとる。

b 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第1次復旧体制・第2次復旧体制・第3次復旧体制をとる。

(イ) 地震発生時における緊急措置

a 情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス設備の被害情報を把握する。

(a) 地震計情報

(b) ガス製造所の設備の状況及び送出量の変動

(c) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の変動

(d) 火災・ガス漏えい通報の受付状況

(e) 事務所建屋及び周辺家屋の被害状況

(f) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス設備の被害状況

(g) 一般情報

① 気象情報・震度情報

② 一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びに電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設の被害情報

③ 対外対応状況

県・市町災害対策本部及び警察・消防並びに関係官公署・関係機関からの情報

④ その他被害に関する情報（交通状況等）

注）地震直後の情報は、前項の（a）～（c）を主情報とするが、逐次（d）～（g）の情報が得られるので初期情報を修正しながら対策をたてるものとする。

b 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

c ガス供給停止の判断

(a) 地震が発生した場合、次のような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。

① 地震計のSI値が60カイン以上を記録した場合

② 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要変圧器等の大変動により供給継続が困難な場合

(b) 地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予想される地域（地震計のSI値が30カイン以上60カイン未満）では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。

① 道路及び建物の被害状況

② 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況

③ ガス漏えい通報の受付状況

d 緊急連絡体制

地震発生時の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(ウ) 保管管理

供給継続地区の需要家からガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講ずる。

(エ) 広報

大規模地震が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施する。

(2) LPガス

LPガス販売事業者は、災害によりLPガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに対応措置を講じる。

ア 緊急対策

- (ア) LPガス使用需要家よりガス漏えい等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (イ) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (ウ) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

イ 中期対策

- (ア) 危険箇所からの容器の引上げ
- (イ) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- (ウ) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- (エ) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

6 情報通信

(1) 電話

ア 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は地震発生時には、速やかに対応措置、応急復旧工事に着手するものとする。

(ア) 応急措置

a 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

b トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化

- (a) 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。
- (b) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握、停電状況の把握等その影響度合を確認するものとする。
- (c) 屋外設備
屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため、重要ケーブル等については、その影響度合を確認するものとする。

(イ) 応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

a 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

(a) 対策

- ① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ② テレビ、放送回線の救済
- ③ 局前公衆電話の設置及び長期避難場所への特設公衆電話設置

(b) 復旧方法

- ① 移動無線機、ポータブル衛星等の活用
- ② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ③ 重点市外伝送路のマイクロ方式による救済
- ④ 自家発電及び移動電源車の活用

b 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

(a) 対策

- ① 重要加入者及び重要専用線の救済
- ② ボックス公衆電話の復旧
- ③ 孤立地域（村落）の通信途絶、解消

(b) 復旧方法

- ① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

c 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

イ 移動通信事業者

(ア) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の応急措置

- a 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。

また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

- b 対象地域に対する電力設備の運用状態の把握、停電状況の把握等その影響度合を確認するものとする。

(イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の応急復旧

災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

- a 電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。

- b 設備の重要度に合わせて段階的に実施する。

7 道路、橋梁にかかる応急復旧活動

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や町民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮したうえで、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施したうえで、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

8 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

第22節 農業施設等災害応急対策

関係対策部等
総務部 事業部

第 1 計画の方針

農作物に対しては、あらゆる災害による被害の発生が考えられるので、災害の都度、農作物等に対する技術対策をたて、防災関係機関と連絡をとり、その指導にあたるものとする。

第 2 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第 3 農作物の応急対策

1 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、桑名農政事務所及び農協等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ三重県農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

2 採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県に要請を行う。

3 病虫害の防除

- (1) 植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行う。なお、知事は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供するものとする。
- (2) 町は病虫害防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病虫害の防除に努めるものとする。
- (3) 防除は、特別の指示のない限り県の定める三重県病虫害総合防除計画で示された措置により、行うものとする。
- (4) 防除器具は、町において整備する。また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

第23節 住民への広聴・広報活動

関係対策部等
総務部

第 1 計画の方針

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者等への広報活動を行うものとする。

第 2 実施責任者

災害時の広報活動は、総務部総務班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、事後総務部総務班に報告する。

第 3 広報の手段

町は、住民に対し、迅速、的確に情報を伝達するとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を努めるものとする。

防災行政無線、広報車、電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等の情報伝達を行うものとする。

対 象 機 関	方 法
報道機関	口頭、文書、電話、F A X
各防災関係機関	電話、F A X、広報車、連絡員の派遣
一般住民、被災者	防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、配信メール、広報車、広報紙
庁内各課	庁内放送、庁内電話、口頭、配信メール
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

第 4 津波警報発表時等の緊急の措置

1 避難指示の伝達

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、町は河川の付近にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて町の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発令された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

2 要配慮者への情報伝達

地域によって津波到達時間等が大きく異なる本県の地域特性を踏まえつつ、可能な範囲で要配慮者への災害情報の確実な伝達に努める。

第5 被害情報等の収集と報告

1 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

2 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にあるときは、直接消防庁へ報告する。

3 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行う。

4 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第6 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報をはじめとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

1 情報提供内容

被災者等への情報提供内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況（被害状況）
- (2) 気象予報、警報、津波・地震に関する情報
- (3) 災害対策本部に関する情報
- (4) 救助・救出に関する情報
- (5) 避難に関する情報
- (6) 二次災害の危険性に関する情報
- (7) 主要道路情報
- (8) 公共交通機関の状況
- (9) 電気、水道等ライフライン施設の復旧状況
- (10) 医療救護所、医療機関等の開設状況
- (11) 給食、給水実施状況
- (12) 衣料、生活必需品等供給状況
- (13) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (14) 被災者の安否に関する情報
- (15) 防疫・衛生に関する情報
- (16) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報

- (17) ボランティア及び支援に関する情報
- (18) 住宅に関する情報
- (19) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）
- (20) 公衆浴場の情報
- (21) 住民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

2 情報提供手段

震災時に有効な情報提供手段としては、次のようなものがある。

伝達手段	種別	特色
広報車	㊦㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦㊧	
掲示板	㊧㊡	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊧㊡	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折込み	㊧㊡	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
パソコン通信 インターネット	㊦㊧㊡	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

㊦被害状況 ㊧生活情報 ㊡安否情報

第7 要配慮者への対応

視聴覚障がい者や外国人等の情報の入手に困難をきたす要配慮者（いわゆる情報弱者）については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。

第8 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、町民対応窓口を設置する。

第9 放送の利用

基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会・放送局に対して放送の要請を行う。

町長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

第10 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部総務班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

第 11 住民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

第 12 災害資料及び情報の収集

- 1 収集した災害情報を記録、整理するため、総務部危機管理班に記録係を置くものとする。
- 2 各部長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡するものとする。
- 3 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。

第 13 広聴活動

- 1 広報車による広報活動と同時に、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置し、地域における広聴活動を強化する。
- 2 災害について、住民から要望事項を聴取した職員及び関係機関は、速やかに総務部総務班又は防災関係機関に連絡するものとする。

第24節 給水活動

関係対策部等
事業部

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第 2 実施責任者

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第 3 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、町は、給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により 1 日 1 人約 3 リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

第 4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

1 生活用水の確保

町は、災害用の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、自然水（川等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

2 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

第 5 応急復旧

上水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水態勢を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第6 応急給水

1 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

2 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災行政無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

4 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

5 給水箇所

給水は、役場、各避難所等（以下「指定場所」という。）への拠点給水を行う。

6 給水の実施方法

- (1) 運搬給水は、町の保有する給水タンク、ポリタンク等の容器及びトラック等を調達し運搬する。

町が所有する応急給水資機材は、次のとおりである。

種別	容量	保有数	保管場所
給水タンク	1,000 ^{リットル}	4基	上水道資材倉庫 2基 川先防災備蓄倉庫 2基
ポリ容器	18 ^{リットル}	500個	西対海地水防倉庫 400個 川先防災備蓄倉庫 100個
	20 ^{リットル}	40個	三崎水防倉庫 20個 和富水防倉庫 20個

- (2) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、指定場所に臨時給水栓を設けて給水する。

- (3) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施したうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

第7 資機材及び技術者の確保等

- 1 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。
- 2 発災直後においては、応急給水資機材を緊急点検し、緊急配備に備える。
- 3 給配水管の復旧については、町内の給水装置工事事業者に依頼する。
- 4 給水タンク、トラック、発電機等の機材の確保を図るとともに、管路の復旧、修繕及び仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等を速やかに確保する。

第8 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援要請書（別記様式）をもってブロックの代表市町を通して県水道災害対策本部に応援要請を行うものとする。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

- 1 応急給水作業
- 2 応急復旧作業
- 3 応急給水及び復旧用資機材の供出
- 4 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

第9 給水量

災害時の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水から始まり、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくるため、段階的に目標水準を定め、プール、河川等の利用、応援要請等により給水を確保するものとする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	飲料等
～7日	1人1日20～30ℓ	飲料、水洗トイレ、洗面等
～14日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

第10 住民による備蓄の推進

大規模地震の発生等の場合は、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内の備蓄を行うよう広報を行うものとする。

第11 救助法が適用になった場合

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注)この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

3 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

年 月 日

様

(市町等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員(監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
	応援期間 日間 (月 日～ 月 日)		
	応援場所(集合場所)		
その他の要望及び注意事項 応急給水用水の確保(可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援ルートの指定(案内図を添付すること)

第25節 食料供給活動

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻痺を招き、人心の不安を増大させる。

従って、被災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行うものとする。

また、県との「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき対応を図るものとする。

第2 実施責任者

実施責任者は、町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町又は県に応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所に収容された者（観光客及び帰宅困難者を含む。）
- 2 住家に被害を受け、炊事のできない者
- 3 一時縁故地等へ避難する必要がある者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

第4 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- 1 弁当
- 2 乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、牛乳等
- 3 乳幼児については粉ミルク

第5 物資調達マニュアルの活用

食料の供給・調達に関しては次の事項を内容としてマニュアルを策定し、活用のうえ対策にあたる。

- 1 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 3 炊出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- 4 炊出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- 7 供給ルート、運送体制の確立
- 8 避難所毎の被災者、自治組織等受入体制の確立
- 9 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- 10 ボランティアによる炊出しの調整

第6 食料の供給

1 食料の確保

震災時における食料の供給については、庁舎及び各水防倉庫に備蓄している食料を供給するほか速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を町及び各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする

住民には、インスタントやレトルト等の食品の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

2 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

第7 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し

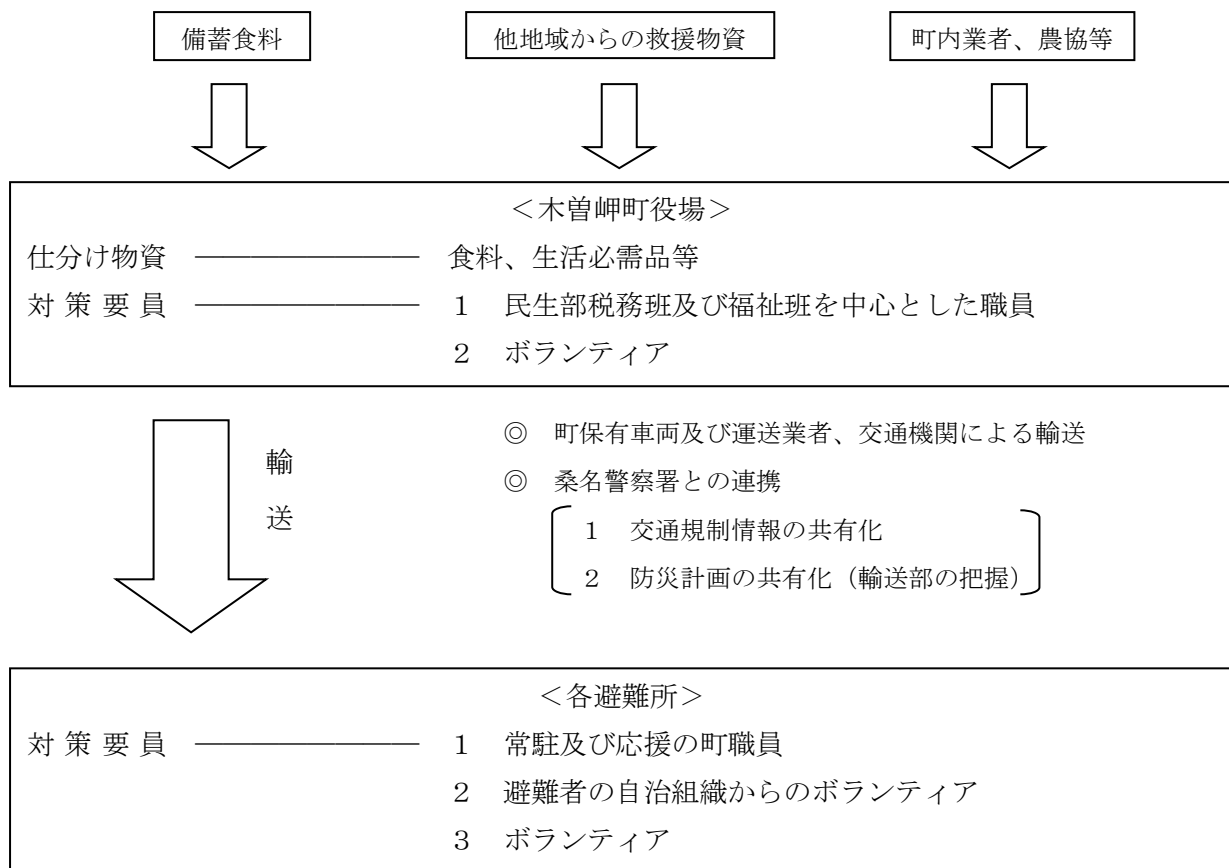
第8 物資の集積場所

地震による災害が甚大である場合には、備蓄食料のほか、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、その集積場所を木曽岬町役場とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行う。

また、町は必要な物資を桑名地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

名称	所在地	連絡先
木曽岬町役場	大字西対海地251	68-6100
木曽岬町防災センター	大字源緑輪中441番地	68-6101

第9 震災時の食料等供給の流れ



第10 救助法が適用になった場合

1 対象者

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

2 実施期間

災害発生の日から7日以内とするが、法の主旨は相当大規模な災害を予想して決められたものであるため、期間前に必要のなくなったものは、その都度停止して完了する。

ただし、被災者が一時縁故先等避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給するものとする。

3 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第26節 生活必需品等供給活動

関係対策部等
民生部

第 1 計画の方針

地震災害により被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具等を給与又は貸与する。

また、「生活必需物資等の調達に関する協定書」及び「災害時における救援物資提供に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施体制

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給付又は貸与については、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

2 生活必需品供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第 3 実施内容

1 給付品目

被害状況及び世帯構成人員に応じて、生活必需品等を給付又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

2 物資の調達及び配分

町は、地域内で調達できる生活必需品の調達及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

また、孤立者に対して、県と連携して、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(1) 町内業者等からの調達

町では、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

(2) 物資の輸送

町は、木曽岬町役場を物資の集積場所とし、民生部福祉班を中心に行う。また、輸送に必要な車両の配車は、会計部が行うものとする。

ただし、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、町の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処するものとする。

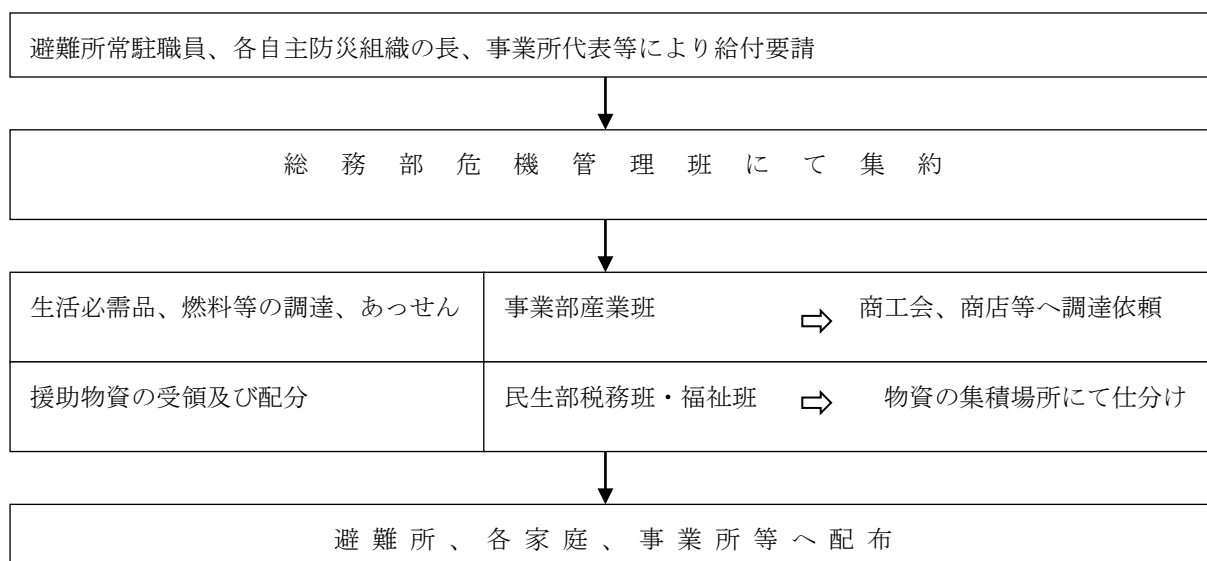
(3) 他市町及び県への応援要請

町内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日赤あるいは他市町に依頼し調達する。

- ア 品目別数量
- イ 必要日時
- ウ 引取り又は送付場所
- エ その他必要な事項

(4) 調達及び配分の要領

物資の給付又は貸与については、次のとおり行うが、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



第4 備蓄の実施

現在、庁舎及び各水防倉庫に毛布等の備蓄を行っている。今後は、順次備蓄の充実を図るほか、住民においても各自非常持出品の中に備えるよう広報を行っていく。

資料編・備資機材保有状況

第5 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりとする

名称	所在地	連絡先
木曽岬町役場	大字西対海地251	68-6100
木曽岬町防災センター	大字源緑輪中441番地	68-6101

第6 救援物資の受入配分

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

第7 物資調達マニュアルの活用

生活必需品の調達・供給に関しては次の事項を内容としてマニュアルを策定し、活用のうえ対策にあたる。

- 1 被災者に対して供給する生活必需品等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、商店等からの調達及び供給の実施
- 3 必要に応じ、県への生活必需品等の調達の要請
- 4 援助物資集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- 5 供給ルート、運送体制の確立
- 6 避難所毎の被災者、自治組織等受入体制の確立
- 7 被災者への生活必需品の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施

第8 県への要請

町は、必要な物資が生じ調達が困難な場合は、桑名地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

第9 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料
第一段階 (生命の維持)	毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第10 救助法が適用になった場合

1 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 給（貸）与品目

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

4 給（貸）与の期間及び費用の限度

（１） 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

（２） 給（貸）与のため支出できる費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第27節 防疫・保健衛生活動

関係対策部等
民生部

第 1 計画の方針

大地震発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第 2 実施責任者

防疫についての計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第 3 防疫班の編成

民生部福祉班を中心に「防疫班」を編成するものとする。発災直後においては、必要な資機材の緊急点検を実施し、必要に応じ要員を雇い上げ、係をおき、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容等を行う。

第 4 防疫体制の確立

町は、桑名保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

第 5 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

第 6 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

第 7 保健活動

1 保健師活動

町は、「災害時保健活動マニュアル」等に基づき、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

2 栄養・食生活支援

- (1) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
 - イ 避難所での共同調理、炊出し等への指導助言を行う。
 - ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。
- (2) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

3 避難所等の保健衛生対策

災害時には、生活環境の激変により被災者の健康状態が悪化するため、被災者の健康状態を把握し、保健指導を実施する。また避難所の環境整備に努め、住民の衛生指導及び広報活動を実施する。

(1) 健康相談及び保健指導

必要に応じ、避難所に救護所を設置するとともに、保健師を配置し被災者の健康相談を行う、保健師による巡回相談を実施するものとする。

(2) 要配慮者への配慮

巡回相談にあたっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、必要により福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車椅子等の手配等について、福祉関係団体やボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。

第8 食品衛生監視

県は、食品衛生監視員により、被災地営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の調査を行い、その実態を把握し、また、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど適切な措置を講じ、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するため、次のような監視等を行う。

1 臨時給食施設

県は、関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって健康被害の発生を防止する。

重点指導事項

- (1) 手洗い消毒の励行
- (2) 食器器具の消毒
- (3) 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- (4) 原材料及び食品の検査

2 営業施設

県は、生鮮食品取扱営業施設を監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

- (1) 浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- (2) その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることのないようにすること。

第9 防疫措置の実施

1 知事の命令

知事が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）により、感染症予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行うものとする。

1	法第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
2	法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
3	法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
4	法第31条第2項の規定による水の使用制限等の指示
5	予防接種法第6条の着手による臨時予防接種に関する命令（町長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

2 防疫実施要領

町が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第14条から第16条までの規定により実施するものとする。

3 具体的活動

法第27条の規定により知事の指示のあったときは、町長は薬剤の所要量を確保し、速やかに消毒を実施するものとする。

- (1) 防疫活動は、民生部福祉班が中心となり、まず防災行政無線（同報系）等による広報を行い、桑名保健所との緊密な連絡のもとに、実情に即した指導、協力を行う。
- (2) 災害の状況等により防疫班を適宜設置し、救護班と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。
- (3) 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の消毒並びにねずみ族、昆虫等駆除を行う。
- (4) 被災地の家屋周辺の清掃及び井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (5) 感染症患者が発生した場合は、県に速やかに通知する。
- (6) 予防接種の実施
防疫上必要と認める場合は、知事が指示を行う。

第10 ペット対策

町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

また、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

第28節 廃棄物対策活動

関係対策部等
民生部

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震発生時に、廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生した場合、被災地のごみの収集措置及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期すものとする。

また、県内市町、環境組合、広域連合との「三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書」等に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施責任者

清掃計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町又は県の応援を求めて実施する。

第 3 実施方法

町においては、民生部住民班を中心に「清掃管理班」を編成し、可能な限り現有の人員器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処分をするものとする。ただし、町のみでは、収集運搬に支障を生ずる場合は、県災対本部に連絡のうえ、近隣の市町又は府県から応援を求め緊急事態の收拾処置にあたる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

1 ごみ処理

(1) 処理体制

本町におけるごみ処理は、桑名広域清掃事業組合資源循環センターで行っているが、災害発生時には、ごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

(2) 処理の方法

ごみの処理は、桑名広域清掃事業組合の処理施設において処理するものとするが、必要に応じて埋立等環境影響上支障のない方法で処理するものとする。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等と総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。（し尿発生量は、一人 1 日当たり 1.7 リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、農業集落排水、浄化槽及び汲み取りにより実施するものとするが、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、町が特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずるため、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設的能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、町に甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

5 死亡したペットの処理

死亡したペットの処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

- (1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。
- (2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。
- (3) 処理は埋却及び焼却によって行う。

埋却	埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1 m以上の余地を残す深さとし、死亡したペットのうえには厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。
焼却	十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

(4) 特定動物（猛獣類）における準用

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

第29節 遺体の取扱い

関係対策部等
総務部 民生部 桑名警察署 消防団

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震により、多数の死者、行方不明者が発生し、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に応急的な対策を実施し、人心の安定を図るものとする。

また、三重県葬祭業協同組合との「災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施責任者

- 1 遺体の搜索、検視場所、遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。
- 2 遺体の検視は警察が行うものとする。
- 3 遺体の検案は、警察が町と連携を取りながら、（公社）三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学分野等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。

第 3 遺体の搜索

- 1 遺体搜索
 - (1) 行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
 - (2) 遺体の搜索活動は、町長が消防団、桑名警察署に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、搜索を実施する。
また、必要により地域住民の協力を得るものとする。
- 2 応援の要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、桑名保健所に遺体搜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をするものとする。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

 - (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
 - (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
 - (3) 応援を求めたい人数又は船艇、器具等
 - (4) その他必要な事項

第4 検視場所・遺体安置所の開設

町は、警察（桑名警察署）と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察（桑名警察署）と調整を図り、候補地を事前に検討しておく）

第5 遺体の収容処理

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体进行处理するものとする。

1 実施方法

遺体の処理は、町長が消防機関及び桑名警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

2 処理の内容

（1） 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医師が実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

（2） 遺体の一時保存

原則として、町内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、町長は体育館等の施設又は寺院等の施設を借上げ、埋葬するまで保存する。

（3） 検案

原則として、県及び県警察等と連携のうえ、医師会等に要請して行う。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、検視その他所要の措置を行う。

3 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 変死体の届出

変死体については、直ちに桑名警察署に届出をし、検視後に遺体の処理にあたる。

5 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡すものとする。

第6 遺体の埋火葬

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として町において直接火葬・埋葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、その場合において次の点に留意するものとする。

1 事故等による遺体については、警察署から引継ぎを受けた後埋火葬する。

2 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬にあたっては土葬とする。

- 3 漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に準じ処理する。
- 4 埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

第7 救助法が適用になった場合

1 遺体の搜索

救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、舟艇、その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理、収容

救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

(1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は原則として、県及び県警察等と連携のうえ、医師会等に要請して行う。

(3) 方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

(4) 費用の限度

ア 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の限度とする。

イ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。）

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の埋火葬

救助法適用時における遺体の埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

(1) 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事が実施又は知事が実施することが困難であると認められるため救助事務の内容、期間等を町長に通知したときは、町長が行うことを原則とする。

(3) 費用

ア 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

イ 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおり。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第30節 文教対策

関係対策部等

教育部

第1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震による教育施設の被災、幼児児童生徒の被災又は教育施設の避難所としての使用により、通常の実業が行えない場合の応急的な教育の対策は、本計画によるものとする。

第2 実施責任者

町長所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行うものとする。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第3 応急計画の策定

地震発生時における幼児児童生徒の安全及び教育施設の確保を図るため、町教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

1 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では、日頃から災害に備え教職員等の役割の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備するものとする。

2 幼児児童生徒の安全確保

(1) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の幼児児童生徒の安全を確保するために、幼児児童生徒に対して防災上必要な教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

(2) 登下校時の安全確保

登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、幼児児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、幼児児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3 施設の防備

教育施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第4 応急的な教育の実施

1 応急的な教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 町立学校（園）施設の危険度判定を行う。

(2) 校舎（園）の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

- (3) 校舎（園）の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校（園）施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4) 応急的な教育の実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災対本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 応急的な教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため学力低下のおそれがある場合は、応急の仮校舎で授業を行う。

第5 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたす場合、町教育委員会は、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

第6 被災幼児児童生徒の保健管理

町立学校（園）では、教職員が分担し幼児児童生徒の状況を把握し、安全指導、生活指導及びこころのケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及びこころのケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

第7 授業料の減免等の判断

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、保護者等が被災により従前得ていた収入を得ることができなくなり要件を満たした場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）により、高等学校等就学支援金を支給する。

災害に伴い町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

第8 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、公立学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

第9 教科書、学用品等の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与する。

学用品の給与は、町長（救助法が適用された場合は知事の委任による町長）が行う。

第10 文化財の保護

1 被害報告

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

2 応急対策

町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

第11 被災児童生徒等の保健管理

被災児童生徒等のこころの相談を行うため、保健室を設けてカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置にあたるものとする。

学校の設置者は救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急措置にあたる。

第12 事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教職員の協力方法
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- 6 避難所受入体制等の整備

避難所となっている学校の教職員は、その運営が町の災対本部に引き継がれるまでの間、災対本部との連携を密にしながら、避難住民の受入体制の整備を図る。

（1）避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

（2）避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検を行うなどの措置が必要となる

ため、その役割について検討を行う。

第13 救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

2 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用及び期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第31節 住宅応急対策

関係対策部等
総務部
事業部

第 1 計画の方針

南海トラフ地震等大規模地震により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第 2 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被災した住宅の応急修理は、県が行うが、知事から委任された場合は町で行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは町長が行う。

災害時における被災者用の住居として利用可能な民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

第 3 住宅関連情報の収集

1 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

2 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

第 4 被災建築物応急危険度判定等の実施

1 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。あわせて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難”“避難継続”“応急修理”等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。あわせて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第5 応急仮設住宅の確保

応急仮設住宅の建設は、救助法が適用されない場合にあっても、救助法に準じて行うものとする。

応急仮設住宅の建設及び被災した住宅の応急修理は県が行うが、委任された場合は町で行う。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

1 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

町営住宅をはじめとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、被災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

2 建設用地の確保

応急仮設住宅の建設予定地については、次の事項を考慮し、別に定めるものとする。

- (1) 用地の選定にあたっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

3 建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各職工組合（大工、左官、建具等）と協定して、仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

4 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ、付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。

5 入居者の選定及び住宅の管理並びに処分

- (1) 応急仮設住宅には、要配慮者の優先入居をはじめ、円滑な入居の促進に努める。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (3) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮するものとする。

第7 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

住宅の応急修理は、救助法が適用されない場合にあっても、救助法に準じて行うものとする。原則として、住宅の応急修理は、町内の建設業者に協力を依頼するものとする。

第8 救助法が適用になった場合

1 応急仮設住宅

(1) 入居者

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(例)

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人及び母子家庭
- ④ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

(3) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

従って町においては、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(4) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用

費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第32節 災害救助法の適用

関係対策部等
民生部

第 1 計画の方針

大地震発生時において、家屋の倒壊をはじめとして、火災など各種災害の多発によって、多大の人的、物的被害が発生した場合、救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認めるときは速やかに所定の手続を行うものとする。

第 2 適用手続

- 1 町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- 2 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第 3 救助法適用の要件

- 1 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- 2 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- 3 原則として同一の原因による災害であること。

第 4 救助法が適用になった場合

1 救助法の適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるとき、救助法が適用される。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が、次の世帯数以上に達したとき。

人口	被害世帯数
5,000人以上 15,000人未満	40世帯

- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しない場合でも、県の区域内の被害世帯数が 1,500 世帯以上で、しかも本町の区域内の被害世帯数が(1)の世帯数の 2 分の 1 以上に達したとき。

人口	被害世帯数
5,000人以上 15,000人未満	20世帯

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯に達した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。

- (4) 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

【注】住家滅失世帯数の算定基準

- ① 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とする。
- ② 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ③ 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2 救助法の適用手続

- (1) 町長は、本町における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

3 救助の程度、方法及び期間等

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第5 救助の種類と実施権限の委任

1 救助法による救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 2 1のうち(1)（応急仮設住宅を除く。）、(2)、(5)、(8)、(9)、(10)に掲げる救助の実施については、あらかじめ町長に委任されており、これによって委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

- 3 1の(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例による支給や貸付が実施されている。

第6 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- 1 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- 2 国庫負担：1の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

第33節 災害義援金・義援物資の受入・配分

関係対策部等
会計部

第1 計画の方針

住民からの義えん金品の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義えん金品の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第2 災害義えん金品の募集、配分等

1 実施機関

災害義えん金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部
三重県社会福祉協議会、県、町、その他各種団体

2 募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は義えん品について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 集積引継ぎ

- (1) 各家庭から募集したときは、婦人会及び民生委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。
- (2) 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

4 保管

義えん金については、県災対本部（義援金受入・配分班）に送付し、そこで一括取りまとめ保管し、また義えん品については、各関係機関において保管するものとする。

5 配分、輸送

県は、配分の単位を市町として被災地の状況、義えん金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付するものとする。

6 費用

義えん金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担するものとする。

第4章 復旧対策

第1節 公共施設災害復旧事業計画

第1 計画の方針

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたり、できる限り速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第2 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

2 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基礎となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除とあわせて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

3 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

4 公園公共土木施設災害復旧事業計画

第3 農水産施設災害復旧事業計画

1 農地農業用施設災害復旧計画

本町における農地の災害は、河川の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、さらに堤防の決壊等によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊及び農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画にあたっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。なお、農業基盤整備事業として湛水防除事業、海岸保全施設整備事業等及び治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、県と連携して災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2 農水産施設災害復旧計画

農業協同組合その他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。（農水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

第4 社会福祉施設災害復旧事業計画

1 社会福祉事業を行う関係施設

- (1) 地方公共団体の設置にかかるもの
- (2) その他の設置にかかるものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。
- (3) (2)に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(2)に規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会よりさらに若干の財政援助をするものとする。

第5 学校教育施設災害復旧事業計画

日頃多数の児童生徒が通う学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

- 1 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設もあわせて実施するよう考慮する。
- 2 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- 3 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

第6 その他の災害復旧事業計画

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行うものとする。

第2節 財政金融計画

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 救助法第36条

イ 水防法第33条の2

ウ 基本法第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町が実施した費用

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適当なもので基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 国非常災害対策本部長又は国緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

国非常災害対策本部長又は国緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町にかかる局地的災害についても「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条にいう激甚災害とされる。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障がい者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内的の排除事業
 - b 公共的施設区域外の排除施設
- (セ) たん水排除事業

イ 農水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 土地改良区等の行うたん水排除事業等に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除(都道府県の措置)
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (エ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (オ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (ケ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設等小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定に関わらず地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 中小企業振興対策

町内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う以下の融資に関する援助指導に、町商工会が協力し、ひいては、町経済活動の回復を図るものとする。

県が行う振興計画は次のとおりである。

- 1 災害時に被災中小企業者のため、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。
- 2 災害復旧資金については、県の金融制度の優先的な貸出措置を講ずるほか、政府系中小企業金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）への積極的な融資紹介等を行う。
- 3 融資を受けるにあたっては、政府系中小企業金融機関とともに、民間金融機関の銀行、信用金庫及び信用組合に申込みよう指導するが、この際、信用力、担保力の不足を補うため、信用保証協会による特別保証措置を講ずる。
- 4 これら金融機関の貸付資金の調達支援を図るため、県の歳計現金の預託等を効率的に行う。

第4節 農漁業経営安定対策

第1 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

1 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金
- (5) 農業近代化資金

2 漁業関係

- (1) 漁業施設資金
- (2) 漁船資金
- (3) 沿岸漁業経営安定資金
- (4) 漁業の共同利用施設資金
- (5) 漁業の主務大臣指定施設資金

第2 天災融資制度

天災融資法に基づき、被災した農林漁業者等に対して、国、県及び市町が農協及び漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第5節 被災者の生活確保

災害を受けた地域の生活を安定させる復旧に必要な対策を講ずる。

第1 被災者に対する公的資金による融資

1 災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給する。

2 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給する。

3 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付ける。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」によるものとする。

4 生活福祉資金の貸付

（1）貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、福祉資金、住宅資金及び療養資金に限るものとする。

（2）借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書とその居住地を担当区域とする民生委員を通して、町社会福祉協議会を経て三重県社会福祉協議会長に提出する。

（3）貸付金の種類

ア 緊急小口資金（災害時特例）

イ 生活福祉資金（本則貸付）

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

（1）貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

（2）借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、町を経由して県へ提出する。

（3）貸付金の種類

ア 事業開始資金

イ 事業継続資金

ウ 住宅資金

エ 技能習得資金

オ 生活資金

カ 就職支度資金

キ 修学資金

- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金
- ス 児童扶養資金

6 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は、250万円とする。

償還期限 3年以内

利率 年1.3%

第2 被害者に対する職業あっせん等

1 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- イ 復旧までの間の生活保護を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

2 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第3 税その他公的徴収金の猶予及び減免等

災害により被災した町民に対しては、基本法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予及び減免措置を実施し、被災者の生活の安定に寄与するものとする。

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

第4 公営住宅の建設

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は消失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、県及び町は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構法の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

第5 生活必物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係する機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

第6節 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する制度である。

第1 被災者情報の収集と対応

1 被災者台帳整備に向けた検討

町は、県と協力して、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努める

2 住宅被害の認定及びり災証明書等の発行

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定やり災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

町は、被災者からの申請等の受付、り災証明書の発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

第2 適用基準及び支給条件

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに限る自然災害
- (6) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、⑤中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建物・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建物・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建物・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建物・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建物・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建物・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

3 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法

町は、被災世帯に対し、自立した生活を開始するために必要な経費について、被災者生活再建支援法による支援金の活用についての助言など制度の周知徹底に努めるものとする。

第7節 激甚災害の指定

第1 計画の方針

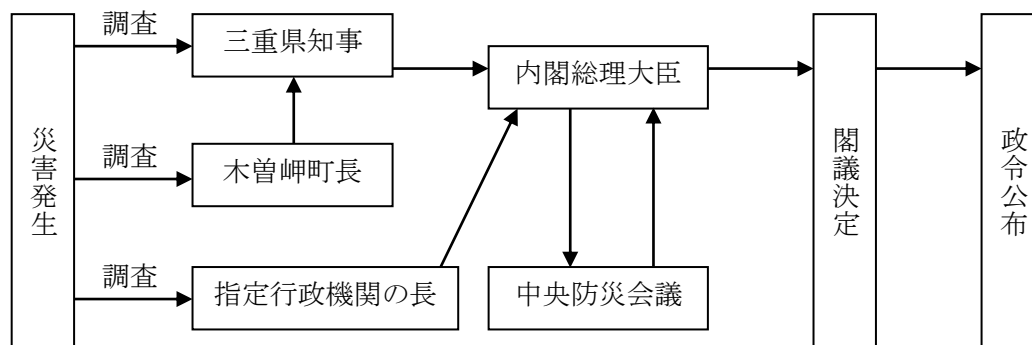
大地震の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続及び指定を受けた場合の手続等について定めるものとする。

第2 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚法に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

1 激甚災害の指定手続

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



2 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公立学校施設災害復旧事業
- ウ 公営住宅災害復旧事業
- エ 児童福祉施設災害復旧事業
- オ 老人福祉施設災害復旧事業
- カ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- キ 堆積土砂排除事業

(2) 農水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- イ 農水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農漁業者等に対する資金の融通に関する特例

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- イ 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- エ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する別の財政援助
- エ

3 激甚災害に関する調査

- (1) 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- (2) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

4 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国・県の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

第3 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

第4 特別財政援助の交付(申請)手続

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続を行う。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ法（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域にかかる地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第3節 町及び防災関係機関の責務と業務の大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおりとする。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

- 1 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達にかかる関係者の役割分担や連絡体制は、「第3章第5節 地震・津波情報等の伝達活動」によるものとする。

(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
避難指示 【警戒レベル4】	① 伊勢・三河湾に「大津波警報」「津波警報」が発表された場合 ② 非常に強い地震を体感した（震度5弱以上）又は揺れは弱くとも1分以上の長い揺れを体感した場合で、情報伝達システムの異常等により「大津波警報」、「津波警報」が伝達されない場合（津波による甚大な被害が発生するおそれがあると認められる場合）
避難指示の解除	① 大津波警報（津波警報、津波注意報）が解除されたとき（浸水被害が発生している場合は、浸水が解消された段階）

第4 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、町内全域が想定されるが、干拓地である木曽岬町大字新輪については居住者がいないため、木曽岬町大字新輪を除いた地域とする。

なお、町は、国が示す基準に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。また、指定緊急避難場所が不足している地域については、木曽岬町津波避難施設整備計画（平成27年3月策定）に基づき、緊急避難場所の整備に努めるものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

避難対象地域及び避難者数の想定

[木曽岬町津波避難施設整備計画（平成27年3月策定）より]

地区名	避難者数（人口）
加路戸 （新加路戸・見入流作含む）	456
見入	669
外平喜	91
近江島	113
西対海地	195
小林	182
和泉	265
小和泉	143
田代	173
雁ヶ地	198
栄	904
中和泉	347
富田子（和富含む）	1,283
三崎	288
白鷺（松永含む）	733
源緑輪中	522
新輪	－
合計	6,562

- 2 町は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- （1）地域の範囲
- （2）想定される危険の範囲
- （3）避難場所（屋内、屋外の種別）
- （4）避難場所に至る経路
- （5）避難の指示の伝達方法

- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
- 4 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

- (1) 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
- (2) 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

7 避難所における救護上の留意事項。

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 8 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 9 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

(津波避難計画の策定にあたって配慮すべき事項)

- ・津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮すること

第5 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

第6 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が津波等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第2章 第16節 公共施設・ライフライン施設 災害予防計画」によるものとする。

第7 交通

- 1 道路
 - (1) 町、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。
- 2 海上
 - (1) 鳥羽海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置にかかる具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

第8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

- 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

 - (1) 各施設に共通する事項
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食料等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9 迅速な救助

1 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

2 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

3 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 津波防護施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) 町防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第5節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域にかかる南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達にかかる防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(防災訓練の実施にあたって配慮すべき事項)

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を一人ひとりに定着させるよう工夫すること
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、以下の項目等の実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の日頃からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7節 地震防災上緊急に実施すべき事業の整備計画

津波避難の対象地域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業について、その目標と達成期間を設定のうえ、推進するものとする。

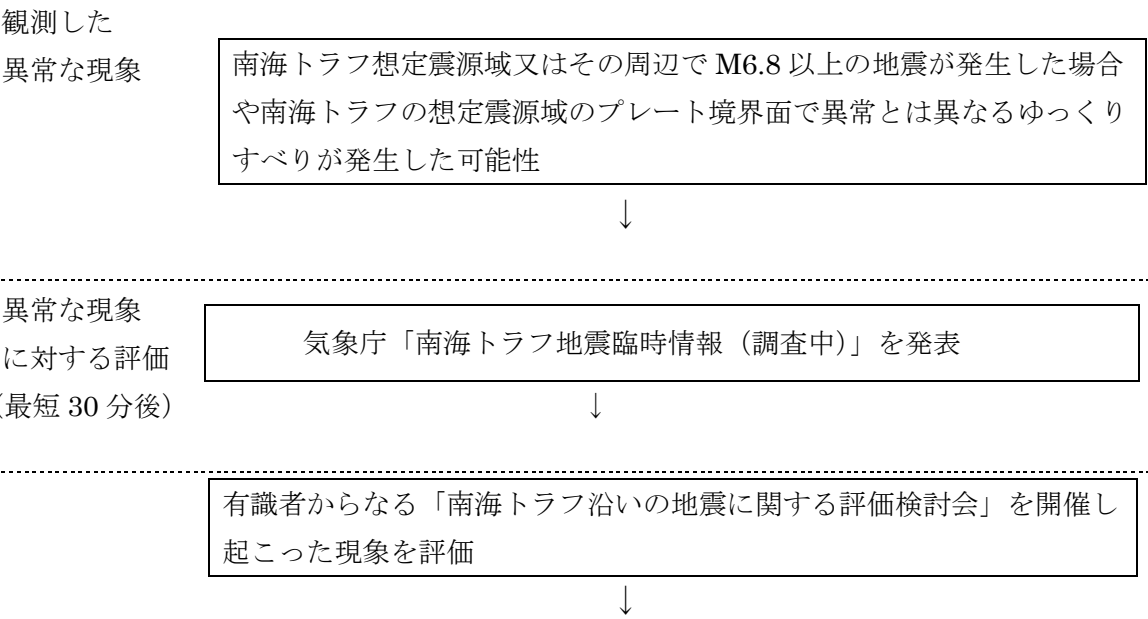
第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

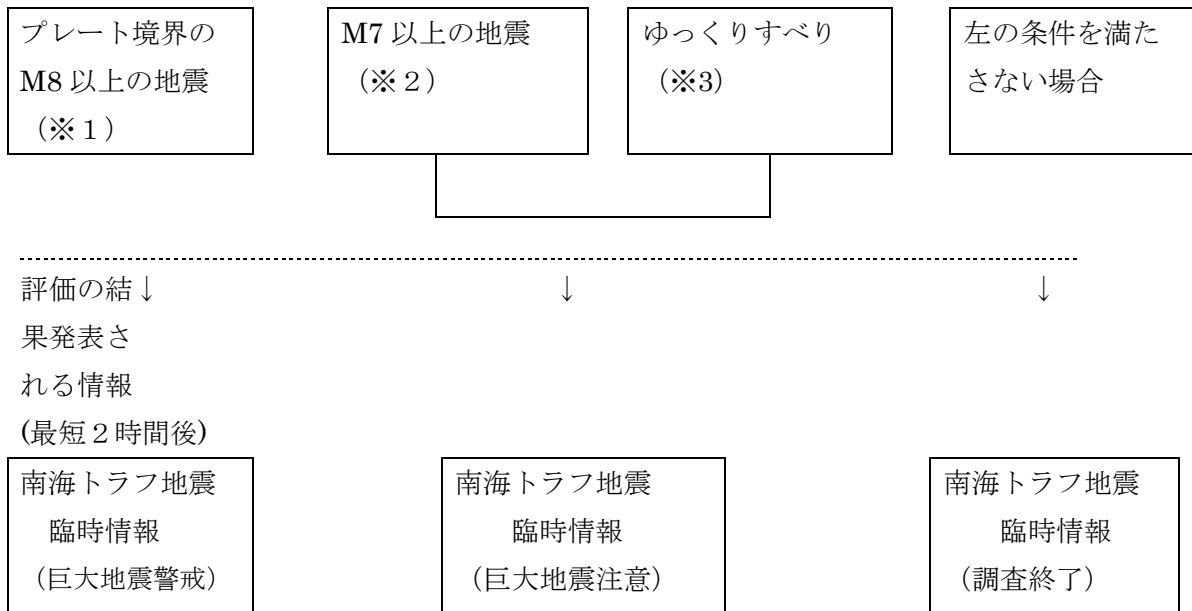
第1節 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の4段階に分かれる。

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合 【半割れ】
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く）【一部割れ】 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

1 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ





- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合
(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合
(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化としてとらえられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
(ゆっくりすべりケース)

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の流れ

	プレート境界の M8 以上の地震	M7 以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備開始		○今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃から地震への備えを再確認する等	巨大地震注意対応 ○日頃から地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃から地震への備えを再確認する等
1 週間	○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況に応じて自主的に避難		
(最短) 2 時間程度	○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難		
1 週間			

2 週間	巨大地震注意対応 ○日頃から地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

（三重県地域防災計画から抜粋）

第2節 配備体制

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表された場合「南海トラフ地震災害警戒準備体制」を危機管理課内に設置する。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には「南海トラフ地震災害警戒本部」を設置し、第1配備体制とし、情報収集及び緊急対策を実施する。なお、この場合には大規模地震発生時における迅速初動対応を確保するため、第1配備体制以下の職員も必要に応じて召集することがある。
- 3 体制が長期化されることも想定されるため、後発地震発生後の対応ができるよう適宜交代要員を決めておく。
- 4 地震発生から1週間が経過し、国から後発地震に対して警戒する措置が解除された段階で南海トラフ地震災害警戒本部を廃止し、危機管理課による南海トラフ警戒準備体制に切り替える。
- 5 なお、既に災害対策本部が設置されている場合は、この限りではない。

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
南海トラフ地震災害警戒 準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中） 又は南海トラフ地震臨時情報（巨 大地震注意）が発表された場合	初動体制に準ずる （日直又は当直） （危機管理課要員）
南海トラフ地震災害警戒 本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地 震警戒）が発表された場合	第1次配備体制に準ずる

第3節 対応の方針

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

以下のとおり対応する。

- 1 情報収集・連絡体制の確立
- 2 県及び関係機関との連絡体制の確認
- 3 町民への広報
- 4 公共施設等の点検
- 5 大規模地震に備えた災害対応の確認

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

以下のとおり対応する。

- 1 県及び各関係機関との的確な連絡体制
- 2 地震災害警戒本部の開設及び会議の開催
- 3 町民への広報
- 4 高齢者・要配慮者への避難準備の呼びかけ
- 5 広域避難の検討及び避難所開設の検討

第3 町民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性や平常時と比べて高まったと判断されたときは、防災行政無線・広報車等で速やかに町民に広報する。

{参考} 町民への広報内容

- ・「こちらは、木曽岬町役場です。本日〇〇時〇〇分に南海トラフ地震発生の可能性が、平常時より高まったとの臨時情報が発表されました。テレビ・ラジオ等の報道に十分注意するとともに、家具の転倒防止や非常持出品等の確認、家族との連絡・安否確認の方法、避難場所の確認をしておいて下さい」

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の準備事項

南海トラフ地震臨時情報が発表され、大規模な地震発生の可能性が高まったと評価された場合には、次の各項の検討や点検確保を行う。

- 1 各課の業務の検討
- 2 職員の動員体制の検討
- 3 こども園・小学校・中学校・社会福祉施設等の安全点検の実施
- 4 消防団への広報依頼
- 5 災害用備蓄品の確認
- 6 自家発電機等非常電源の確保
- 7 無線通信機等通信手段の確保

第5節 避難対策等

- 1 本町における事前に避難しておくことが望ましいとして定めた地域は、後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）としており、避難指示等を実施する。

また、安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、開設する避難所、避難経路等具体的な検討を行う。

高齢者等事前避難対象地域

設定する対象地域
三重県津波浸水予測図（平成26年3月三重県）により津波の浸水が予想されている地域（※町内全域）

- 2 避難所の開設及運営は、第3章第9節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」に準じた対策等を行う。
- 3 広域避難を検討する場合、避難所の受入可能数や受入場所について県、市町が調整し、広域避難を実施する。

第6節 町民のとるべき行動

- 1 テレビやラジオからの情報や、防災行政無線による広報等の正確な情報収集
- 2 家具の転倒・落下・移動の防止措置
- 3 火気の使用の自粛
- 4 消火器、消火用具の準備、確認
- 5 飲料水、食料、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の準備
- 6 避難行動要支援者等は、早期の事前避難

第7章 地震防災強化計画

第1節 総則

第1 強化計画の目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）は、大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定されたものである。

同法に基づき、東海地域を中心に1都7県157市町村が、県内では本町を含め10市町が東海地震を想定した地震防災対策強化地域に指定されており、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定された本町における「警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項」、「大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項」等、地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2 基本方針

- 1 この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づいて東海地震の警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策及び警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の必要な行動を中心に作成するものとする。
- 2 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、町のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- 3 地震発生後の災害対策は、「第3章 発災後対策計画」により対処するものとする。

第3 地震防災応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

本町は、次の業務を行うものとする。

- 1 「東海地震調査情報」（以下「調査情報」という。）、「東海地震注意情報」（以下「注意情報」という。）、「東海地震予知情報」（以下「予知情報」という。）及び予知情報の発表とほぼ同時に発令される「警戒宣言」並びに「注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表」（以下これらを「地震予知情報等」という。）に関する情報の収集、伝達及び広報
- 2 避難の指示又は警戒区域の設定
- 3 三重県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等
 - （1） 県職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - （2） 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を三重県へ報告
- 4 町消防団員及び水防団員の配備等
- 5 避難者等の救護
- 6 緊急輸送の実施
- 7 食糧、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

第2節 地震災害警戒本部の設置等

町は警戒宣言が発令された場合に、民心の安定を図るとともに、緊急対策を推進するために地震災害警戒本部を設置し、活動体制を整備するものとする。

第1 活動体制の概要

大震法に基づき東海地震の地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令された場合、町は、直ちに木曽岬町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置し、非常体制をとる。

また、注意情報が発表された場合は、予想される社会的混乱の発生を防止するとともに、警戒宣言発令に備え、速やかに警戒体制をとるものとする。

町警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、木曽岬町地震防災警戒本部条例（平成14年木曽岬町条例第15号）及び木曽岬町地震災害警戒本部運営要領（平成14年制定）に定めるところによる。

第2 町警戒本部の概要

1 組織及び所掌事務

（1）組織

町警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。

ア 本部長

（ア） 本部長は、町長があたる。

（イ） 本部長は、町警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

（ア） 副本部長は、政務統括監及び危機管理統括監があたる。

（イ） 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その代理をする。

ウ 本部会議等

（ア） 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

（イ） 本部会議は、地震防災応急対策について協議する。

（2）所掌事務

町警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 地震予知情報等の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

（ア） 町警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施にかかる県職員の派遣等必要な事項を要請する。

（イ） 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を三重県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。

（ウ） 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

ウ 避難の指示又は警戒区域の設定

エ 消防団員及び水防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災上の措置

なお、消防団（水防団）は、町警戒本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、特に次の事項を実施するものとする。

- ア 情報の収集と伝達
- イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- ウ 危険区域内の地域住民への避難の指示の伝達
- エ 出火防止のための広報
- オ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- カ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
- キ 住民の避難誘導
- ク 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- ケ 警戒区域からの避難確保のパトロール
- コ 救助用資機材の確保準備
- サ その他状況に応じた防災、水防活動

2 職員動員（配備）

（1）準備体制

調査情報が発表された場合は、町地域防災計画地震・津波対策編及び関係例規（以下「計画等」という。）に定める準備体制により、連絡体制を整えるものとする。

（2）警戒体制

注意情報が発表された場合は、計画等に定める配備計画による人員が警戒宣言に備えて防災業務につくとともに、警戒宣言の発令とともに速やかに町警戒本部の設置ができる体制を整えるものとする。

（3）非常体制

注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定が公表又は予知情報が発表（警戒宣言発令）された場合には計画等に定める非常体制をとり、全職員は、勤務時間外、休日等において、警戒宣言発令を知った場合は、連絡を待たずに自ら町役場又は計画等に定める場所へ参集するものとする。

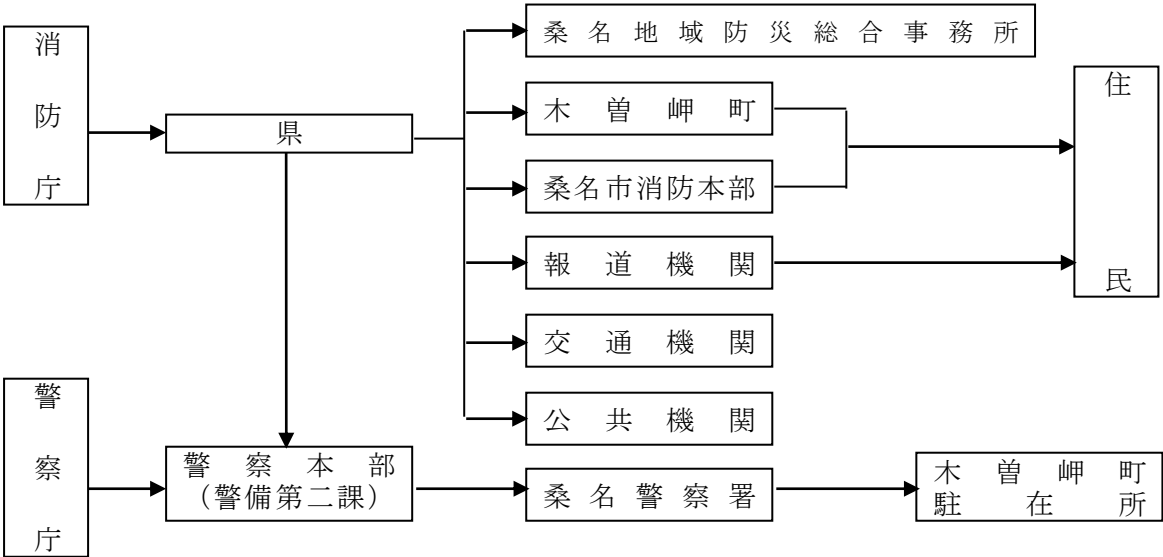
また、町職員が的確な地震防災応急対策を実施し、地震発生時に的確な対応ができるよう、災害対応マニュアルを作成するものとする。

第3節 情報伝達計画

町は、警戒宣言が発令された場合、又は注意情報が発表された場合に、警戒宣言及び大規模地震に関する情報等を各防災関係機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達するものとする。

第1 伝達系統（大震法に基づく地震予知情報等の伝達系統）

地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



第2 地震予知情報等の受理、伝達、周知

- 1 県から伝達される地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、防災行政無線において、确实に行うものとする。
- 2 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン及び防災行政無線等を用いて、住民等に确实に伝達するものとする。
- 3 地震予知情報等は、防災行政無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

第3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課及び局等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- 1 避難の状況
- 2 交通機関の運行及び道路交通の状況
- 3 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- 4 ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- 5 情報の変容、風評等の状況
- 6 避難の指示又は警戒区域の設定

- 7 消防（水防）職員・団員等の配備命令
- 8 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

第4 県警戒本部に対する報告

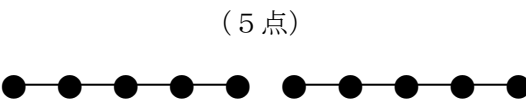
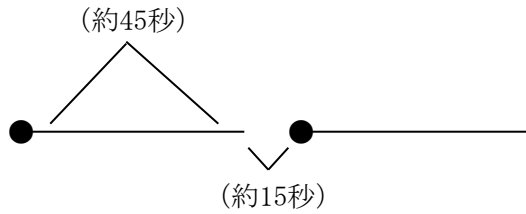
県警戒本部への報告は、桑名地域防災総合事務所を通じて速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- 1 避難の状況
- 2 町の地震防災応急対策の実施状況

第5 信号伝達方法

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘及びサイレンによって周知する場合の標識は次のとおりである。

警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第4節 住民等への広報計画

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、町は、地震予知情報等に対応する広報活動を実施するものとする。

第1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- 1 町周辺の地震及び津波の予想
- 2 町周辺の交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- 3 町のライフラインに関する情報
- 4 町の生活関連情報
- 5 混乱防止のための対応措置
- 6 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- 7 応急計画を作成している町に存する事業所（以下「事業所」という。）に対する計画実施の呼びかけ
- 8 応急計画を作成していない事業所及び住民がとるべき措置
- 9 金融機関が講じた措置に関する情報
- 10 その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

第2 広報手段

住民等への広報は、防災行政無線及び県を經由して報道機関の協力を得て一元的に行う。また、障がい者や外国人等、特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は文字及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行うものとする。

また、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、対応窓口を危機管理課に設置する。

第3 警戒宣言前の準備行動に関する情報内容の周知

町長は、注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、町の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

なお、観測情報時は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡職員の確保等必要な対策をとるものとする。

第5節 避難対策計画

町は、警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行うものとする。

第1 避難対策の基本方針

- 1 町は、津波の浸水及び地盤の液状化現象の危険が予想されるため、避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等に対し、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難するべく必要な措置をとるものとする。
- 2 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。
ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努めるものとする。
- 3 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- 4 避難対象地区以外の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。
- 5 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができるものとする。

第2 避難のための指示

- 1 指示の基準
町長は、原則として「避難の指示」を行うものとする。
- 2 指示の伝達方法
町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、防災行政無線、広報車等により避難の指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。
なお、町は、必要に応じ避難の指示に関する放送を県に依頼する。
- 3 避難に関しての周知事項
町（桑名市消防本部長島木曾岬分署、木曾岬町消防団（水防団）を含む。）及び桑名警察署は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努めるものとする。
 - （1） 避難対象地区の地区名
 - （2） 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等地震防災応急対策の実施
 - （3） 避難経路及び避難先
 - （4） 避難する時期
 - （5） 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域設定対象地域

町は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、本節第2の3に準じて周知を図るものとする。

2 規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとるものとする。町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯、防火のためのパトロールを実施するように努める。

第4 避難状況の報告

1 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は桑名警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(2)に関する報告を求めないものとする。

(1) 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置

ウ 町等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

ア 避難地名

イ 避難者数

ウ 必要な救助・保護の内容

エ 町等に対する要請事項

2 町は、避難状況について県警戒本部へ報告するものとする。

第5 避難地の設置及び避難生活

1 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や液状化現象の危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 本地域防災計画に規定する避難場所のうち、津波や液状化現象の危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し、避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

- ア 町は、自主防災組織及び避難地である学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。
- イ 避難地には、避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により桑名警察署に警察官の配置を要請する。
- ウ 避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

第6 児童生徒等の安全対策

- 1 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 児童生徒等が在校中に注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合には、授業、部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - (2) 児童生徒等が、登下校中に注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - (3) 児童生徒等が、在宅中に注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- 2 注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要に応じ、児童生徒等の引渡し等の安全確保対策等の措置をとるものとする。
- 3 学校等においては、1の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地区の実態に則して具体的な対応方法を定めておくものとする。
- 4 注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- 5 施設、設備について、日頃から安全点検を行い注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第7 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

第6節 緊急輸送計画

町は、警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保するものとする。

第1 緊急輸送基本方針

- 1 町は、地震防災応急対策を実施するために、緊急輸送を行うものとする。
- 2 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行うものとする。
- 3 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県の警戒本部と協議し、緊急輸送を行うものとする。
- 4 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行うものとする。

第2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- 1 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- 2 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- 3 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - (1) 食料
 - (2) 日用品等
 - (3) その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 輸送体制の確立

- 1 輸送の方法
 - (1) 陸上輸送
三重県地域防災計画地震・津波対策編「第3章 第18節 緊急輸送活動」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。
 - (2) 海上輸送
原則として海上輸送は行わないものとする。
 - (3) 航空輸送
県に依頼し、必要に応じて県及び県警察等の機関のヘリコプターによって行うものとする。
- 2 輸送手段の確保
次により、輸送手段の確保を図る。
 - (1) 町有車両の活用
 - (2) 民間車両の借上げ
 - (3) 三重県から国に対する自衛隊の地震災害派遣要請の依頼
 - (4) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

第4 緊急輸送の調整

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次により輸送につき調整するものとする。

第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

第7節 自衛隊との連携計画

町は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、県警戒本部長に対し自衛隊の地震災害派遣を要請するものとする。

第1 町長の要請手続

町長は、県警戒本部長に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する地区及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請を依頼する事項は、概ね次のとおりである。

- 1 車両、航空機による広報の支援
- 2 航空機、ヘリコプター等による緊急輸送の確保
- 3 住民の避難、誘導についての支援
- 4 水防の応急措置
- 5 情報の収集、通信の支援
- 6 医療手段等の提供等のための体制の準備

第2 派遣部隊の受入体制

町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- 1 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- 2 作業計画及び資機材の準備
- 3 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- 4 住民の協力
- 5 派遣部隊の誘導

第3 警戒宣言前の準備行動

注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、町長は、上記第1、第2の準備を開始するものとする。

第8節 消防活動に関する計画

町は、警戒宣言が発せられた場合、出火防止に関する活動を実施するものとする。

第1 出火防止活動の実施

- 1 消防団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- 2 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- 3 資機材の点検、整備を行う。
- 4 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- 5 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- 6 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- 7 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- 8 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- 9 迅速な救急救助のための体制確立を図る。

第9節 社会秩序維持計画

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して生活の安定及び犯罪の発生を防止するものとする。

第1 警備体制の確立

東海地震注意情報の伝達を受けた場合における、警備対策等の具体的な運用については、「三重県警察災害警備計画」により、県警察本部及び桑名警察署に東海地震警戒警備本部を設置するとともに、部隊の編成等所要の措置をとるものとする。

第2 警戒警備活動重点

- 1 地震予知情報等の伝達
- 2 各種情報の収集及び伝達
- 3 警戒宣言発令時における住民等に対する広報
- 4 交通規制及び緊急交通路の確保
- 5 人の集まる場所における混乱の防止
- 6 各種犯罪の予防及び取締り
- 7 防災関係機関との連絡共助
- 8 地域防犯団体等への指導

第10節 ライフライン施設応急対策計画

町及び関係機関は、警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施するものとする。

第1 飲料水の確保

- 1 町は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続するものとする。
施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック及び三重県等の応援を要請するものとする。
- 2 町は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立するものとする。

第2 電気の供給（中部電力株式会社）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

注意情報が発表されたとき、電力事業者は、次の配置を講ずる。

- 1 地震災害警戒本部の設置
注意情報の発表により、地震災害警戒本部を設置する。
- 2 要員・資機材等の確保
 - (1) 地震警戒要員を確保する。
 - (2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
 - (3) 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。
- 3 情報連絡ルートの確保
 - (1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
 - (2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
 - (3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。
また、必要がある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。
- 4 被害予防措置
特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。
- 5 広報活動
報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

第3 ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

1 地震災害警戒本部の設置

注意情報の発表により、地震災害警戒本部を設置する。

2 要員・資機材等の確保

(1) 地震警戒要員を確保する。

(2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

(3) 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

3 情報連絡ルートの確保

(1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

(2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

(3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要がある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

4 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

5 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

第4 通信の確保（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDDI 株式会社三重支店、au 三重支店、株式会社シー・ティー・ワイ）

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

1 地震予知情報等の正確、迅速な伝達

地震予知情報等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

2 地震災害警戒本部の設置

注意情報の発表により、地震災害警戒本部を設置する。

3 要員・資機材等の確保

(1) 地震警戒要員を確保する。

(2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

(3) 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

4 情報連絡ルートの確保

- (1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
- (2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- (3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。
また、必要がある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

5 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

6 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- (2) 電報の受付、配達状況
- (3) 利用者に協力を要請する事項
- (4) その他必要とする事項

第11節 交通対策計画

警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保するものとする。

第1 道路交通対策

1 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行うものとする。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとする。
- (3) 緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。

2 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この節において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は、極力抑制する。

(3) 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

(4) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

- ア 伊勢湾岸自動車道
- イ 東名阪自動車道
- ウ 伊勢自動車道
- エ 国道1号
- オ 国道23号
- カ 国道25号（名阪国道）
- キ 国道42号

(5) 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

3 緊急輸送路等を確保するための措置

- (1) 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。
- (2) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内の流入を禁止する。
- (3) 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

4 緊急輸送車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 警戒宣言が発令された場合、交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

(2) 緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付

ア 災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、大規模地震対策特別措置法施行令第12条に規定されている緊急輸送車両確認証明書及び標章を交付する。

イ 車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急輸送車両であることの確認を行い、確認したときは、上記の緊急輸送車両確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急輸送車両の確認の取扱い

ア 上記(2)ア及びイの緊急輸送車両の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び警戒宣言発令に伴い設置される交通検問所において取り扱うものとする。

イ 上記(2)イの緊急輸送車両の確認は、知事部局においても取り扱うことができるものとする。

第2 公共輸送対策

1 バス

- (1) バスには、営業所、出張所等から地震予知情報等が伝達される。また、町のサイレン等によって警戒宣言の発令を覚知する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

第12節 食料、生活必需品確保計画

注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。さらに警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、生活の安定を図るものとする。

また、警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、住民等の自助努力によって確保することを基本とし、町における緊急物資の供給は、これを補完するものとする。

第1 食料等の確保

- 1 津波や液状化現象の危険予想地域の住民等で非常時に持出ができなかった者や居住地に帰宅することのできない旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- 2 「三重県市町災害時応援協定」に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- 3 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- 4 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- 5 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 6 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- 7 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- 8 応急復旧体制の準備をする。

第2 警戒宣言前の準備行動

注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、各備蓄倉庫を点検し、食料、生活必需品、資機材等の必要量を確認するものとする。

第13節 医療・救護計画

警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずるものとする。

第1 医療・救護活動

- 1 医療・救護活動の準備を関係機関に要請する。
- 2 医療・救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
- 3 要救護者の搬送準備を行う。
- 4 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- 5 町長は、あらかじめ協議して定めた医療機関が警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- 6 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第14節 公共施設等対策計画

注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施するものとする。

第1 公共施設（町が管理又は運営する施設）

1 道路

注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、町は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む。）の中断等の措置をとるものとする。

- （1） 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置、横断幕等により道路利用者に対し行う。
- （2） 緊急輸送路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。
- （3） 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- （4） 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- （5） 幹線避難路における障害物除去に努める。

2 河川等

注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、町は直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

3 用水路

農業用水路については、注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発せられた場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水、又は減水を行うよう努めるものとする。また、町長は必要に応じ地域住民に対し避難の指示を行う。

4 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

- （1） 地震予知情報等の来訪者への伝達
- （2） 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- （3） 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止
- （4） 出火防止措置
- （5） 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- （6） 消防用施設等の点検、整備と事前配備

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- 5 工事中の公共施設、建築物、その他
工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
- 6 水道用水供給施設等
貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。
- 7 コンピュータ
コンピュータ・システムについては、概ね次の措置を講ずる。
 - (1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
 - (2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
 - (3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

- 1 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - (1) 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
 - (2) 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- 2 地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- 3 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- 4 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- 5 自衛消防組織に関すること。
- 6 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- 7 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
- 8 施設、消防用施設等の点検に関すること。
- 9 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第15節 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、住民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめるものとする。

第1 家庭における措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは、常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2 とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3 火の使用は、自粛すること。
- 4 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- 5 消火器や水バケツなどの消火用具の準備、確認を行うこと。
- 6 身軽で安全な服装に着替えること。
- 7 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- 8 万一のときは、脱出口を確保すること。
- 9 自主防災組織は、配置につくこと。
- 10 自動車や電話の使用は、自粛すること。

第2 職場における措置

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ
の措置をとること。
- 2 とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3 火の使用は、自粛すること。
- 4 消防計画、予防規定などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- 9 正確な情報を入手すること。
- 10 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は、自粛すること。

第3 運転者のとるべき措置

- 1 走行中の自動車の運転者は、一時自動車を道路の左側端に寄せ、又は路外に停車させ、カーラジオ等により地震予知情報等を聴取する。
- 2 一時停車の後は、警察官の指示又は交通情報等に従い行動する。
- 3 自動車を置いて避難等をする場合には、車両をできるだけ路外に、やむを得ない場合は、道路の左側端に駐車させる。
- 4 交通が禁止されたときは、エンジンキーを付けたまま避難等の措置をとる。
- 5 危険物品を輸送中のものは、安全な場所に移動する等の措置をとる。

第16節 大規模な地震にかかる防災訓練計画

町及び防災関係機関は地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第1 防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域にかかる大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。
- 4 県が行う総合防災訓練に参加するほか、他市町及び防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、町の実情に合わせて、概ね次に掲げる事項により、より高度かつ実践的に行う。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 情報収集及び伝達訓練
 - (3) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 5 町は、自主防災組織が実施する訓練に対して、積極的に支援を行うものとする。

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

東海地震が発生すれば、町内に多大な被害を被ることが予想されるため、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つよう意識の高揚に努める。

また、東海地震が発生してもその被害を最小限に抑えるなど災害に強い町土を支える住民及び職員づくりに努めるものとする。

第1 町が実施する対策

1 住民に対する普及計画

住民が地震防災の正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット等を作成し、各種防災行事や地震体験車による巡回時等に配布するとともに、報道機関等と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努めるものとする。

また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮するものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 町における津波危険予想地域、液状化現象の危険予想地域等に関する知識
- (7) 町における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 日頃住民等が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、学校等においては、町の実情に即した防災教育を計画的、かつ継続的に行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育

町は、職員に対して、震災に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけるため、職員研修等を利用して、次の事項等について地震防災教育の徹底を図るものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる警戒本部等の措置に関する内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識

- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

4 個人備蓄の推進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民等に広報していくものとする。また、本町及び県の備蓄計画についても広報を行い、周知を図る。

5 自動車運転者に対する普及計画

警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

第2 住民が実施する対策

1 個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭において3日間分程度の飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を備蓄しておくよう努めるものとする。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

2 要配慮者に対する対応

高齢者、子ども、障がい者、外国人など災害時に手助けが必要な方々は、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、不自由な生活を強いられることが考えられることから、地域で一体となった協力・支援体制を整えていく必要があるため、実践的な支援体制に努めるものとする。

第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」（以下「地震財特法」という。）及び「地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）」に規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実させるものとする。

第 1 地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画

別途定めるものとする。